

香川県新型コロナウイルス
対策検証WT 報告書
(令和2年1月～7月)

令和2年8月31日

はじめに

新型コロナウイルス感染症については、1月に我が国において初めて感染者が確認されて以降、徐々に感染が拡大し、3月17日には本県においても初めて感染者が確認された。3月26日には、新型コロナウイルス感染症のまん延のおそれが高いとして政府対策本部会議が立ち上がり、4月7日には東京都など7都府県、4月16日には全都道府県を対象として、緊急事態宣言がなされた。本県においても、新型インフルエンザ等特別措置法に基づく措置として、4月17日より外出自粛要請を、4月25日より休業要請等を実施した。その後、5月14日は本県を含む39県の緊急事態宣言が解除され、5月25日には全都道府県で解除がなされた。

その後、感染拡大防止と社会経済活動の両立を図るため、外出自粛やイベント開催などが段階的に緩和されてきたが、首都圏をはじめ都市部を中心に、6月末ごろから感染が再び拡大している。

本県においては、4月20日までに28名の感染が確認され、4月21日以降、80日間新たな感染者は発生していなかったが、7月10日に感染者が発生した。7月末時点では46名の感染が確認されている。

香川県新型コロナウイルス感染症対策検証WTにおいては、本年の年頭から7月31日までの間、香川県において実施してきた新型コロナウイルス感染症への対策を検証し、これまでの対策における課題、対応状況、今後の方向性についてとりまとめを行った。

1.香川県における対応の概要

	香川県の対応	国等の動き
1月	24日 新型コロナウイルス関連肺炎に関する庁内連絡会の開催	14日 国内患者発生1例目 30日 新型コロナウイルス感染症対策本部設置
2月	3日 帰国者・接触者相談センターの設置 10日 新型コロナウイルス感染症に関する対策検討会議の開催 21日 第2回新型コロナウイルス感染症に関する対策検討会議の開催 25日 第3回新型コロナウイルス感染症に関する対策検討会議の開催 27日 香川県新型コロナウイルス対策本部の設置、第1回香川県新型コロナウイルス対策本部会議の開催 28日 ・新型コロナウイルス感染症対策のための学校における一斉臨時休業の対応について発表 ・県内経済団体に新型コロナウイルス感染症対策の取組みについて要請 ・県主催イベント等の開催基準等を策定	1日 ・入国申請14日以前に湖北省に滞在歴がある外国人、中国旅券所持外国人の入国拒否 ・指定感染症法の施行 25日 「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」策定 27日 政府による学校園休校要請

香川県の対応

国等の動き

3月

- 6日 第4回新型コロナウイルス感染症に関する対策検討会議の開催
- 11日 第2回香川県新型コロナウイルス対策本部会議の開催
- 17日 第3回香川県新型コロナウイルス対策本部会議の開催
- 23日 ・第4回香川県新型コロナウイルス対策本部会議の開催
・県有施設の利用キャンセルに伴う料金の取り扱いを決定
- 24日 地方自治法第174条第1項の規定による専決処分(令和元年度補正予算)
- 26日 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく対策本部の設置、第5回香川県新型コロナウイルス対策本部会議の開催
- 27日 学校における令和2年度の教育活動の再開等について発表
- 30日 ・県主催イベント等の開催基準等の適用期間を延長(適用期間を4月12日まで延長)
・県有施設の利用キャンセルに伴う料金の取り扱い対象期間を延長(対象期間を4月30日までの施設利用分に延長)

- 19日 政府専門家会議「新型コロナウイルス感染症の状況分析・提言」(オーバーシュート・3密を避ける)
- 26日 改正新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく、政府対策本部会議の設置

4月

- 1日 県内の大学・高等専門学校や企業などに対して感染拡大防止の依頼
- 2日 教育活動の再開等の方針について通知
- 7日 香川県知事から県民の皆様へのメッセージ ～新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言発令を受けて～
- 8日 ・第6回香川県新型コロナウイルス対策本部会議の開催
・県主催イベント等の開催基準等を改定(適用期間を5月6日まで延長し、開催時の留意事項を追加)
・県立学校の臨時休業(4月13日から4月24日まで)を決定(同内容を市町教育委員会あてにも通知)

- 1日 政府専門家会議「新型コロナウイルス感染症の状況分析・提言」(「感染拡大警戒地域」、「感染確認地域」、「感染未確認地域」の区分ごとに、基本的な考え方や想定される対応を提示)

	香川県の対応	国等の動き
4月	<p>12日 第7回香川県新型コロナウイルス対策本部会議の開催</p> <p>13日 第8回香川県新型コロナウイルス対策本部会議の開催</p> <p>14日 ・新型コロナウイルス感染拡大「香川県緊急事態」宣言 ・香川県環境保健研究センターの体制(事務部門)を拡充</p> <p>17日 ・第9回香川県新型コロナウイルス対策本部会議の開催 ・新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条第1項に基づく外出自粛の要請(5月6日まで)</p> <p>20日 ・第10回香川県新型コロナウイルス対策本部会議の開催 ・香川県環境保健研究センターの体制(検査部門)を拡充 ・県立学校の臨時休業期間の延長(5月8日まで)を決定(同内容を市町教育委員会あてにも通知) ・香川県新型コロナウイルス感染症患者搬送調整本部の設置</p> <p>22日 ・第11回香川県新型コロナウイルス対策本部会議の開催 ・宿泊療養施設の確保(県職員等に対する教育支援は4月20日に自衛隊へ要請)</p> <p>25日 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく施設の使用停止及び催物の開催の停止要請(5月6日まで)</p> <p>27日 ・第12回香川県新型コロナウイルス対策本部会議の開催 ・香川県環境保健研究センターの体制(検査部門)を拡充</p> <p>30日 令和2年度4月補正予算議案の議決</p>	<p>7日 政府が特措法に基づく「緊急事態宣言」発出(7都府県、5/6まで)</p> <p>16日 政府が緊急事態宣言対象地域を全国に拡大</p> <p>20日 「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」の変更閣議決定</p>

香川県の対応

国等の動き

5月

- 1日 香川県環境保健研究センターの体制(検査部門)を拡充
- 2日 県外から多くの観光客が見込まれるうどん店に休業の協力を依頼(5月6日まで)
- 5日
 - ・第13回香川県新型コロナウイルス対策本部会議の開催
 - ・新型コロナウイルス感染収束に向けた香川県における緊急事態措置等を決定(5月7日から5月31日まで)
 - ・県立学校の臨時休業期間の延長(5月31日まで)を決定(同内容を市町教育委員会あてにも通知)
- 11日 第14回香川県新型コロナウイルス対策本部会議の開催
- 15日
 - ・第15回香川県新型コロナウイルス対策本部会議の開催
 - ・新型コロナウイルス感染症「香川県感染警戒宣言」
- 17日 香川県新型コロナウイルス健康相談コールセンターの開設
- 22日 「学校再開時の感染症予防対策ガイドライン」作成
- 25日
 - ・民間検査機関での新型コロナウイルス感染症の検査開始
 - ・たすけあいマスクバンクの開設
- 26日
 - ・第16回香川県新型コロナウイルス対策本部会議の開催
 - ・感染予防対策期へ移行

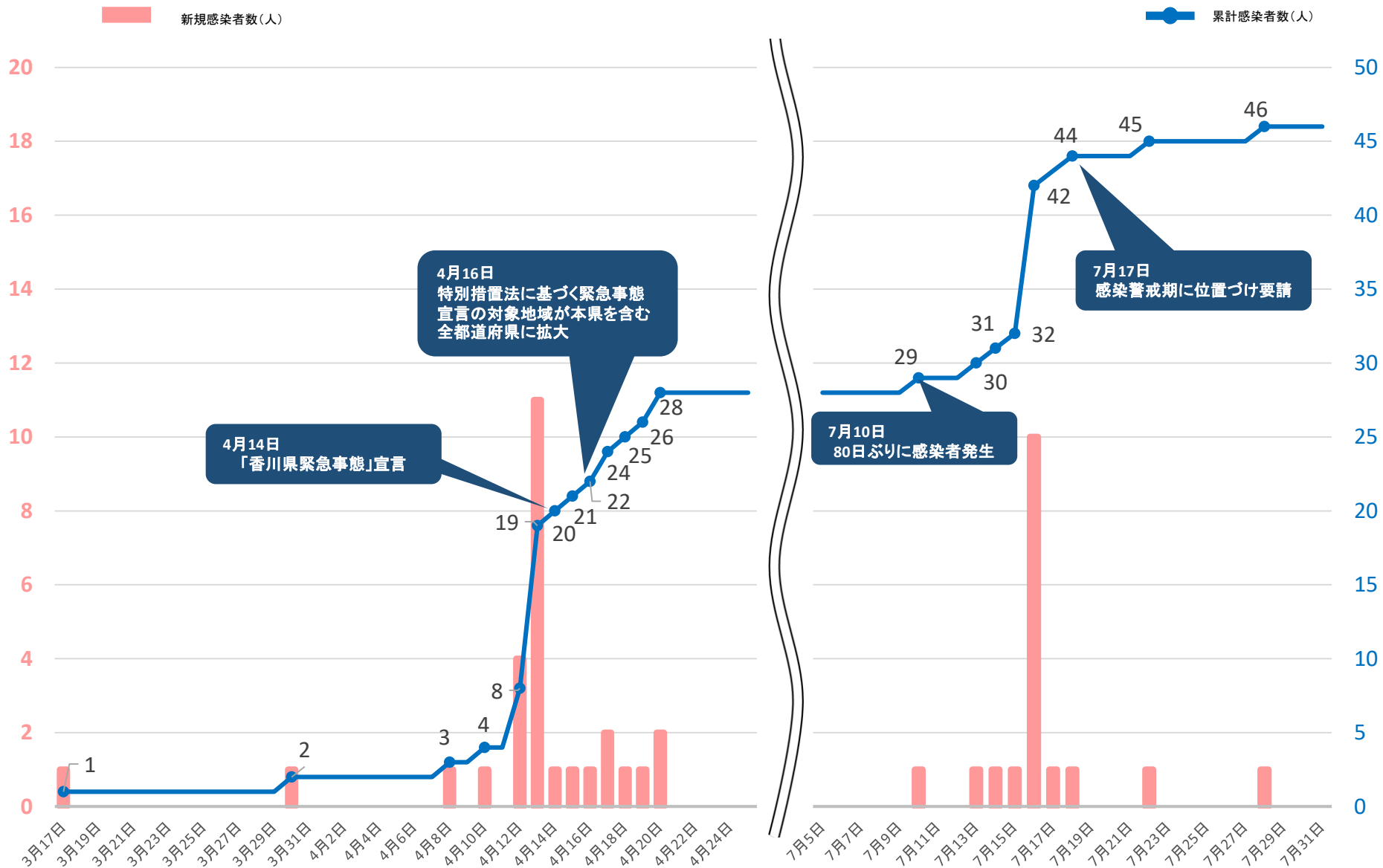
- 1日 政府専門家会議「新型コロナウイルス感染症の状況分析・提言」(新しい生活様式)
- 4日 政府が「緊急事態宣言」を5/31まで延長
- 14日
 - ・政府が緊急事態宣言解除の目安を決定
 - ・39県に緊急事態宣言の解除
 - ・8都道府県は特定警戒都道府県に指定
- 25日 緊急事態宣言全面解除
- 27日 コロナ2次補正予算閣議決定

	香川県の対応	国等の動き
6月	<p>1日 ・第17回香川県新型コロナウイルス対策本部会議・第1回香川県経済・雇用対策本部会議の開催 ・香川県新型コロナウイルス対策検証ワーキングチーム等の設置地方自治法第179条第1項の規定による専決処分(令和2年度補正予算)</p> <p>15日 第18回香川県新型コロナウイルス対策本部会議・第2回香川県経済・雇用対策本部会議の開催</p> <p>22日 第19回香川県新型コロナウイルス対策本部会議・第3回香川県経済・雇用対策本部会議の開催</p>	<p>19日 都道府県をまたぐ移動の自粛要請を全国的に緩和</p>
7月	<p>10日 第20回香川県新型コロナウイルス対策本部会議の開催</p> <p>13日 6月定例会にて、新型コロナウイルス感染症対策に係る補正予算(17,869百万円余)を計上</p> <p>15日 第21回香川県新型コロナウイルス対策本部会議の開催</p> <p>17日 第22回香川県新型コロナウイルス対策本部会議の開催</p> <p>18日 感染警戒期へ移行</p> <p>31日 第23回香川県新型コロナウイルス対策本部会議の開催</p>	<p>16日 新型コロナウイルス感染症対策分科会(爆発的な感染拡大に備えた対策を提案)</p> <p>22日 新型コロナウイルス感染症対策分科会(発症日毎のデータを初公開)</p> <p>22日 GO TOトラベルキャンペーン開始</p>

2. 感染状況、医療提供体制、検査体制等

①感染状況

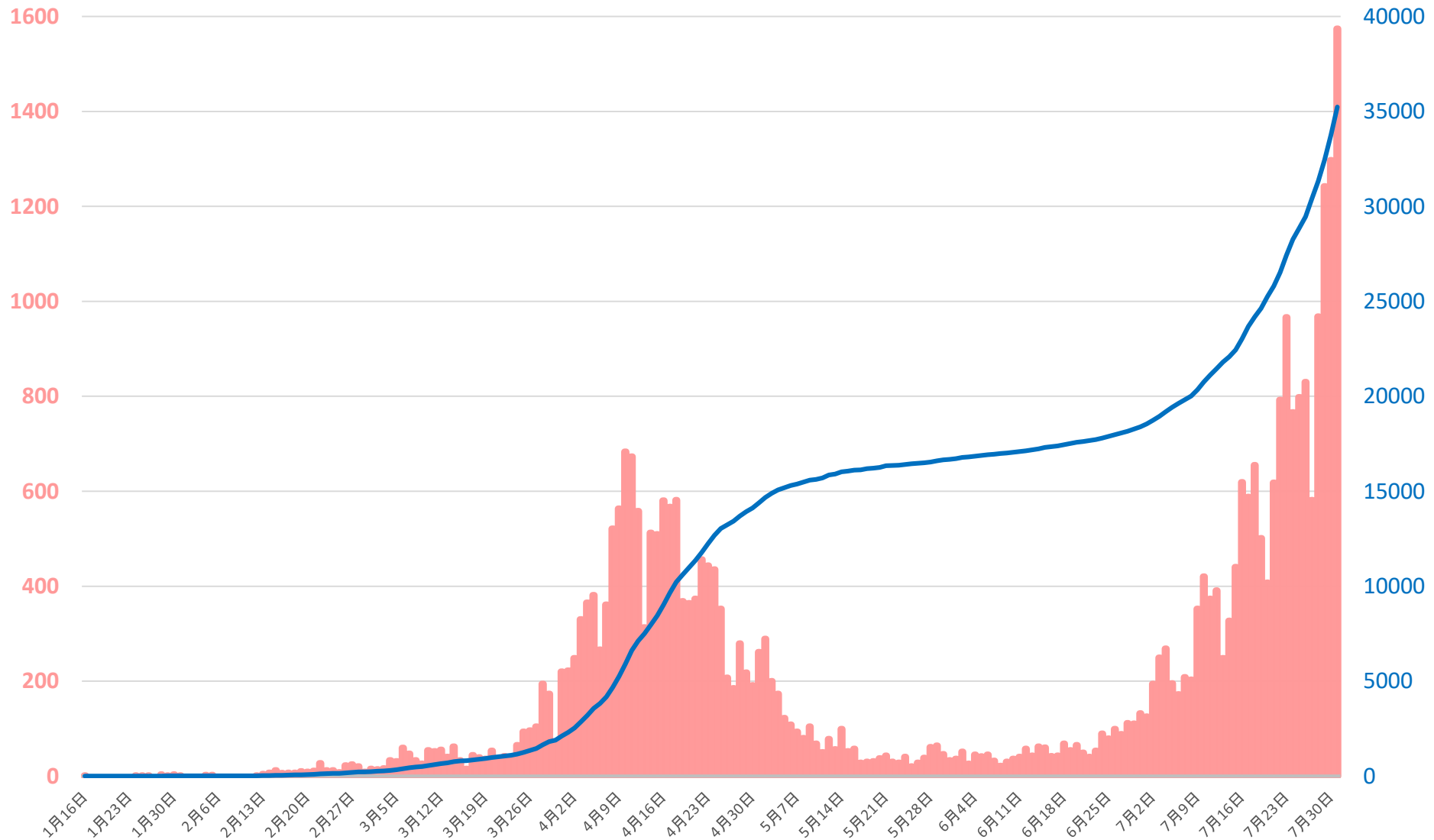
香川県の感染状況(3月17日～7月31日)



全国の感染状況(1月16日~7月31日)

新規感染者数(人)

累計感染者数(人)



高松市内保育所におけるクラスター発生事例

事案概要：

- 4月12日 高松市内の同一の保育所に勤務する保育士3名が発熱、倦怠感、味覚異常等を呈し、保健所へ電話連絡。PCR検査にて陽性と判明。
- 4月13日 同保育所に勤務する全職員を対象にPCR検査が実施され、さらに保育士8名が陽性であることが判明。
- 4月14日 クラスターの発生と判断し、厚生労働省クラスター対策班に派遣を要請。
- 4月15日・16日 同保育園に在籍する園児(長期休園中の園児を除く)にPCR検査を実施したところ、2名の園児の陽性が判明。

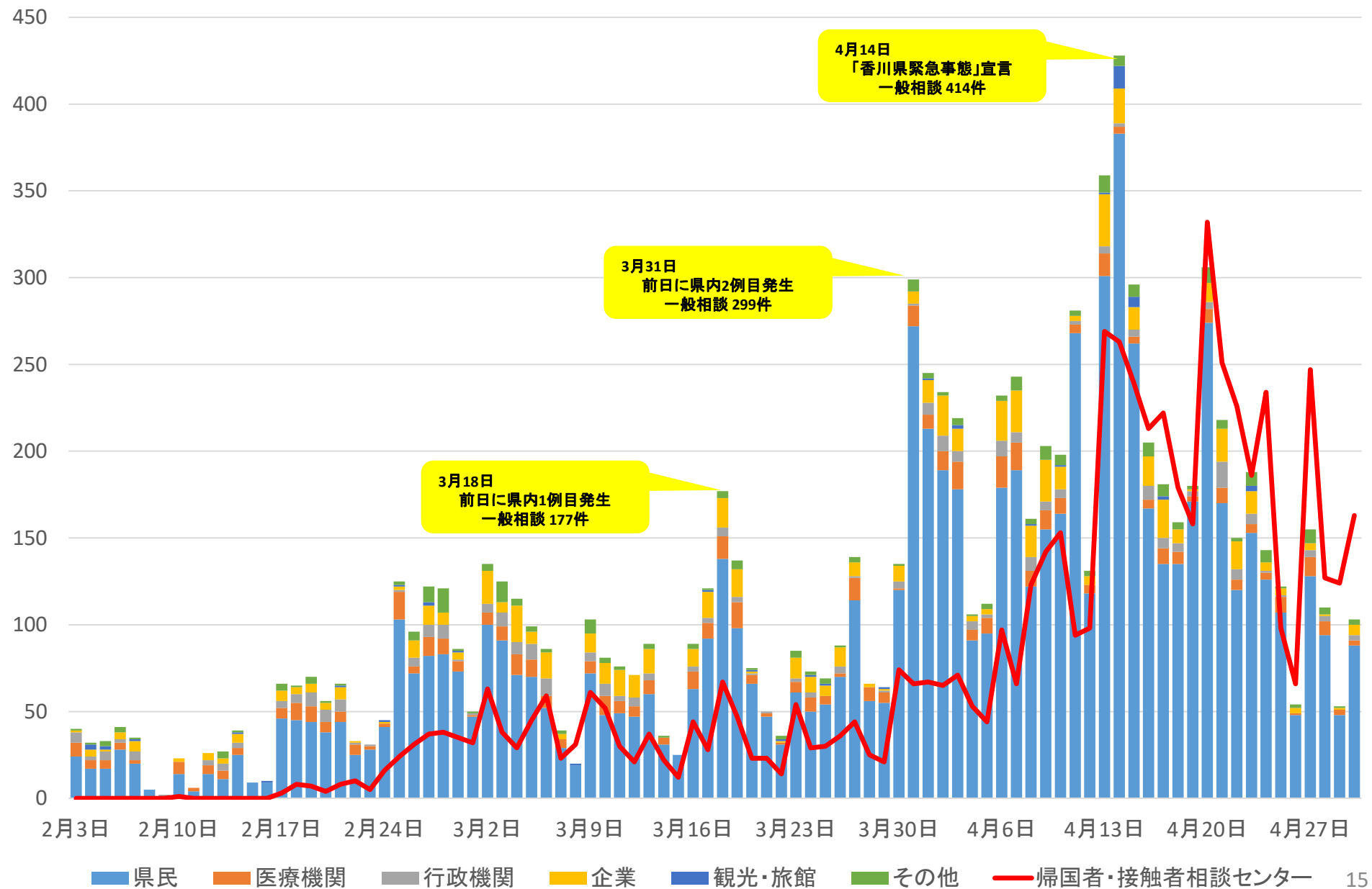
⇒ 計 13名 (保育士11名、園児2名) の陽性が判明した。

患者発生から数日内で保育所職員と園児全員(合計182名)のPCR検査を実施し、濃厚接触者の陽性が早期に判明したことで、家族を含め保育所以外の感染者は発生しなかった。

同様の事例を発生させないために、クラスター対策班の助言を受け、保育所向けチラシを作成。各市町を通じて配布を行った。

②相談体制等

相談件数 (一般相談、帰国者・接触者相談センター) の推移 (2/3~4/30)

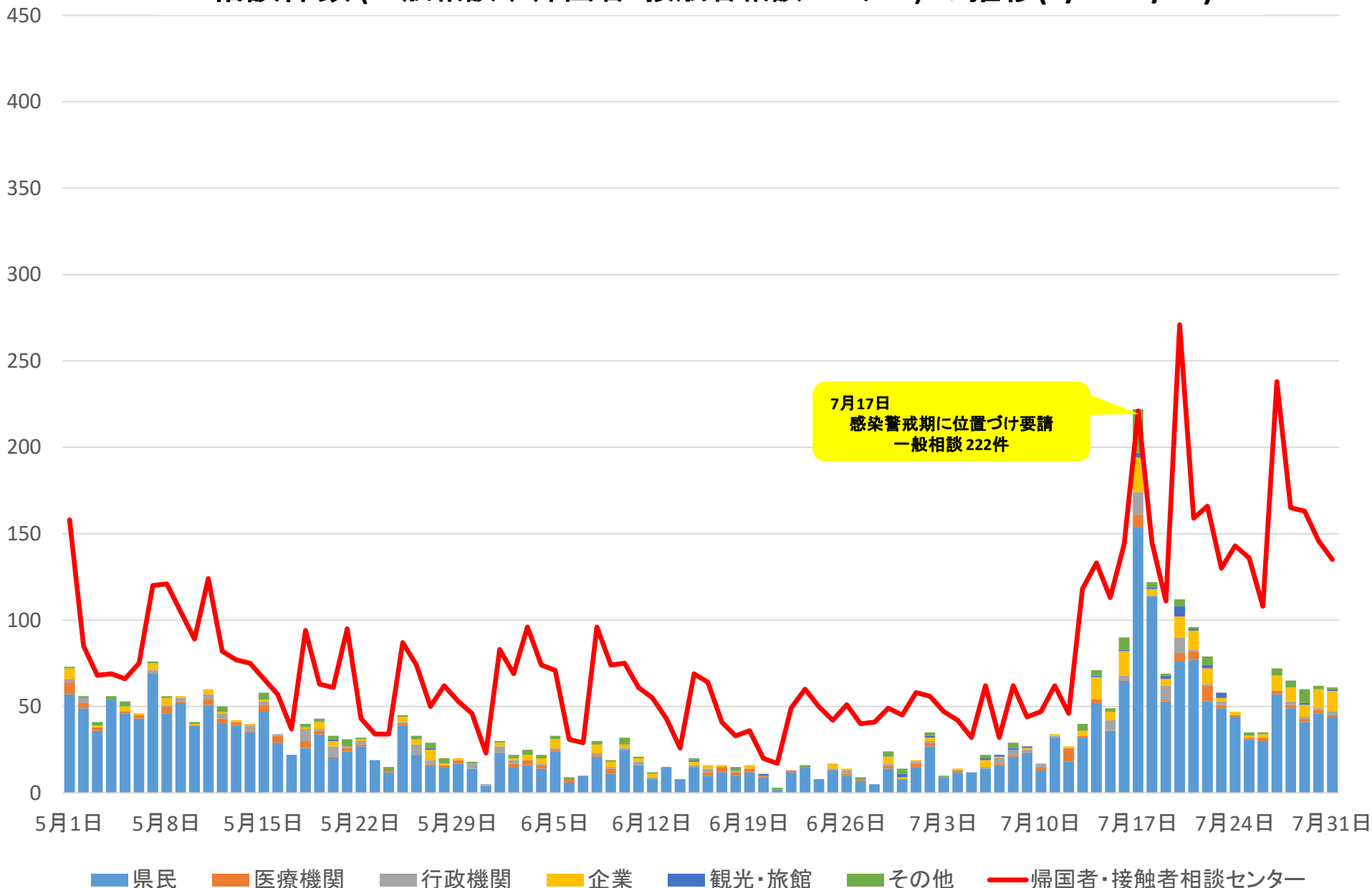


4月14日
「香川県緊急事態」宣言
一般相談 414件

3月31日
前日に県内2例目発生
一般相談 299件

3月18日
前日に県内1例目発生
一般相談 177件

相談件数 (一般相談、帰国者・接触者相談センター) の推移(5/1~7/31)



●相談体制等

○実施してきた対応策等

0) 感染拡大防止集中対策期以前(～4/16)	1/29～ 県内保健所で受診相談や一般相談に対応を開始 2/3～各保健所に帰国者・接触者相談センターを設置(土日祝日含む24時間対応)
i) 感染拡大防止集中対策期(4/17～5/6)	相談件数や検査件数が増加し、医療機関等から夜間・深夜の相談も増えたため、委託保健師の活用や夜間の電話対応の見直し(固定制から当番制に変更)
ii) 感染拡大防止対策期(5/7～5/14)	相談マニュアルの改訂等所内体制の整備を継続するとともに、市町や消防との話し合いを継続
iii) 感染警戒期(5/15～5/25)	5/18～新型コロナウイルス感染症に関する県民からの電話相談に一元的に対応する新型コロナウイルス健康相談コールセンターを高松市と共同で設置し、一般相談、帰国者・接触者相談の集約化
iv) 感染予防対策期(5/26～7/17)	電話回線数を増設する枠の確保 県下全域の医療機関に、県看護協会を通じた看護職員の派遣について協力を依頼
v) 感染警戒期(7/18～7/31)	患者発生に伴う相談件数の増加に対応するため、相談件数の増加に応じて一般職員や保健師を増員

【実績】

各保健所で対応していた一般相談及び帰国者・接触者相談を、新型コロナウイルス健康相談コールセンターに一元化した後は、相談件数全体の約7割を、新型コロナウイルス健康相談コールセンターで対応（残る3割を保健所が対応）。

課題

- ① 新規陽性患者の発生状況等により相談件数が増減するため、相談件数が急増したときに備えて、電話回線の増設等、柔軟に対応できる体制を整備する必要がある。
- ② 相談内容や回答すべき内容が変化するため、随時、相談対応マニュアルの更新が必要である。
- ③ 相談については、医療機関や消防等の関係機関と連携して対応する必要があることから、関係機関との協議も継続して行っていく必要がある。

課題に対するこれまでの対応と今後の方向性

- ① 相談件数の増加に速やかに対応できるように、電話回線数の増設枠を確保するとともに、民間委託など人員体制を確保した。
今後、感染者が急激に増加した際には、更に業務を民間に委託できるよう準備を進めていく。
- ② 相談と対応の内容をデータベース化し、情報共有を図るとともに、対応が難しい相談等については、個別に対応マニュアルを作成している。
今後も随時更新していく。
- ③ 保健所区域ごとに市町や消防等の関係者を交えた意見交換会を実施し、情報共有を図った。
今後も引き続き開催予定である。

●保健所体制

課題

- ① クラスタ発生時に備え、陽性患者の疫学調査とPCR検査受検者の症状や行動歴等の調査を同時に行うための人員の確保等、柔軟な応援体制を構築する必要がある。
- ② 手書きで行っている調査・情報伝達の手法について、より効率的な手法がないか検討を行う必要がある。
- ③ 発熱患者の受入れ調整が難航し、受診調整に困難をきたす場合があり、発熱患者の受入医療機関の確保が課題である。

課題に対するこれまでの対応と今後の方向性

- ① 厚生労働省からの6月19日付け事務連絡「今後を見据えた保健所の即応体制の整備について」に基づき本県における最大需要想定・最大必要人員を算定し、各保健所において即応体制の整備に向けた計画を策定した。
今後、策定した計画に基づき、体制を確保していく。
- ② 新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理システム(HER-SYS)を活用し、検査時の情報等や発生届などをシステムで入力する仕組みとなるよう体制を構築していく。
- ③ 新型コロナウイルス感染症疑い患者受入協力医療機関を指定し、救急医療を提供する医療機関を確保した。
県医師会の協力を得て、身近な診療所等で検査ができる体制を整備するとともに、感染防止対策が進むよう支援を行い、診療体制の強化を図る。

③衛生用品の確保等

○実施してきた対応策等

<p>0) 感染拡大防止集中対策期以前(～4/16)</p>	<p>県が購入した布製マスクを高齢者施設、障害者施設に配布開始 県が購入した消毒用エタノールを高齢者施設等へ配布開始 国が一括購入したマスクを、医療機関に配布開始</p>
<p>i) 感染拡大防止集中対策期(4/17～5/6)</p>	<p>県が購入した長袖ガウン代替品を感染症指定医療機関等へ配布開始 企業から寄附された防護服、N95マスクを感染症指定医療機関等に配布開始</p>
<p>ii) 感染拡大防止対策期(5/7～5/14)</p>	<p>産婦に対し、県内業者から購入した不織布マスクを、分娩を取り扱っている医療機関等を通じて配布</p>
<p>iii) 感染警戒期(5/15～5/25)</p>	<p>5/25～たすけあいマスクバンク事業開始 寄付された不織布マスクを、基礎疾患のある方のいる世帯などで、希望する世帯に配布開始</p>
<p>iv) 感染予防対策期(5/26～7/17)</p>	<p>国からの医療用資材を感染症指定医療機関等に配布開始 国から福祉施設向けとして送付のあった衛生用品を配布するとともに、一部を今後の発生時対策用として備蓄 国の優先調達スキームを活用し、エタノールを購入・備蓄</p>
<p>v) 感染警戒期(7/18～7/31)</p>	<p>高齢者施設等での発生時対策用衛生用品の市町への分散備蓄を開始</p>

課題

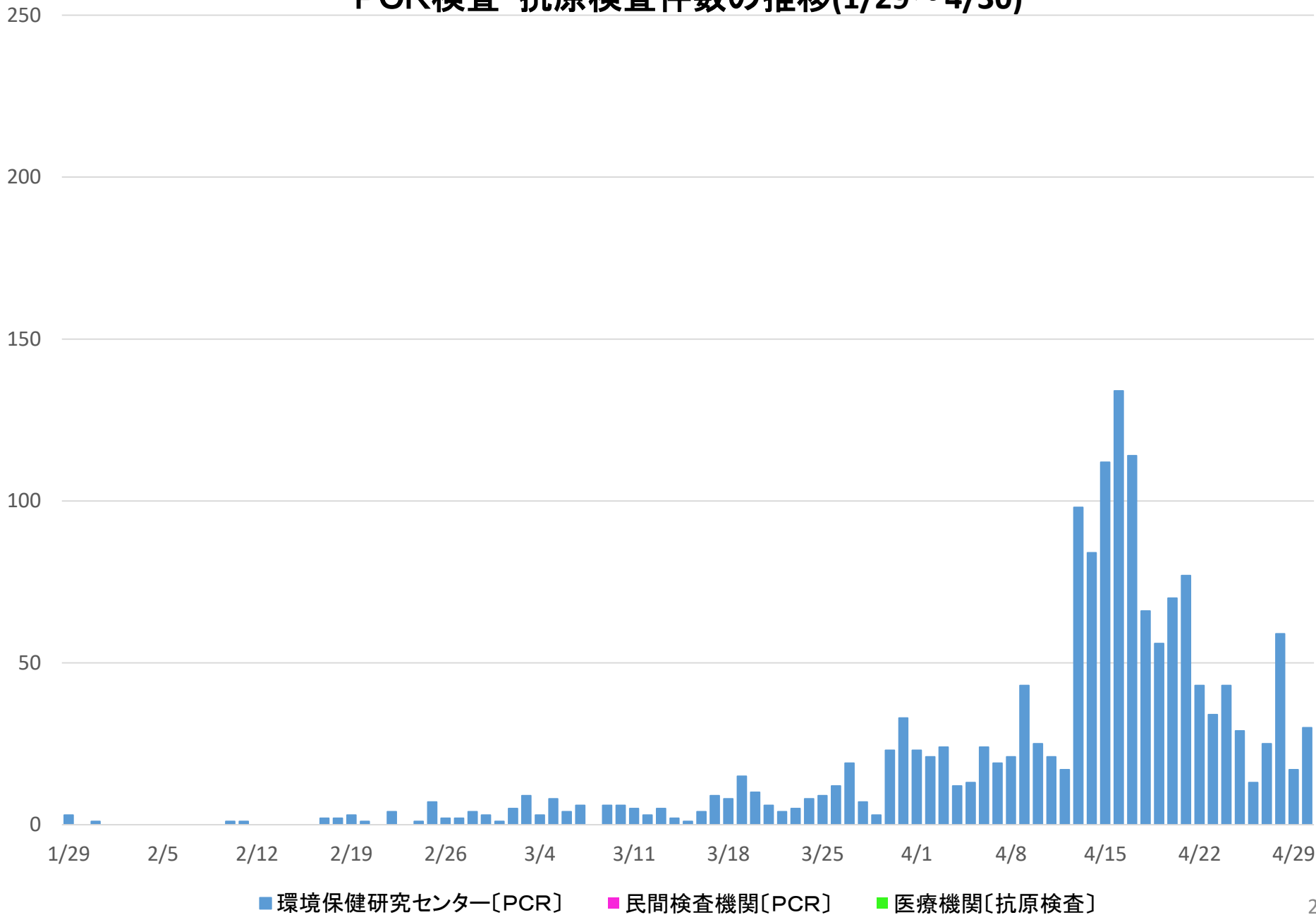
- ① 今後、再度、感染が拡大した際に、衛生用品が再び入手が困難になることも考えられるため、一定の備えが必要である。
- ② 国から配分される医療用資材について、回を重ねるごとに配分量が増えており、県や医療機関において、保管場所の確保が必要である。
- ③ 高齢者施設等で感染拡大した場合に備え、衛生・防護用品を確保、感染者発生時に迅速に配布する必要がある。

課題に対するこれまでの対応と今後の方向性

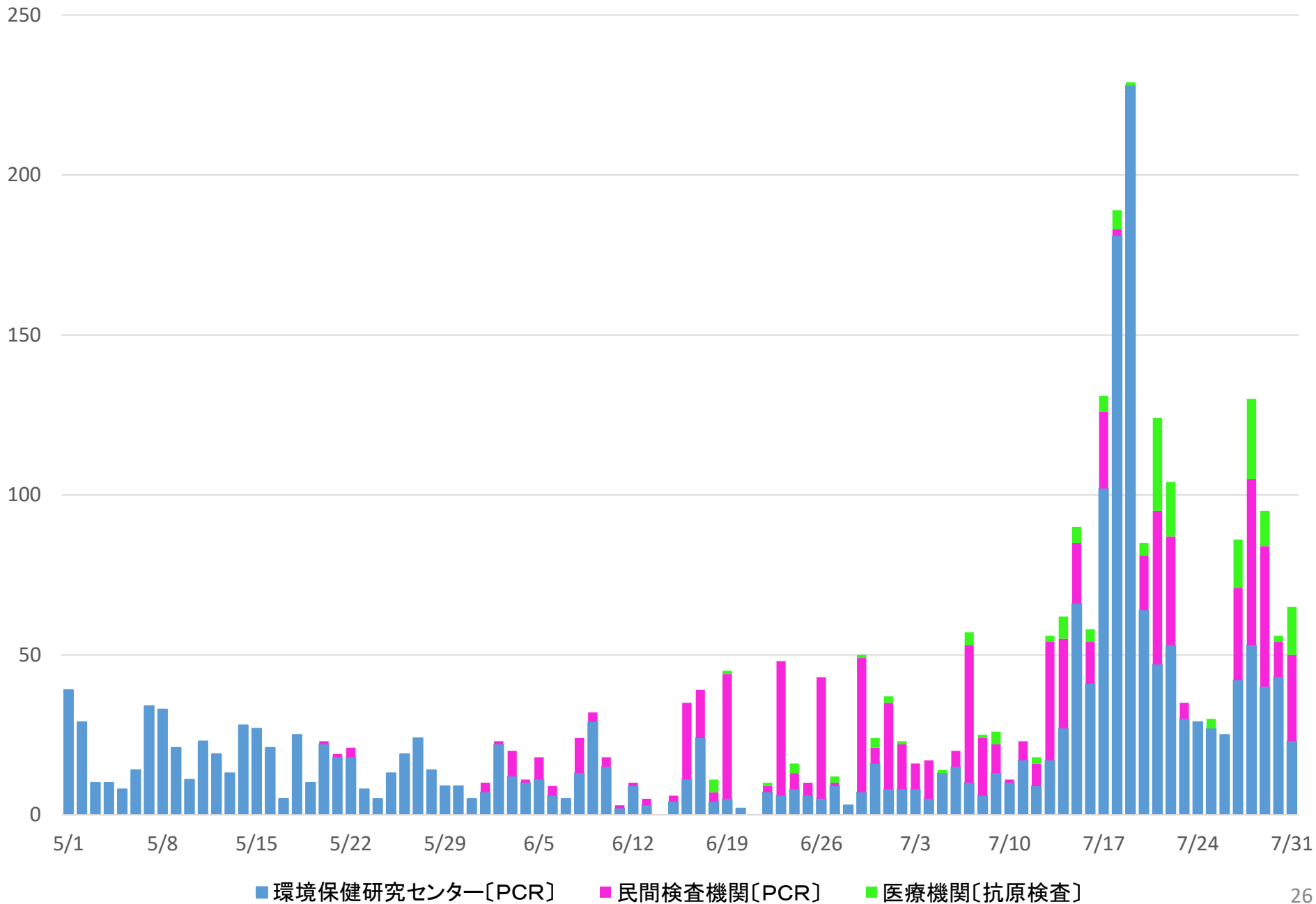
- ① 現在、国からマスクやガウン等が定期的に配布されているが、医療機関等において、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を活用するなどし、衛生用品の一層の確保を進める。
- ② 今年度については、高松市所有の施設にて一定量の医療用資材を保管することが可能となった。来年度以降については、引き続き保管場所確保の検討を進める。
- ③ 高齢者施設等で感染者発生時、迅速に対応するため、衛生・防護用品の備蓄に当たり、県での保管のほか、市町等での分散した保管を進める。

④ウイルス検査体制の確保

PCR検査・抗原検査件数の推移(1/29~4/30)



PCR検査・抗原検査件数の推移(5/1~7/31)



●ウイルス検査体制の確保

○実施してきた対応策等

<p>0) 感染拡大防止集中対策期以前(～4/16)</p>	<p>1/29 コンベンショナルPCR検査確立(検体受入開始) 2/10 リアルタイムPCR検査確立 3/5 検査開始時間を1日2回に集約(1日最大96検体体制) 3/21 休日検査開始 4/14 環境保健研究センターPCR検査部門と受付部門を分離し、受付事務職員6名を配置(3班体制)</p>
<p>i) 感染拡大防止集中対策期(4/17～5/6)</p>	<p>4/20 検査員2名増員 4/27 検査員3名に兼務発令、常時2名が従事 5/1～ 検査機器3台体制(東部家畜保健衛生所のPCR検査機器を移設・設置)(1日最大144検体体制)</p>
<p>ii) 感染拡大防止対策期(5/7～5/14)</p>	<p>5/7 丸亀市地域外来・PCR検査センター稼働(検体は環保研受入) 5/13 受付事務職員4名が第2陣の4名に交替 5/14 高松市PCR検査センター稼働(検体は環保研受入)</p>
<p>iii) 感染警戒期(5/15～5/25)</p>	<p>5/18 大川地区外来・検査センター稼働(検体は環保研受入) 5/22 新規購入の遺伝子自動抽出器納品・設置</p>
<p>iv) 感染予防対策期(5/26～7/17)</p>	<p>5/26 新規購入のPCR検査機器納品・設置(5/27～使用可能) 東部家保のリアルタイムPCR機器返却 5/27 環保研のPCR検査の人員体制(受付及び検査)を強化体制から通常体制に変更(時差出勤) 6/24 勤務体制を通常勤務に 新たに承認された検査試薬、検査方法等の導入について検討実施(継続中)</p>
<p>v) 感染警戒期(7/18～7/31)</p>	<p>7/16 事務補助2名(半日のみ応援派遣、7/10の29例目発生以降、検体数増加が見込まれたため) 7/30 環保研検査実施可能数増加(1日最大216検体体制)</p>

【実績】

- これまでのところ、クラスター発生等による検査数のピーク時(4月16日の134件、7月19日の228件)を含め、検査が大きく遅延するなどの支障は生じていない。
また、濃厚接触者に該当しないが、感染の疑いがある接触者を含めて、幅広く検査を行っており、検査の実績として、一定の評価ができると考えられる。
(検査数:4,700件 うち、濃厚接触者 554件 感染の疑いがある接触者 451件 <7月31日時点>)

課題	課題に対するこれまでの対応と今後の方向性
<p>① 今後の感染者の増加に備えて、検査体制の一層の確保を図る必要がある</p> <p>② 検査数が増加した場合に備え、PCR検査試薬を確保する必要がある。</p>	<p>① 新たな流行シナリオを踏まえた患者推計に基づき試算したピーク時の検査需要308件/日を上回る 633件/日の検査能力を確保していくこととしており、引き続き確保を図っていく。</p> <p>② 現在使用している検査試薬(国外メーカー)の新たな入手ルートの確保に努めるとともに、安定的な供給が見込まれる国内メーカーの試薬も、検査方法としての妥当性について評価を行っており、引き続き、こうした取組みを進める。</p>

課題

- ③ 検査効率を向上させる必要がある。
- ④ 検査員を確保する必要がある。
- ⑤ 民間検査機関や医療機関における検査との役割分担を検討する必要がある。

課題に対するこれまでの対応と今後の方向性

- ③ 新型コロナウイルスに対応した様々な検査試薬、検査手法が新規に承認されており、検査効率を高め、検査可能検体数の増加を図るため、これらの積極的な導入に向けた検討を進める。
- ④ 環境保健研究センターの技術職員を検査補助員として育成するほか、他部局の技術職員に兼務発令し、検体数の増加に備えているが、更なる検査数の増加や、新たな検査手法の導入などへの対応として、引き続き、検査員の育成・確保を図っていく。
- ⑤ 民間検査機関におけるPCR検査、医療機関における抗原検査の実施数が増加してきており、それらとの役割分担を整理し、連携・協力を図っていく。

●地域外来・検査センター、民間の検査機関による検査

○実施してきた対応策等

<p>0) 感染拡大防止集中対策期以前(～4/16)</p>	<p>4/15 厚生労働省事務連絡により、地域外来・検査センターについて、PCR検査機能を医師会等へ委託するスキームが示された</p> <p>導入意向があった1医療機関及び1民間衛生検査所について、補助事業の実施計画書を提出する等の手続きを開始</p>
<p>i) 感染拡大防止集中対策期(4/17～5/6)</p>	<p>民間衛生検査所において、国からの内示を受け、PCR検査機器の発注手続き開始</p>
<p>ii) 感染拡大防止対策期(5/7～5/14)</p>	<p>5/7～丸亀市地域外来・検査センター運用開始 5/14～高松市PCR検査センター運用開始</p>
<p>iii) 感染警戒期(5/15～5/25)</p>	<p>5/18～大川地区地域外来・検査センター運用開始</p> <p>民間衛生検査所にPCR検査機器1台が整備され、登録を行い、5月25日から検査が可能になった</p>
<p>iv) 感染予防対策期(5/26～7/17)</p>	<p>民間衛生検査所に2台目のPCR検査機器が整備された(1日当たり最大96検体の検査が可能に)</p>
<p>v) 感染警戒期(7/18～7/31)</p>	<p>7/16 県医師会と行政検査に係る集合契約締結 7/22 県内民間検査機関と委託契約締結</p>

課題

【地域外来・検査センター】

- 県内で未設置の地域において、設置を進めるとともに、検査体制の拡充に向けて、既設のセンターにおいても、開設日や検査数を拡大していく必要がある。

【民間の検査機関等による検査】

- 今後の感染者の増加に備え、民間の検査機関等による検査体制の一層の拡充を図る必要がある。

課題に対するこれまでの対応と今後の方向性

【地域外来・検査センター】

- ① 既存設置の検査センター(3カ所)では、検査需要増大時には、開設日を増やしたり、検体採取するレーンを増やすなどの対応を検討していくと聞いている。
- ② 未設置の地域では、市町や地区の医師会に設置の働きかけを行う。

【民間の検査機関等による検査】

- ① 抗原検査等、新たな検査手法の導入状況をみながら、民間検査機関及び医療機関におけるPCR検査等の機器の導入支援を行い、一層の体制の拡充を図る。
- ② 身近な診療所等でも検査が可能となるよう、県医師会と連携し、診療所等との間で集合契約を締結し、PCR検査や抗原検査の検体採取ができる診療所等を増やし、検査体制を拡充する。

新たな患者推計を踏まえた検査体制について

1. 検査需要

ピーク時需要	根拠
308件／日	<ul style="list-style-type: none"> 1日最大新規感染者数 17人 香川県の最多感染時の陽性率 11% 香川県の1人当たり濃厚接触者数 9人 (17人÷11%+17人×9人=308件)

2. 検査分析の状況

(件／日)

	現状	最大(ピーク時)
検査能力(合計)	290	633
環境保健研究センター	144	297
民間検査機関	106	146
医療機関等	40	190

⑤医療提供体制

●病床の確保、宿泊療養施設の確保等

○実施してきた対応策等

<p>0) 感染拡大防止集中対策期以前(～4/16)</p>	<p>感染症指定医療機関の感染症病床24床</p>
<p>i) 感染拡大防止集中対策期(4/17～5/6)</p>	<p>4/17～感染症病床以外10床追加 計34床 4/21～感染症病床以外12床追加 計36床 4/27～感染症病床以外19床追加 計43床</p> <p>4/22～宿泊療養施設の開設(101室)</p>
<p>ii) 感染拡大防止対策期(5/7～5/14)</p>	<p>—</p>
<p>iii) 感染警戒期(5/15～5/25)</p>	<p>5/20～感染症病床以外121床追加 計163床</p>
<p>iv) 感染予防対策期(5/26～7/17)</p>	<p>7/17～宿泊療養施設の運用開始(同日、1名が入所)</p>
<p>v) 感染警戒期(7/18～7/31)</p>	<p>7/31～感染症病床以外12床追加 計175床 8/11～感染症病床以外10床追加 計185床</p>

課題

- ① 今後の感染者の増加に備えて、病床の一層の確保を図る必要がある。
- ② 様々な患者(妊産婦、小児、障害児・者、透析・重症患者、認知症患者等への対応)を受け入れる医療機関を検討しておく必要がある。
- ③ 宿泊療養施設について、一定程度余裕を持った室数を維持できるよう関係者と調整しておく必要がある。
- ④ 感染症専門医の育成や確保が課題である。

課題に対するこれまでの対応と今後の方向性

- ① 新たな流行シナリオを踏まえた患者推計に基づき、新たな確保病床として185床(163床から22床増)を確保した。
- ② 妊産婦、小児、透析・重症患者については、医療機関との協議の上、受け入れ医療機関を調整した。今後は、障害児・者や認知症患者等を受け入れる医療機関について、さらに関係機関等との協議を行っていく。
- ③ 新たな施設を柔軟に借り上げられるよう、候補施設と具体的な交渉を行い、一定の合意を得る予定である。
- ④ 香川大学医学部と協力し、感染症専門医の育成を図る。

新たな流行シナリオを踏まえた香川県の患者推計

◎推計の前提条件

① 推計モデル 「高齢者群中心モデル」

② 実効再生産数 「1.7」

③ 社会への協力要請を行うタイミング

基準日(人口10万人当たりの週平均新規感染者数が2.5人となった日 香川県の場合25人)
から「1日後」



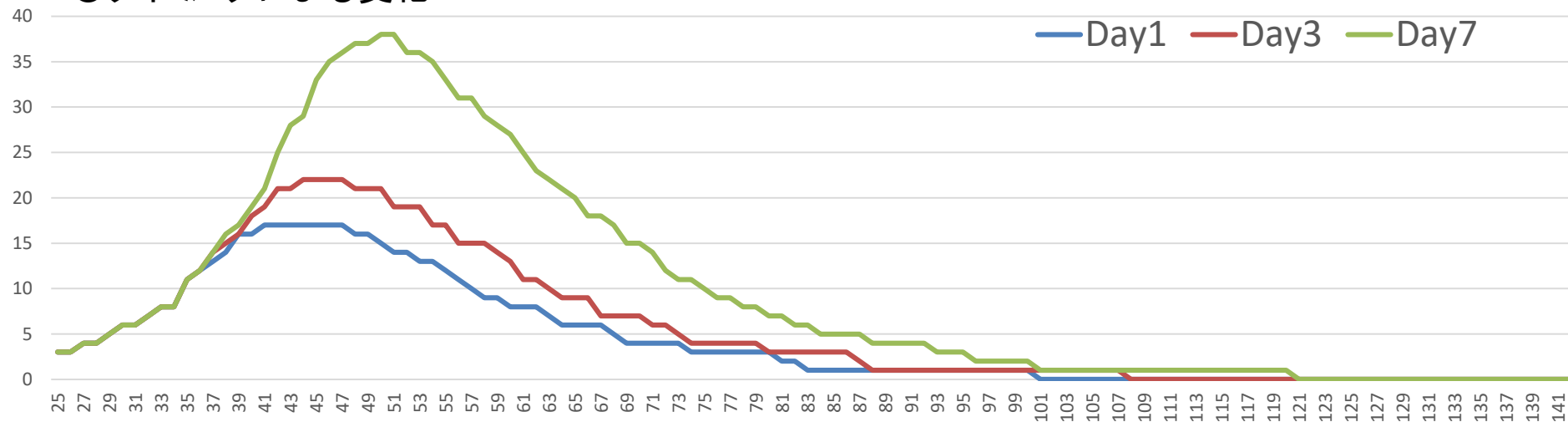
■ ピーク時の療養者数

	全療養者数	うち、 入院患者数	うち、 重症患者数	1日最大新規感染者数
人数 ※(日数)	227 (51日目)	154	22	17 (41日目)

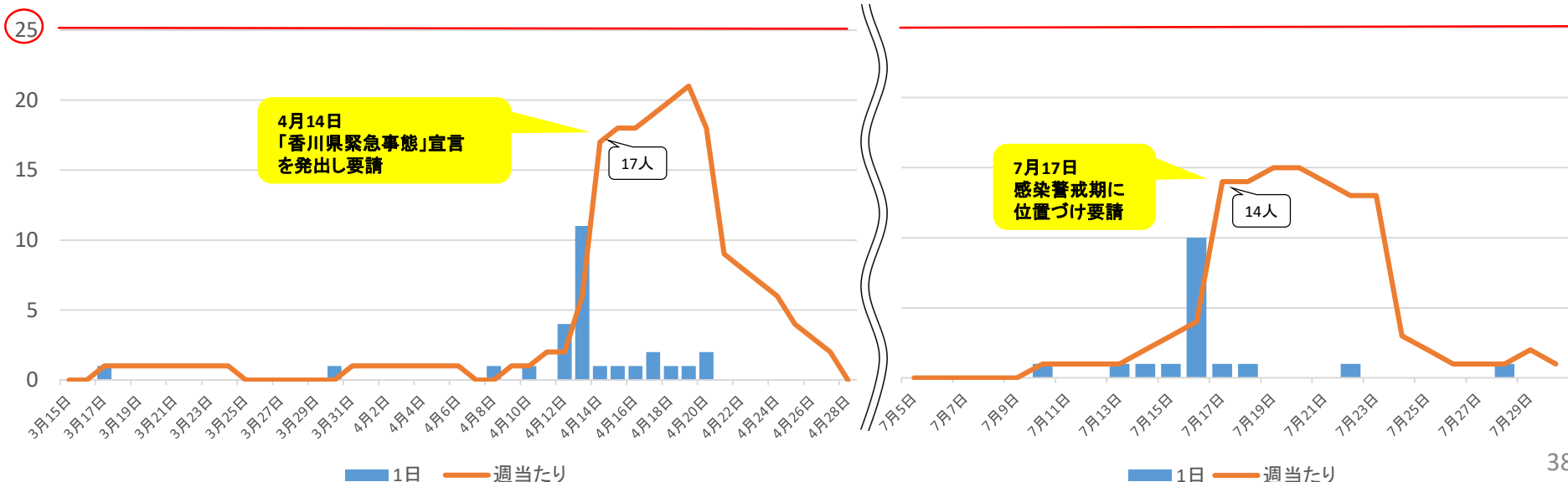
※1人目の新規感染者の報告の2週間前からの日数

社会への協力要請を行うタイミング

◎タイミングによる変化



◎これまでの本県の状況



新たな推計に基づく病床確保計画

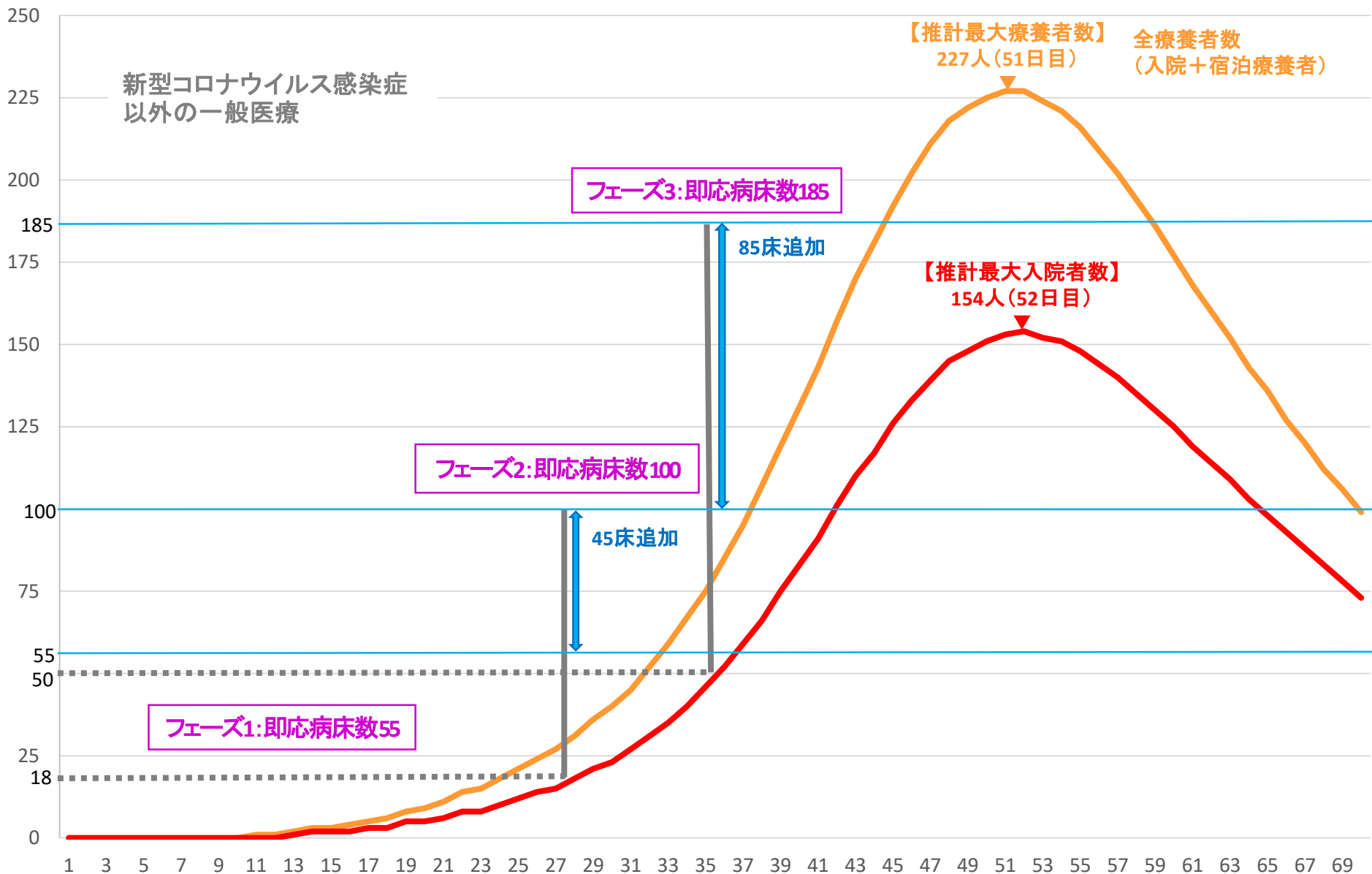
これまでの確保病床数	新たな確保病床数
163床 (うち、重症者15床)	185床 (うち、重症者25床)

段階的な病床の確保

フェーズ	移行のタイミング	※即応病床(計画)数		フェーズ移行時の入院患者数		宿泊療養施設		療養可能数 ①+③	療養者数 ②+④
		即応病床計画数①	うち重症患者用	入院患者数②	うち重症者数	居室数③	療養者数④		
1	(準備期)	55	8	18	3	101	13	156	31
2	入院患者数がフェーズ1の即応病床の1/3を超える	100	14	50	7	101	25	201	75
3	入院患者数がフェーズ2の即応病床の1/2を超える	185	25	154	22	101	73	286	227

※ 即応病床数・・・患者の発生・受入れ要請があれば、即時に患者受入れを行う病床数

段階的な確保のイメージ



香川県における医療提供体制の推移

3月18日時点 (1例目の発生)	患者数		受入確保 病床数	宿泊施設 確保室数
	入院患者数	宿泊施設患者数		
	1	0		
4月14日時点 (香川県緊急事態宣言)	患者数		受入確保 病床数	宿泊施設 確保室数
	入院患者数 (入院予定者を含む)	宿泊施設患者数		
	19	0		
4月22日時点 (宿泊療養施設確保)	患者数		受入確保 病床数	宿泊施設 確保室数
	入院患者数	宿泊施設患者数		
	25	0		
5月20日時点 (病床121床追加)	患者数		受入確保 病床数	宿泊施設 確保室数
	入院患者数	宿泊施設患者数		
	1	0		
7月31日時点 (病床12床追加)	患者数		受入確保 病床数	宿泊施設 確保室数
	入院患者数	宿泊施設患者数		
	4	0		
8月11日時点 (病床10床追加)	患者数		受入確保 病床数	宿泊施設 確保室数
	入院患者数	宿泊施設患者数		
	12	1		

●帰国者・接触者外来、患者搬送調整本部の設置

○実施してきた対応策等

0) 感染拡大防止集中対策期以前(～4/16)	帰国者・接触者外来 12カ所
i) 感染拡大防止集中対策期(4/17～5/6)	帰国者・接触者外来 14カ所 4/20 香川県新型コロナウイルス感染症患者搬送調整本部設置 医療機関等情報支援システム(G-MIS)を活用し、関係医療機関や各保健所と病床の状況等について情報共有開始
ii) 感染拡大防止対策期(5/7～5/14)	帰国者・接触者外来 15カ所
iii) 感染警戒期(5/15～5/25)	帰国者・接触者外来 15カ所 患者搬送コーディネーター会議を開催し、本県の対策方針や他県の対応状況等を共有 転院搬送の調整について方針を共有
iv) 感染予防対策期(5/26～7/17)	帰国者・接触者外来 15カ所 患者搬送コーディネーターに、新たに小児医療、周産期医療分野の医師を委嘱
v) 感染警戒期(7/18～7/31)	患者搬送コーディネーターに、新たに障害児・者分野の医師を委嘱

課題

- ① 帰国者・接触者外来が少ない地域の医療機関や、感染症指定医療機関と外来が重複している医療機関では、医療機関の負担が大きい。
- ② 関係医療機関や各保健所との情報共有について、G-MIS(※)を活用しているため、システムの問題ではあるが、リアルタイムに情報共有ができていない部分がある。
- ③ がんや透析患者等の配慮を要する方が感染した場合や、定期船のない離島の住民が感染した場合の搬送調整等について、問題点を整理し、対応を検討していく必要がある。

課題に対するこれまでの対応と今後の方向性

- ① 県医師会の協力を得て、身近な診療所等で検査できる体制を整備するとともに、感染防止対策が進むよう支援を行い、診療体制の強化を図る。
- ② G-MISの活用に加え、関係医療機関等がリアルタイムに情報共有できる仕組みを、入力者である医療機関の負担も考慮しつつ、検討を進めている。
- ③ 調整が必要となる感染症患者の搬送調整等について、救急搬送の役割を担う市町等の消防と保健所の関係者による意見交換をする中で問題点を整理しており、個別のケースごとに関係者間で今後の対策を検討していく。

※G-MIS: 病院の稼働状況、病床や医療スタッフの状況、医療機器(人工呼吸器等)や医療資材(マスクや防護)の稼働状況等を一元的に把握する厚生労働省が構築したシステム

●医療機関への支援

○実施してきた対応策等

○) 感染拡大防止集中対策期以前(～4/16)	○備品等の配布 ・マスク、保護シールド、高濃度エタノールなどの感染予防等に必要な備品を提供
i) 感染拡大防止集中対策期(4/17～5/6)	○国における取り組み ・ICU入院料の増額、重篤患者以外の患者の診療報酬の上積み等 ○県における取り組み ・感染症患者のための空床補償、感染拡大防止のための周辺病床の補償等
ii) 感染拡大防止対策期(5/7～5/14)	—
iii) 感染警戒期(5/15～5/25)	—
iv) 感染予防対策期(5/26～7/17)	○知事と県内医療機関の病院長との意見交換会の開催 ○公的・公立病院を対象とした県内医療機関の経営状況の聞き取り(4、5月分) ・小規模、中規模、大規模の医療機関(各3施設、計9施設)に対して実施
v) 感染警戒期(7/18～7/31)	○重点・協力医療機関を対象とした県内医療機関の経営状況の聞き取り(4、5、6月分) ○感染防止対策事業、医療従事者慰労金の申請開始

課題

- ① 外来医療については、受診を控える患者が増加傾向で、収入が減少している。
入院医療については、新型コロナウイルス感染症患者を受け入れるための空床確保や、患者対応に医療資源を重点化のため、予定入院・予定手術の延期などにより、収入が減っている。経営を安定させ、医療崩壊を防ぐためには、医療現場への財政支援が必要となっている。
- ② 医療提供体制を維持するために、医療従事者に対する支援を検討する必要がある。
- ③ 医療従事者等への偏見、差別、誹謗中傷が生じないようにする必要がある。

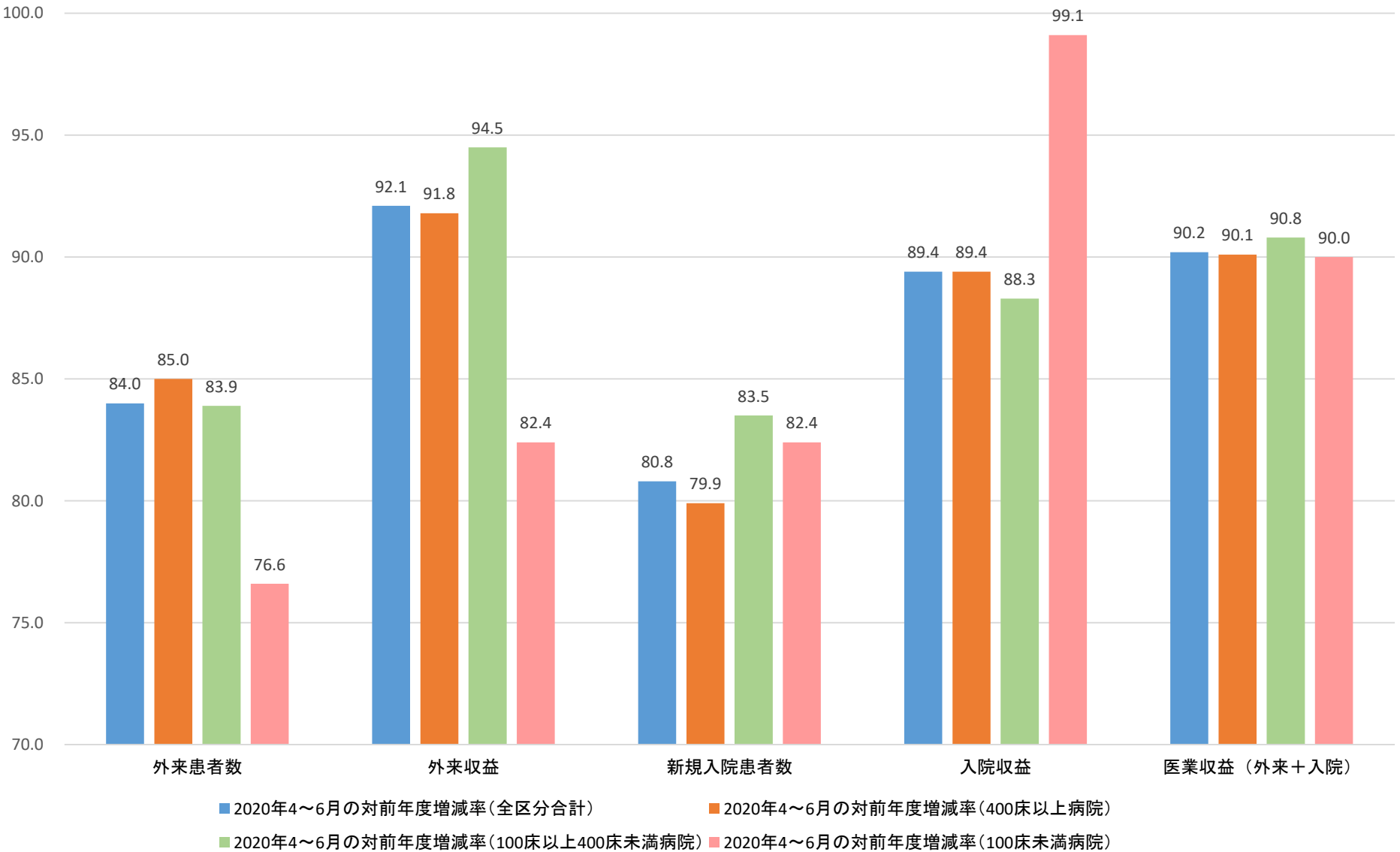
課題に対するこれまでの対応と今後の方向性

- ① 国におけるICU入院料の増額、重篤患者以外の患者の診療報酬の上積み支援に加え、県においても、感染症患者受入れのため、病床を確保する医療機関に対して空床補償することとし、可能な限り迅速な支援を行う。
また、医療機関の厳しい経営状況を、全国知事会を通じて国に伝え、必要な経営支援策を要望する。
- ② 新型コロナウイルス感染症患者等の治療や看護等に従事する医療従事者の活動を支援するため慰労金の支給、特殊勤務手当やホテル等の宿泊費に対する補助を行う。
- ③ 医療従事者等への偏見、差別、誹謗中傷につながる行為が決して行われることのないよう、引き続き啓発を行う。

県内医療機関の経営状況

2020年4月～6月の対前年度増減率

(%)



出典: 香川県(主要公立病院へのアンケート調査)

●知事と病院長との意見交換会

課題

- ① 通院控え等が発生しているため、県民に対し、正しい医療機関の受診方法について周知するとともに、医療機関の対応策について、検討が必要である。
- ② 感染者をはじめ、疑い患者や医療従事者等への差別を防ぐ取組が必要である。
- ③ 発熱患者を診る医療機関の確保が必要である。
- ④ 冬季にコロナウイルス感染症のまん延とインフルエンザの流行が重なることを避けるため、インフルエンザの予防接種に効果的な方法について検討が必要である。

課題に対するこれまでの対応と今後の方向性

- ① 香川県の医療機関情報を提供するWebサイト「医療Netさめき」において、県内医療機関を受診する際の注意事項等を記載するとともに、院内感染防止対策に係る事業を活用しながら、医療機関の感染防止の対策強化に引き続き努める。
- ② 定例記者会見の場や県のホームページ、知事メッセージ動画の作成など、様々な機会を捉え感染症に関連した人権への配慮について引き続き啓発を行う。
- ③ 新型コロナウイルス感染症疑い患者受入協力医療機関を指定し、救急医療を提供する医療機関を確保した。県医師会の協力を得て、身近な診療所等で検査ができる体制を整備するとともに、感染防止対策が進むよう支援を行い、診療体制の強化を図る。
- ④ 市町が実施する高齢者のインフルエンザ予防接種の接種率を向上させることで、インフルエンザ患者の減少につなげる取組を検討する。

● 県立病院での受入れ体制の整備

○ 実施してきた対応策等

○) 感染拡大防止集中対策期以前(～4/16)	○院内感染防止の徹底(以降継続) ・院内感染防止マニュアルの徹底 ・建物入口での検温や問診の実施、入院患者への面会の原則禁止等 ○感染患者・疑い患者受け入れ対策 ・新型コロナウイルス感染症患者等への対応マニュアル作成
i) 感染拡大防止集中対策期(4/17～5/6)	○感染患者・疑い患者受け入れ対策(以降継続) ・人工呼吸器、紫外線照射装置、陰圧装置等の医療機器の整備 ・医療用マスク、個人防護服等の診療材料の確保 ・代表電話への自動音声案内導入 ○医療スタッフへのサポート(以降継続) ・職員の宿泊施設の確保 ・健康、メンタルヘルス相談対応の充実
ii) 感染拡大防止対策期(5/7～5/14)	—
iii) 感染警戒期(5/15～5/25)	—
iv) 感染予防対策期(5/26～7/17)	○感染患者・疑い患者受け入れ対策(以降継続) ・術前患者等に対する抗原検査、PCR検査の導入
v) 感染警戒期(7/18～7/31)	○院内感染防止の徹底(以降継続) ・サーモグラフィカメラの導入

課題

- ① 県内での感染拡大期等における来院者の検温等に係る職員の不足が懸念される。
- ② 呼吸器内科医等専門医、感染症対策を担える看護職員、急増する各種事務に対応する事務員の不足が懸念され、重症患者が増えた場合の呼吸器内科医及び麻酔科医、臨床工学技士の確保が必要である。
- ③ 重症患者にも対応するための機器（ECMOなど）及び体制の整備や、転院・転棟訓練が必要である。
- ④ 外来・入院患者の減少に伴う収支悪化や、診療材料等の価格高騰が懸念される。

課題に対するこれまでの対応と今後の方向性

- ① サーモグラフィカメラ（体表面温度測定装置）導入による来院者の効率的な検温を実施している。
- ② 対応マニュアルに基づく計画的医療提供体制及び看護体制の整備や研修等を通じた県立病院間の医師等の連携強化により、限られた医療スタッフ等の効率的配置や質の向上を図る。
中長期的には医療スタッフの充実も視野に入れ、適正な配置を図っていく。
- ③ 国の補正予算等を活用した機器の整備、シミュレーションの実施、対応マニュアルを活用した転院・転棟訓練を実施する。
- ④ 国の補正予算等を活用した財源確保、院内物流管理システム（SPD）等による効率的診療材料の確保・運用を行う。

3. 緊急事態措置等

新型コロナウイルス感染症に対する香川県対応方針

国の緊急事態宣言	(4.7～) (特定都道府県 ：7都府県)	(4.16～) ※全都道府県へ拡大 (特定警戒都道府県：13都道府県) (上記以外：本県を含む34県)	(5.14～5.20) (特定警戒都道府県： 8都道府県) ※本県解除	(5.21～5.24) (特定警戒都道府県： 5都道府県)	(5.25～) ※全都道府県解除
特措法に基づく県の対策期	「香川県緊急事態」宣言 (4.14～)		香川県感染警戒宣言 (5.15～5.25)		
	(1) 感染拡大防止集中対策期 (4.17～5.6)	(2) 感染拡大防止対策期 (5.7～5.14)	(3) 感染警戒期 (5.15～5.25)	(4) 感染予防対策期 (5.26～)	
	本県が国の緊急事態宣言の対象区域に指定されており、クラスターの発生など、感染者が急増し、医療提供体制が逼迫している状態	本県が国の緊急事態宣言の対象区域に指定されており、一定数の感染者が発生している状態	本県が国の緊急事態宣言の対象区域から解除されているが、他の都道府県で対象区域が指定されている状態	全ての都道府県が国の緊急事態宣言が解除されている状態	
1. 県民への要請等	県内での外出自粛 県外への外出自粛 接待を伴う飲食店等への外出自粛 3密の場への外出自粛	県内での外出自粛 県外への外出自粛 接待を伴う飲食店等への外出自粛 3密の場への外出自粛 新しい生活様式の徹底	県外への外出自粛 接待を伴う飲食店等への外出自粛 3密の場への外出自粛 新しい生活様式の徹底		国の基本的対応方針 等を踏まえ、段階的に社会経済の活動レベルを上げ  ・新しい生活様式の徹底 ・適切な感染防止対策を講じる
2. 事業者への要請等	対象施設への休業要請等 適切な感染防止対策	一層の感染防止対策 新しい生活様式の徹底	一層の感染防止対策 新しい生活様式の徹底		
3. イベント等の開催	原則中止・延期	全国的かつ大規模イベント等の開催自粛 50人程度未満は感染防止対策を講じる	全国的かつ大規模イベント等の開催自粛 一定人数※以下は感染防止対策を講じる ※屋内：100人以下かつ収容定員の半分以上 屋外：200人以下かつ人と人の距離を十分確保		
4. 県有施設等における対応	基本的に休館	多数集客施設、観光客誘客施設等は原則休館 その他は感染防止対策を講じる	多数集客施設、観光客誘客施設等は原則休館 その他施設は感染防止対策を講じる		

対策期移行時の考え方

国の緊急事態宣言 (本県)		国の緊急事態宣言 (本県を除く他の都道府県)	国の緊急事態宣言解除
「香川県緊急事態」宣言		香川県感染警戒宣言	
(1) 感染拡大防止集中対策期	(2) 感染拡大防止対策期	(3) 感染警戒期	(4) 感染予防対策期
本県が国の緊急事態宣言の対象区域に指定されており、クラスターの発生など、感染者が急増し、医療提供体制が逼迫している状態		本県が国の緊急事態宣言の対象区域から解除されているが、他の都道府県で対象区域が指定されている状態	全ての都道府県が国の緊急事態宣言が解除されている状態
<p>(1) → (2)</p> <p>○本県の感染状況や医療提供体制（病床稼働率等）、PCR検査状況（陽性率）、人口移動の状況などを含め、感染が収束に向かっているか、総合的に判断</p>		<p>(2) → (3)</p> <p>○本県が国の緊急事態宣言の対象区域から解除されたとき (考え方)</p> <p>①感染の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直近1週間の報告数とその前の週の報告数を下回る減少傾向の確認 ・直近1週間の10万人あたり累積報告数が0.5人程度以下 <p>②医療提供体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重症者数が減少傾向で医療提供体制が逼迫していないこと ・患者急増に対応可能な体制が確保されていること <p>③監視体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医師が必要とするPCR検査が遅滞なく行える体制が整備されていること <p>などを踏まえて、総合的に判断 →香川県感染警戒宣言</p>	<p>(3) → (4)</p> <p>○全ての都道府県に国の緊急事態解除宣言がなされたとき</p>
<p>(1) ← (2)</p> <p>○本県が国の緊急事態宣言の対象区域に指定されたとき (考え方)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直近の報告数や倍加時間、感染経路の不明な症例の割合等を踏まえて、総合的に判断 		<p>(2) ← (3)</p> <p>○本県が国の緊急事態宣言の対象区域に指定されていないが、直近1週間で10万人あたり0.5人程度以上の新規感染者が発生しており、医療提供体制や監視体制などを含め、まん延防止の措置を講じる必要があるか、総合的に判断 →「香川県緊急事態」宣言</p>	<p>(3) ← (4)</p> <p>○他の都道府県が国の緊急事態宣言の対象区域に指定され、対象区域の感染状況等により、今後、本県でもまん延の恐れがあるとき →香川県感染警戒宣言</p>

催物（イベント等）の開催制限の段階的緩和の当面の方針について

時期	コンサート等	展示会等	プロスポーツ等 (全国的な移動を伴うもの)	お祭り・野外フェス等	
				全国的・広域的	地域の行事
【移行期間】 ①の期間 ～6月18日	○ 【100人又は50% (注) (屋外200人)】 * 密閉空間で大声を発するもの、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応、管楽器にも注意	○ 【100人又は50%】 * 入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応	×	×	△ 【100人又は50% (屋外200人)】 * 特定の地域からの来場を見込み、人数を管理できるものは可
②の期間 ①の期間から 約3週間後 (6.19～7.9)	○ 【1,000人又は50%】 * 密閉空間で大声を発するもの、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応、管楽器にも注意	○ 【1,000人又は50%】 * 入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応	○ 【無観客】 (ネット中継等) * 無観客でも感染対策徹底、主催者による試合中・前後における選手等の行動管理		○ * 特定の地域からの来場を見込み、人数を管理できるものは可
③の期間 ②の期間から 約3週間後 (7.10～7.31)	○ 【5,000人又は50%】 * 密閉空間で大声を発するもの等は、厳格なガイドラインによる対応	○ 【5,000人又は50%】 * 入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応	○ 【5,000人又は50%】 * 感染対策徹底、主催者による試合中・前後における選手・観客等の行動管理		
【移行期間後】 感染状況を見つ、 8月末まで維持	○ 【5,000人又は50%】 * 密閉空間で大声を発するもの等は、厳格なガイドラインによる対応	○ 【5,000人又は50%】 * 入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応	○ 【5,000人又は50%】 * 感染対策徹底、主催者による試合中・前後における選手・観客等の行動管理	×	

- (注)・屋内は人数上限と収容人数の50%のどちらか小さい方を限度。屋外にあつては十分な間隔(できるだけ2m)を確保
- ・ただし、屋外であっても、座席等により参加者の位置が固定され、かつ収容定員の定めがある場合には、収容定員の50%程度以内という基準を用いる。また、屋内であっても、座席等により参加者の位置が固定されず、又は収容定員の定めがない場合には、人と人との距離を十分に確保という基準を用いる。
 - ・9月以後の取扱いについては、今後検討

県立学校における対応

	3月	4月	5月	6月			
臨時休業の期間	3/2	3/20	4/5	4/13 4/24	5/8	5/31	6/1 学校再開
	①	春季休業	学校再開	②	③	④	※準備期間 (5/21～29)
臨時休業の理由等	①国からの休業要請	②国の緊急事態宣言の発令(4/7) 対象区域からの来県や帰県による感染拡大の懸念 ③「香川県緊急事態」宣言(4/14) 国の緊急事態宣言の対象区域の全都道府県への拡大(4/16) ④国の緊急事態宣言の延長(5/4) 大型連休後の感染状況等の見極め					・感染症予防対策の徹底 ・休業期間の状況を踏まえた教育活動の実施
		・1週間を単位とした家庭学習サイクルの実施 ・ICTの積極的な活用、県立学校ICT活用教育プロジェクトチームの設置 ・「学校再開時の感染症予防対策ガイドライン」、「学校の臨時休業等に関する基準」の作成					
		※5/21～5/29を、学校再開に向けた準備期間と位置付け					

①県民への要請等

○実施してきた対応策等

0) 感染拡大防止集中対策期以前(～4/16)	・本県以外の7都府県への国の緊急事態宣言を受け、不要不急の外出自粛、3密回避、感染予防対策の徹底を協力依頼(4/7) ・知事からの要請を受け、県警が警らの際、繁華街において、不要不急の外出自粛に係る呼びかけを実施(4/13～5/14) ・「香川県緊急事態」を宣言し、改めて不要不急の外出自粛等を協力依頼(4/14)
i) 感染拡大防止集中対策期(4/17～5/6)	・4/16に本県を含む全都道府県が特措法に基づく緊急事態宣言の対象地域となったことから、特措法に基づく措置として、これまでの措置に加え、大型連休期間中における都道府県をまたいだ不要不急の外出自粛を要請(4/17～5/6)
ii) 感染拡大防止対策期(5/7～5/14)	・5/4に国の緊急事態宣言が5/31まで延長されたことを踏まえ、改めて、特措法に基づく不要不急の外出自粛等を要請、新しい生活様式の徹底を協力依頼(5/7～5/14)
iii) 感染警戒期(5/15～5/25)	・国の緊急事態宣言の対象地域から本県が解除されたことを踏まえ、県内での外出自粛要請は行わず、都道府県をまたいだ不要不急の移動自粛、3密のある場等への外出自粛、新しい生活様式の徹底を協力依頼(5/15～5/25)
iv) 感染予防対策期(5/26～7/17)	・全都道府県の緊急事態宣言は解除されたが、5月末までの都道府県をまたぐ不要不急の移動自粛の協力依頼、6/1～6/18の間は、5/25まで特定警戒都道府県であった地域との移動は慎重に検討、過去にクラスターが発生したような施設への外出は一定の安全性が確認されるまで自粛を協力依頼、新しい生活様式の徹底を協力依頼(5/26～7/17) ・発熱等の症状がある場合は都道府県をまたぐ移動はもとより、外出を控えるよう協力依頼、業種別ガイドライン等に基づく感染防止策が徹底されていない施設等への外出を控えることを協力依頼(7/10～7/17) ・再び県内で新規感染者が発生していることを踏まえ、感染警戒期の一步手前である「準感染警戒期」として、感染防止対策の徹底を協力依頼(7/15～7/17)
v) 感染警戒期(7/18～7/31)	・感染予防対策期における対策に加え、不要不急の県外への移動は慎重に検討するよう協力依頼、県外に移動した場合、帰県後14日間は行動記録を取るよう協力依頼、接触確認アプリのインストール、会食時の3密回避の徹底について協力依頼(7/18～)

【実績】

県の感染状況や、国の緊急事態宣言等に応じて、外出自粛等の対応を要請した結果、大型連休の人出が感染拡大前の5～6割減となった。

課題	課題に対するこれまでの対応と今後の方向性
①県内の外出自粛や県外への移動自粛により、人とモノの動きが停滞し、観光産業や交通事業者をはじめ、あらゆる社会経済活動に大きな影響が生じた。	①「香川県対処方針」と「対策期移行時の考え方」を見直し、感染拡大防止策の徹底を前提として、他都道府県の発生状況を勘案しつつ、社会的影響を考慮した外出自粛の要請等を行うこととした。
②国の基本的対処方針や専門家会議の提言等が示されてから、極めて短期間で判断する必要があった。	②今回見直した対策期の移行基準に基づき、モニタリングを継続して実施することにより、県民への要請等を適切なタイミングで実施していく。
③県民の皆様に3密回避やマスクの着用など新しい生活様式の実践・徹底を促す対策が必要。	③これまでも、知事のメッセージ等を県のHPや県広報誌、新聞広告等を通じて、県民の皆様に周知をしておき、これらの取組みを引き続き実施していく。

(参考)人口増減の状況

人口変動分析を見てみると、高松駅や高松丸亀町の15時の人口増減については、感染拡大以前(2020/1/18~2/14平均)とGW中を比較してみると、それぞれ▲62.6%、▲54.3%と外出自粛の協力要請の効果が表れている(NTTドコモモバイル空間統計より。)

人口変動分析 (増減率)

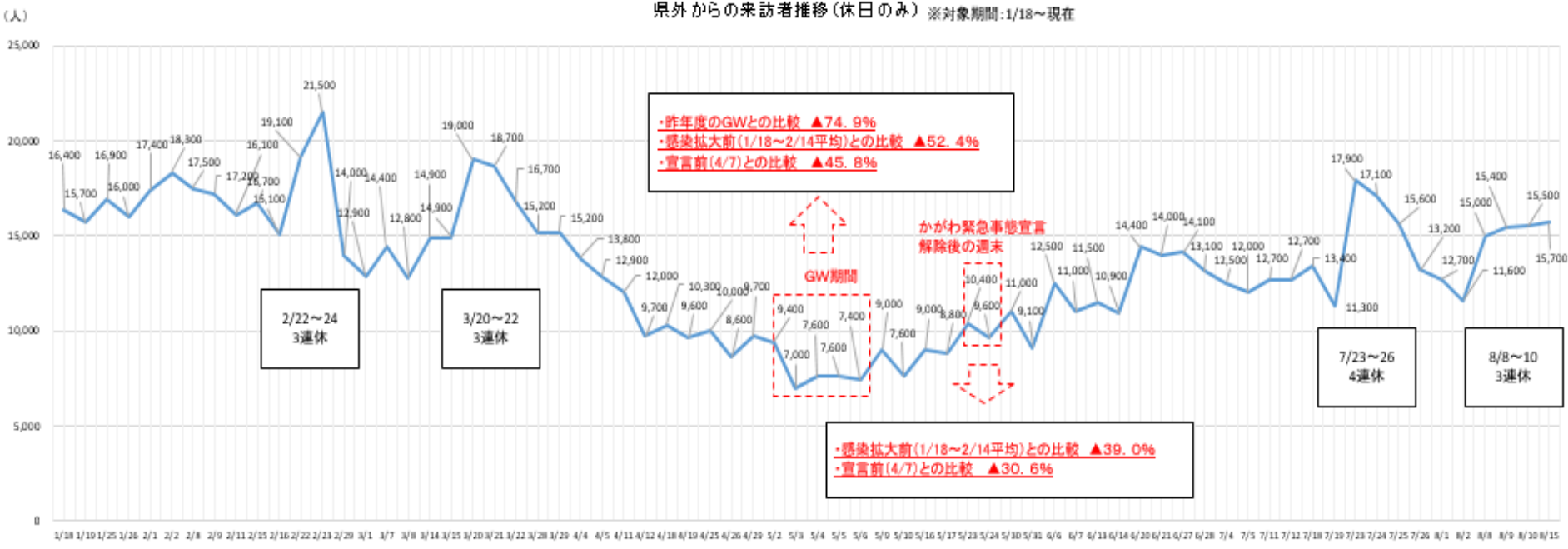
上段 5月 4日午後3時時点
(下段 4月21日午後3時時点)

	前年大型連休 (期間平均)との比較	感染拡大以前 との比較	緊急事態宣言前 (4月7日)との比較
香川県 高松駅	△55.7% (-)	△62.6% (△48.5%)	△62.9% (△24.3%)
香川県 高松丸亀町	△48.8% (-)	△54.3% (△38.1%)	△42.0% (△20.6%)

※1 出典元 NTTドコモ モバイル空間統計
 ※2 「前年大型連休(期間平均)との比較」は2019年4月27日~2019年5月6日の午後3時時点の平均値と比較した値
 ※3 「感染拡大以前との比較」は2020年1月18日~2020年2月14日の間の平日の午後3時時点の平均値と比較した値(平日は平日平均と、休日は休日平均との比較)

2020年1月以降の県外からの来訪者推移(休日のみ)を見てみると、2月の3連休に21,500人と最多となったが、外出自粛となっていたGWには7,000人まで落ち込んだ。なお、5月下旬以降は復調し、7月の4連休は17,000人台まで回復している。(ヤフー推計値より)

県外からの来訪者推移(休日のみ) ※対象期間:1/18~現在



②事業者への要請等

○実施してきた対応策等

<p>0) 感染拡大防止集中対策期以前(～4/16)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・発熱等の症状が見られる職員等への休暇取得の勧奨、テレワークや時差出勤等の推進について、県内経済団体に会員企業等への呼びかけを要請(2/28)
<p>i) 感染拡大防止集中対策期(4/17～5/6)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・適切な感染防止対策の徹底を協力依頼(4/20) ・特措法に基づく施設の使用制限等の要請(休業要請)(4/22) →特措法対象施設に休止を要請(特措法対象外の床面積1,000㎡以下の施設に休止の協力依頼)、飲食店等の食事提供施設に営業時間の短縮を要請(4/25～5/6) →県外から多くの観光客が見込まれるうどん店に休業の協力依頼(5/2～5/6) ・特措法に基づき、商店街・スーパーマーケットの事業者に対し、3密回避の感染防止対策の徹底の協力要請(4.24)
<p>ii) 感染拡大防止対策期(5/7～5/14)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・休業要請等は延長せず、3密回避のための特売・ポイントセールなどの自粛などを加えた一層の適切な感染防止対策の徹底、県外客利用自粛を協力依頼、テレワーク、時差出勤、自転車通勤等の推進、職場内の3密回避行動の徹底を協力依頼(5.7～5.14)
<p>iii) 感染警戒期(5/15～5/25)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・感染拡大防止対策期の対策について、特措法に基づかない協力依頼(5.15～5.25)
<p>iv) 感染予防対策期(5/26～7/17)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・業種別ガイドラインや県の適切な感染防止策の徹底を協力依頼、テレワーク、時差出勤、自転車通勤等の推進、職場内の3密回避行動の徹底を協力依頼、保健所の調査に協力依頼(5.26～7/17) ・感染防止対策を徹底していることを示す掲示様式を作成・周知(6.1～)
<p>v) 感染警戒期(7/18～7/31)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・感染予防対策期の対策について、特措法に基づく協力要請とするとともに、感染防止対策を徹底していることを示す様式を掲示することを協力要請(7/18～)

【実績】

休業要請等については、新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金(休業要請等に協力した事業者を対象に交付する協力金)の申請が①休業要請等:3,506件、②営業時間短縮要請:2,010件、③観光客の多いうどん店の休業要請:375件※あるなど、多くの事業者にご協力いただき、要請期間中の人出の抑制につながった。※①～③において一部重複あり。

課題	課題に対するこれまでの対応と今後の方向性
①休業要請等は、その要請等への対応による社会経済活動への影響が少なくないため、感染拡大防止策の徹底継続を前提として、全面的な要請だけでなく、業種を絞るなど部分的な要請なども検討することが必要。	①「香川県対処方針」と「対策期移行時の考え方」の見直しに当たり、休業要請等については、感染拡大防止策の徹底を前提として、社会的影響を考慮し、対象施設を限定するなどの見直しを行った。
②新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金は、地方創生臨時交付金を活用することができたが、今後、同様の協力金等を支給する場合には、より一層の財源手当が必要となる。	②今後、休業要請等を実施した場合、都道府県の財政状況等により、協力金等の支給に差異が生じないよう、国において財源措置や補償金的な「協力金」の制度化がなされるように要望をしていく。
③休業要請等は、公表から実施までの期間が短く、事業者への周知や市町との調整の時間が十分に取れなかった。	③今回見直した対策期の移行基準に基づき、適切なタイミングで休業要請等を実施していく。
④事業者が業種別ガイドライン等を遵守していることを示す様式の掲示以外にも、県民が安心して施設等を利用できる仕組みができないか、一層の検討が必要。	④LINEを活用し、事業者が感染防止策を講じていることを示す様式を掲示できるようにするとともに、QRコードの登録により感染者が発生した店舗を利用した方に通知を行う仕組みを構築したことから、当該システムの利用を促していく。
⑤テレワークや時差出勤、自転車通勤の推進など、事業者による新しい生活様式の実践・徹底を促す対策が必要。	⑤香川県テレワーク導入促進事業や香川県前向きに頑張る事業者を応援する総合補助金事業等を実施し、企業の感染症リスクに対応した業務形態や働き方への転換を促進していく。

③ イベント等の開催

○ 実施してきた対応策等

0) 感染拡大防止集中対策期以前(～4/16)	・県主催イベント等の開催基準等の策定・改定(2/28、3/30～4/12、4/8～5/6) →近距離での対面や人が密集する状況で、長時間過ごす場合のほか、参加者の追跡が困難な場合、高齢者や基礎疾患を有する方等が多数集まる場合には、原則中止又は延期 →イベント等を実施する場合は適切な感染防止対策を講じ、対策ができない場合は中止又は延期
i) 感染拡大防止集中対策期(4/17～5/6)	・特措法第24条9項に基づき、屋内外を問わず、複数の者が参加し、密集状態等が発生する恐れのあるイベント等の開催自粛を要請(4/25～5/6)
ii) 感染拡大防止対策期(5/7～5/14)	・全国的大規模イベント等の開催については、リスクへの対応が整わない場合は中止・延期を協力要請 ・50人程度未満の少人数のイベント等については、県外参加者を減らし、3密を避け、感染対策を講じることを協力要請(5/7～5/14)
iii) 感染警戒期(5/15～5/25)	・全国的大規模イベント等の開催については、リスクへの対応が整わない場合は中止・延期を協力依頼 ・一定人数以下※のイベント等につき、県外参加者を減らし、適切な感染防止策を講じることを協力依頼 ※屋内:100人以下かつ収容定員の半分以下、屋外:200人以下かつ人と人との距離を十分確保(5/15～5/25)
iv) 感染予防対策期(5/26～7/17)	・5月末までは、一定人数以下※のイベント等につき、県外参加者を減らし、適切な感染防止策を講じることを協力依頼(5/26～5/31) ・6/1以後のイベント等は、新しい生活様式や業種別ガイドライン等に基づく適切な感染防止策を前提に、参加人数の上限を段階的に緩和(6/1～7/31) ・感染予防対策期における地域の祭り等の開催にかかる留意事項を公表(6/22)
v) 感染警戒期(7/18～7/31)	・イベント等は、新しい生活様式や業種別ガイドライン等に基づく適切な感染防止策を前提に、参加人数の上限を段階的に緩和(6/1～7/31)

【実績】

県主催イベント、市町主催イベント、コンサート、プロスポーツの試合などのイベントのほとんどが中止又は延期となった。

課題	課題に対するこれまでの対応と今後の方向性
① 感染拡大の中では、安全側に振れざるを得ず、感染拡大防止と施設の利活用のバランスを図ることが困難であった。	① イベント主催者には、イベント開催時の留意事項や業種別ガイドライン等に沿った恒常的な感染防止対策に取り組んでいただくよう、引き続き、周知徹底を図るとともに、イベント参加者にも協力を依頼する。また、全国的又は大規模イベントについては、県の事前相談制度を活用して、感染防止策の徹底を依頼する。
② 県民が安心してイベント等に参加することができる仕組みを作る必要がある。	② LINEを活用し、参加したイベントで感染者が発生した場合に、当該イベントに参加した方に通知を行うLINEを活用した追跡システムを構築したことから、当該システムの利用を促していく。
③ いわゆるイベント以外の会議や研修等もイベントに準じて縮小及び自粛の傾向があった。	③ 「対策期移行時の考え方」で示した指標等に基づき、適切なタイミングでイベント等の開催にかかる対応を実施していく。また、県民ホール利用促進事業を実施し、県のイベント開催制限の段階的緩和の方針に沿いながら、県内の活性化を目指し県民ホールを活用したイベントを主催する者を支援していく。
④ イベント等の参加人数や収容率の制限により、本県においては著名な音楽家のコンサート等の文化・芸術の催しや各種の講演会の開催が難しくなっている。	④ 知事から全国知事会議の場において、基準の緩和について発言するとともに、西村大臣に対して直接要望を行った。

④ 県有施設等における対応

○実施してきた対応策等

<p>0) 感染拡大防止集中対策期以前 (～4/16)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・3密対策の徹底 ・段階的に県有施設等の休館・利用停止 (3/4～さぬきこどもの国わくわく児童館等) 	<p>・2/20～5/31を対象期間とし、19の県有施設の利用をキャンセルする場合、キャンセル料は不要とし、既納の使用料等は還付</p>
<p>i) 感染拡大防止集中対策期 (4/17～5/6)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・段階的に県有施設等の休館・利用停止 (4/20～栗林公園屋内施設ほか、4/24～全面休園等) 	
<p>ii) 感染拡大防止対策期 (5/7～5/14)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・多数集客施設、観光客誘客施設、屋内スポーツ施設、集団宿泊施設は原則休館し、その他の施設は感染防止対策を講じた上で順次、開館(5/7～5/14) 	
<p>iii) 感染警戒期 (5/15～5/25)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・多数集客施設、観光客誘客施設、屋内スポーツ施設、集団宿泊施設は原則休館し、その他の施設は感染防止対策を講じた上で順次開館(5/14～5/31) 	
<p>iv) 感染予防対策期 (5/26～7/17)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・適切な感染防止対策を講じた上で順次開館(6/1～) 	
<p>v) 感染警戒期 (7/18～7/31)</p>		<p>・対象期間を6/1～9/30(キャンセル申出期間は6/1～6/30)、対象施設を3施設に変更</p>

課題

○利用制限・休止等について

- ① 休館以外の利用制限、利用休止にかかる判断が難しい。(特に、常時入場等が可能な屋外施設)
- ② 類似施設と対応時期等の調整に時間を要した。

○感染防止対策について

- ③ マスク、消毒液、非接触型体温計などの衛生用品の確保や施設内の消毒の徹底など感染症対策を十分講じる必要があった。
- ④ 利用者に対して、マスク着用や検温など、感染症対策への理解と協力を得るよう説明を尽くしたうえで、円滑な入館等を促す必要があった。
- ⑤ 県民が安心して施設等を利用することができる仕組みを作る必要がある。

課題に対するこれまでの対応と今後の方向性

- ① 「対策期移行時の考え方」で示した指標等に基づき、適切なタイミングで県有施設等の休館等にかかる対応を実施していく。
- ② 所管課と施設間、施設同士又は各部局間や市町との連携及び情報共有を支障なくできるよう、日頃より調整しておく。
- ③ 感染症の予防に必要なマスク、消毒液、非接触型体温計等の確保をした。
- ④ 各施設において業種別ガイドライン等に沿った恒常的な感染防止対策に取り組んでいくとともに、利用者にも感染防止対策に協力いただくよう、周知啓発をする。
- ⑤ LINEを活用し、利用した施設で感染者が発生した場合に、当該施設等を利用した方に通知を行うLINEを活用した追跡システムを構築したことから、当該システムの利用を促していく。

⑤学校等における対応【県立学校等】

○実施してきた対応策等

<p>0) 感染拡大防止集中対策期以前(～4/16)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・県立学校(3/2～)、市町立小・中学校(3/3)を春休みまで臨時休業とし、新学期から教育活動を再開(4/6～)したが、国の緊急事態宣言の発令に伴い、本県においても感染拡大が懸念されることから、再度休業(4/13～24)。
<p>i) 感染拡大防止集中対策期(4/17～5/6)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・県立学校は、臨時休業期間を延長(4/27～5/8)。 ・市町立小・中学校においても、臨時休業期間を延長(4/27～5/8)。
<p>ii) 感染拡大防止対策期(5/7～5/14)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・県立学校は、臨時休業期間を5/31まで延長。週1回程度の分散登校可。 ・市町立小・中学校においても、臨時休業期間を延長(5/24まで、または31日まで)。
<p>iii) 感染警戒期(5/15～5/25)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・県立学校は学校再開に向けた準備期間を(予定の5/25から)5/21からに前倒し。中学3年生と高校3年生は分散形式の授業可、他の学年も登校日の頻度を高めることが可。 ・市町立小・中学校においても、学校再開の前倒し、登校日の設置等、段階的に教育活動を再開。 ・「学校再開時の感染症予防対策ガイドライン」「学校の臨時休業等に関する基準」や注意喚起ポスターを作成、配付。
<p>iv) 感染予防対策期(5/26～7/17)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・部活動の段階的实施。 ・中止された全国大会等の代替地方大会等の開催を検討。 ・児童生徒や教職員が新型コロナウイルスに感染した場合の「学校の臨時休業等に関する基準」を見直し。
<p>v) 感染警戒期(7/18～7/31)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ガイドラインの徹底や感染者や濃厚接触者等に対するいじめや差別的な言動がないよう注意喚起。 ・中止された全国大会の代替地方大会の開催(27競技) ・部活動について、8/1から宿泊を伴う活動や県外遠征等が可能となることを見据え、これらについては学校長の判断のもとで実施するよう求めるとともに、徹底した感染防止策を講じるよう通知を发出。

課題

- ① 臨時休業や学校再開の判断を行うに当たっては、学びの保障と感染拡大防止の両立を図っていく必要がある。
- ② 生徒間の十分な距離の確保が難しいなど、感染予防対策に困難が生じる場合がある。
- ③ オンライン学習を行う場合の通信環境やデジタル教材、学習ソフト等が不十分であり、指導を行う教員のICT活用能力やICTの効果的な活用を支援する人材も不足している。また、臨時休業時の生徒との連絡体制が十分準備できていないところがあった。
- ④ 小・中学校では、臨時休業による学習の遅れを取り戻すため、教員の負担に配慮しながら、丁寧に授業を行っていくことが必要。

課題に対するこれまでの対応と今後の方向性

- ① 学校再開にあたり、各学校での感染症予防対策をまとめた「学校再開時の感染症予防対策ガイドライン」「学校の臨時休業等に関する基準」や児童生徒への注意喚起ポスターを作成、配付した。
- ② 感染症対策や学びの保障等に必要な取組を迅速かつ柔軟に実施するための経費の補助、特別支援学校のスクールバスの増便など、感染防止対策を引き続き行う。
- ③ 児童生徒の学習継続の環境整備のため、GIGAスクール構想を前倒し、今年度内に県立高校生は3人に一台、県立中学校、特別支援学校の義務教育課程の生徒は1人一台のパソコンの整備を行う。また、教員によるPTにおいて、デジタル教材や学習ソフト等の検討を行うとともに、ICTを効果的に活用するための人材(教員、ICT支援員等)の育成・確保に努めていく。Web会議システムを利用したホームルームや健康観察・諸連絡の実施ができるような環境を整備していく。
- ④ 市町立小・中学校において感染症対策を講じながら児童生徒の学びを確保するために必要な人的体制の整備(教員の追加配置、学習支援員及びスクールサポートスタッフを追加配置する市町への支援)を行った。

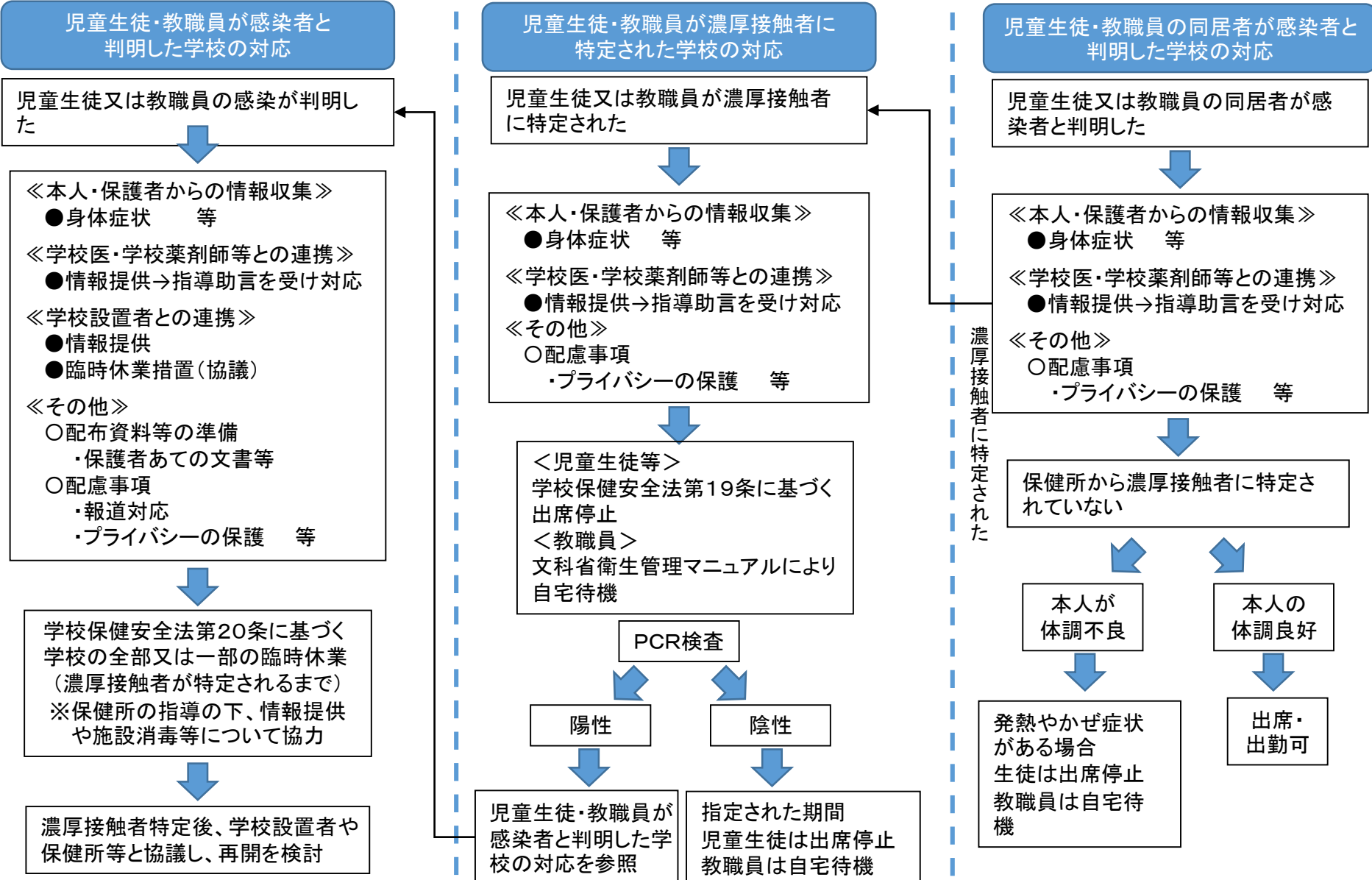
課題

- ⑤ 長期の臨時休業による生活リズムの乱れや心理的ストレス、感染への怖れによる登校不安など、生徒の生活面・心理面のケア。
- ⑥ 感染拡大防止の観点から、インターハイや全国高等学校野球選手権大会などが中止となり、生徒たちが日ごろの練習の成果を発揮するための機会が失われた。
- ⑦ 急な臨時休業に伴う学校給食用の食材の廃棄や、給食関連業者の事業への影響を考慮する必要がある。

課題に対するこれまでの対応と今後の方向性

- ⑤ 学校においては、担任をはじめスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが生徒の様子を注意深く観察しながら、気にかかる生徒には声掛けや面談の設定をする等、生徒の心に寄り添いながらケアするように努めるとともに、教育センターにおいても、児童生徒・保護者・教員等の相談窓口を設けており、引き続き相談受付を行っていく。
- ⑥ インターハイ等代替地方大会開催支援事業を実施し、運動部活動全国大会の代替地方大会の開催に要する経費を支援する。
- ⑦ 学校給食の安定的な供給体制を維持するため、臨時休業の影響を受けた県立学校の学校給食加工業者への支援を検討する。

出席停止、臨時休業等の基準について



⑤学校等における対応【保育所・放課後児童クラブ・幼稚園】

○実施してきた対応策等

<p>o) 感染拡大防止集中対策期以前(～4/16)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・3月の臨時休業時から4月13日までは、保育所は国の要請に沿って、放課後児童クラブは、長期休暇に準じて開所 ・家庭での保育が可能な場合には、登園を控えるよう市町や市町教育委員会等から保護者に要請するとともに、要請を受けて登園を自粛した保護者は、小学校休業対応助成金、小学校休業等対応支援金の利用が可能であることについて周知を依頼(4/13) ・感染防止に係る職員・利用者・家族の協力を依頼(4/15以降、随時)
<p>i) 感染拡大防止集中対策期(4/17～5/6)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市町を通じて、コロナ感染防止のために保育施設等の利用を控えた場合の休業補償制度及び労働相談窓口の周知や、職員が休みを取りやすい体制づくりへの配慮を依頼(4/20,5/5,5/15) ・家庭での保育が可能な場合には、登園を控えるよう市町や市町教育委員会等から保護者に要請することを依頼(4/20,5/5) ・感染防止に向けた取組み及び感染者等が発生した場合の対応についてリーフレットで周知(4/22) ・保育所について、医療従事者や一人親家庭等の幼児・児童の保育を確保しつつ、保育の提供の縮小又は臨時休業の検討を市町に要請(4/25～5/6)。 ・要保護児童対策地域協議会における子どもの見守り支援や保護者への相談支援(～4/26) ・要保護児童対策地域協議会における子どもの見守り支援や保護者への相談支援を強化(4/27～)
<p>ii) 感染拡大防止対策期(5/7～5/14)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・利用自粛の依頼を継続
<p>iii) 感染警戒期(5/15～5/25)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・利用自粛の依頼を継続
<p>iv) 感染予防対策期(5/26～7/17)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・利用自粛の依頼を継続(5/31まで) ・保育所向けの感染予防のリーフレットを作成し、県内の全保育所等に送付し、職員や保護者等に周知
<p>v) 感染警戒期(7/18～7/31)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・警戒レベルが引き上げられたことから、より慎重で徹底した感染防止対策に取り組むよう依頼 ・子どもを預ける保護者に、感染症に関する子育ての不安の相談窓口として、子ども女性相談センターの「子ども家庭電話相談」を市町を通じて周知(7/31)

【実績】

登園を控えて頂くお願いに対して、右記のとおり、多くの保護者にご協力をいただいた。

自粛率	保育所	放課後児童クラブ
4/15	約4割	約3割
4/23	約7割	6割超
5/20	約5割	約6割

課題

- ① 当初、学校の休業が急に決定されたことから、放課後児童クラブを午前中から開所するための人員及び場所の確保に追われた。
- ② 保育所や放課後児童クラブについては、休業協力要請の対象外ではあるが、医療従事者や社会の機能を維持するために、就業継続が必要な者、ひとり親などで仕事を休むことが困難な者の子供等の保育等を確保しつつ、保育の縮小や臨時休園等について要請されたことから、保育士や職員等の中には、開所を継続することによる感染不安や保護者からの問合せの増加などにより、心理的不安や悩みを感じた者がいた。
- ③ 現場において、どのように3密を避け、感染防止策を徹底すべきかについての判断が難しかった。

課題に対するこれまでの対応と今後の方向性

- ① 小学校を休業し、放課後児童クラブを午前中より開所する場合は、学校において、人や場所の確保について、十分配慮していただけるよう、県及び県教委から依頼を行った。
- ② 市町が実施する、職員が感染対策について相談できる窓口設置の取組みの支援など、保育士や職員等の心理的不安や悩みに寄り添った取組みを行っていくことで、職員の離職防止につなげていく。
- ③ 保育所でのクラスター発生を受け、保育所向けの感染予防のリーフレットを作成し、県内の全保育所等に送付し、職員や保護者等に周知した。

⑥福祉施設における対応【高齢者施設、障害者施設等】

○実施してきた対応策等

<p>0) 感染拡大防止集中対策期以前 (~4/16)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症発生に伴う福祉施設における感染予防対策を周知(2/18等) ・優先順位の整理等感染拡大時における業務継続に向けた準備を要請(2/28) ・高齢者入所施設に対して、新型コロナウイルス感染症にかかるチェックシートを作成し、周知(3/12) ・新型コロナウイルスの感染拡大防止対策を整理し周知(3/13) ・市町等に対し放課後等デイサービス、児童発達支援の利用を控えるよう保護者に要請することを依頼(4/13等) ・感染防止に係る職員・利用者・家族の協力を依頼(4/15)
<p>i) 感染拡大防止集中対策期 (4/17~5/6)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・感染発生時における施設が対応すべき事項を整理しリーフレットで周知 ・施設職員が自ら行動記録を作成するよう協力依頼(4/21等) ・障害福祉サービス等事業所における感染防止に向けた取組み及び感染者等が発生した場合の対応についてリーフレットで周知(4/22等) ・感染発生時、施設から関係機関へ迅速な報告が必要な事項を報告書様式に整理し周知(5/1等)
<p>ii) 感染拡大防止対策期 (5/7~5/14)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・家で過ごす高齢者が健康を保つためのポイントを紹介するポスターやリーフレットを作成・配布するとともにホームページに掲載(5/7~)
<p>iii) 感染警戒期 (5/15~5/25)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・感染防止に係る職員・利用者・家族の協力を依頼(5/18)
<p>iv) 感染予防対策期 (5/26~7/17)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・感染防止に係る職員・利用者・家族の協力を依頼(5/28) ・新型コロナウイルス感染症発生に伴い職員が不足する福祉施設に対し県から代替職員を派遣するスキームの構築(6/9~6/30)
<p>v) 感染警戒期 (7/18~7/31)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・感染警戒期の対策について、事業所の職員への周知及び感染防止対策の取組み徹底について協力依頼(7/17) ・高齢者施設の施設間応援に係る派遣調整業務等を県社会福祉協議会に委託(7/29)

課題

- ① 福祉施設で新型コロナウイルス感染者が発生した場合、職員が濃厚接触者等として自宅待機となるなど施設において大幅な人材不足となる可能性がある。
- ② 感染症に係る専門的知識を踏まえた施設運営・マネジメントを行う必要がある。

課題に対するこれまでの対応と今後の方向性

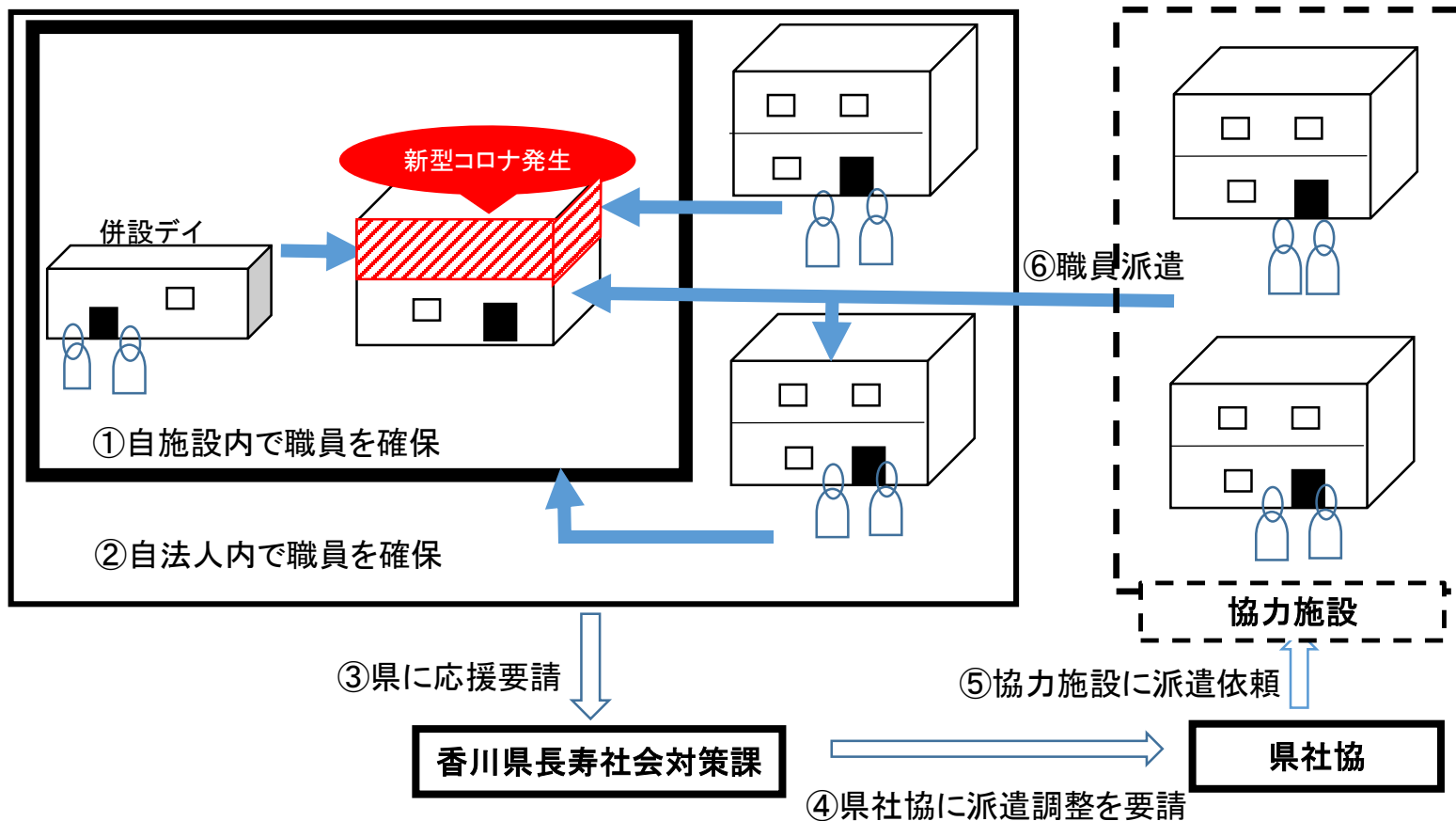
- ① 関係団体と連携して、応援職員を相互に派遣する体制の構築を進める。
- ② 感染症対応力強化を目的とする管理者向け、現場職員向けの研修会を開催する。

新型コロナウイルス高齢者施設相互応援ネットワーク

【概要】

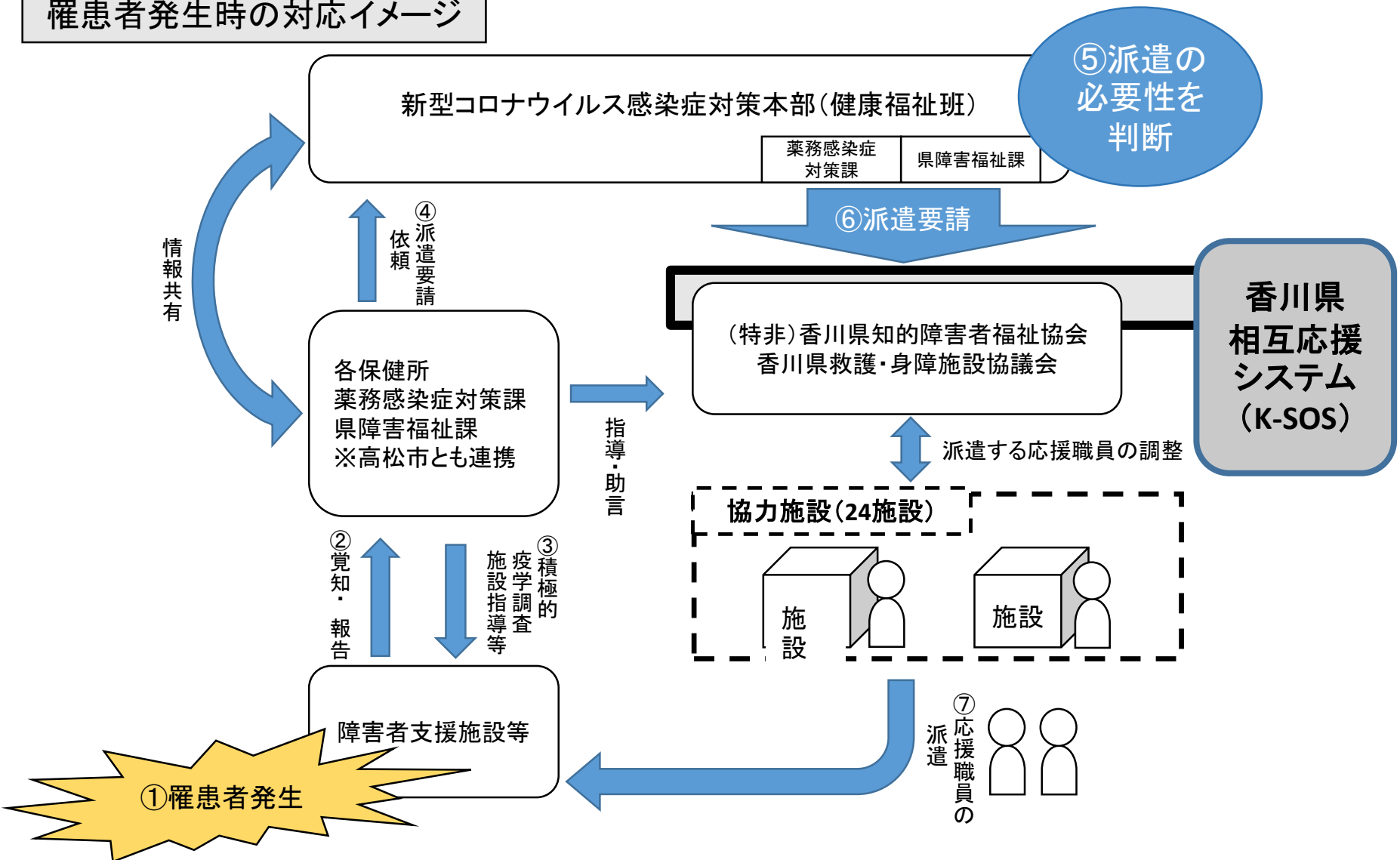
- 入所施設で感染者が発生した場合は、まずは同一施設、次に同一法人内の職員で対応する。
- それでも不足する場合に、県に応援要請をし、県社協が登録された協力施設から応援職員を派遣する。

※事業所の職員派遣に係る費用(人件費、危険手当、旅費、宿泊費)は、サービス継続支援事業を活用



香川県相互応援システム(K-SOS)のイメージ

罹患者発生時の対応イメージ



(参考)緊急事態措置等の検証を踏まえた
香川県対処方針の見直し
(R2. 8. 21)

新型コロナウイルス感染症に対する香川県対処方針

令和2年5月15日
令和2年8月21日改正

		(1)感染予防対策期	(2)準感染警戒期	(3)感染警戒期	(4)感染拡大防止対策期	(5)感染拡大防止集中対策期	(6)緊急事態対策期
県内の感染状況		感染者が確認されていないか、抑制できている状態	一定数の感染者が確認されている状態	一定の感染者が確認されており、感染者が拡大する恐れがある状態	感染者が拡大している状態	感染者が急増している状態	爆発的な感染の拡大が続いている状態 (国の緊急事態宣言の対象区域に指定されることを想定)
移行状況	①直近1週間の累積新規感染者数 (直近1週間の人口10万人当たりの累積新規感染者数)	—	5人程度以上 (0.5人以上)	24人程度以上 (2.5人以上)	48人程度以上 (5人以上)	96人程度以上 (10人以上)	239人程度以上 (25人以上)
	②感染経路不明者数の割合	—	50%以上	50%以上	50%以上	50%以上	50%以上
	③直近1週間と先週1週間の比較	—	—	—	—	直近1週間が先週1週間より多い	直近1週間が先週1週間より多い
移行基準	④病床のひっ迫具合(病床全体)	—	—	—	—	最大確保病床の占有率1/5以上又は現時点の確保病床の占有率1/4以上	最大確保病床の占有率1/2以上
	〃 (うち重症者用病床)	—	—	—	—	最大確保病床の占有率1/5以上又は現時点の確保病床の占有率1/4以上	最大確保病床の占有率1/2以上
	⑤療養者数 (人口10万人当たりの全療養者数※)	—	—	—	—	96人程度以上 (10人以上)	239人程度以上 (25人以上)
	⑥直近1週間のPCR陽性率	—	—	—	—	10%以上	10%以上
解除の判断基準		—	解除にあたっては、新しい対策期に入ってから、一定期間(少なくとも2週間)経過後、新規感染者が減少傾向になっている状態で、①～⑥の指標等を踏まえ総合的に判断				
<p>○各対策期への移行に当たっては、医療提供体制、監視体制(検査・相談等の件数)、クラスター発生状況、他都道府県の発生状況などを総合的に判断。また、警戒を強める際は、感染の傾向、濃厚接触者の状況、感染地域の状況等を踏まえ、移行基準より早めの移行も検討</p> <p>○県独自の「感染警戒宣言」、「緊急事態宣言」は、感染状況等に応じて適時に発出を検討</p> <p>○国から特措法に基づく新たな考え方が示された場合には改訂を検討</p>							

新型コロナウイルス感染症に対する香川県対応方針

令和2年5月15日
令和2年8月21日改正

	(1)感染予防対策期	(2)準感染警戒期	(3)感染警戒期	(4)感染拡大防止対策期	(5)感染拡大防止集中対策期	(6)緊急事態対策期
県内の感染状況	感染者が確認されていないか、抑制できている状態	一定数の感染者が確認されている状態	一定の感染者が確認されており、感染者が拡大する恐れがある状態	感染者が拡大している状態	感染者が急増している状態	爆発的な感染の拡大が続いている状態 (国の緊急事態宣言の対象区域に指定されることを想定)
共通事項(※1)	3密の回避やマスクの着用など「新しい生活様式」の実践、「かがわコロナお知らせシステム」・「接触確認アプリ(COCOA)」のインストール・積極的活用					
県民への要請等	【法に基づかない協力依頼】 ①不要不急の感染拡大地域への移動は慎重に検討 ②発熱の症状がある場合は、外出を控える ③「業種別ガイドライン」等に基づく感染防止策が徹底されていない施設等への外出を控える	①の対策の徹底	【法 24⑨による要請】 ・(1) ②③の対策の徹底に加え、 ・不要不急の県外への移動は慎重に検討	【法 24⑩による要請】 ・(1) ②③の対策の徹底に加え、 ・不要不急の外出・移動は、県内外を問わず慎重に検討 ・特に、県内のクラスター発生施設や同種施設のうち、「業種別ガイドライン」等を遵守していない施設への外出自粛の要請を検討	【法 24⑪による要請】 ・(4)の対策に加え、 ・感染拡大につながる恐れのある施設(※2)のうち、「業種別ガイドライン」等を遵守していない施設への県内での外出自粛の要請を検討 ・他都道府県の感染状況等も踏まえ、県外への移動自粛の要請を検討	【法 24⑫又は法 45④による要請】 ・県内での外出自粛の要請を検討 ・県外への移動自粛の要請を検討
事業者への要請等	【法に基づかない協力依頼】 ・「業種別ガイドライン」等の徹底、遵守様式の掲示 ・在宅勤務(テレワーク)、オンライン会議、時差出勤、自家用車・自転車・徒歩等による通勤の推進 ・産官学連携や執務オフィスの分散		【法 24⑨による要請】 ・(1)の対策の強力な推進	【法 24⑩による要請】 ・(3)の対策に加え、 ・クラスター発生施設や同種施設のうち、「業種別ガイドライン」等を遵守していない施設への休業等の要請を検討	【法 24⑪による要請】 ・(3)の対策に加え、 ・感染拡大につながる恐れのある施設(※2)のうち、「業種別ガイドライン」等を遵守していない施設への休業等の要請を検討	【法 24⑫又は法 45④による要請】 ・(3)の対策に加え、 ・感染リスクやガイドラインの遵守状況等を考慮しつつ、生活必需品等を取り扱う事業者等を除き特措法対象施設等への休業等の要請を検討
イベント等の開催(※3)	【法に基づかない協力依頼】 ・「催物(イベント等)の開催に当たっての留意事項」や「新しい生活様式」、「業種別ガイドライン」等に基づく適切な感染防止対策の徹底を前提に開催		【法 24⑨による要請】 ・(1)の対策と同様	【法 24⑩による要請】 ・(1)の対策と同様	【法 24⑪による要請】 ・(1)の対策に加え、 ・全国的かつ大規模イベント等の中止又は延期の要請を検討	【法 24⑫又は法 45④による要請】 ・原則中止・延期の要請を検討
県有施設等における対応	適切な感染防止対策を講じた上で開館			・(1)の対策と同様	・(1)の対策と同様	・(1)の対策に加え、 ・多数集客施設、観光客誘客施設等の休館の検討
○各対策期における措置の実施の要否に当たっては、医療提供体制、監視体制(検査・相談等の件数)、クラスター発生状況、他都道府県の発生状況などを総合的に判断。また、対策期ごとに上記以外の対策を講じることも想定 ※1 対策期に応じて、特措法による要請の適用 ※2 休業等を要請する「感染拡大につながる恐れのある施設」については、県内の感染事例や国の基本的対応方針等を考慮して判断 ※3 イベント等の開催については、国の基本的対応方針等を踏まえ、屋内外の別を考慮して、参加人数のほか、施設の収容定員に対する参加人数の比率等を総合的に判断						

4. その他

①情報発信

○実施してきた対応策等

- ・新型コロナウイルス感染症に関するホームページを開設
 - 県HPのトップにバナーを設置し、県民や事業者に対する支援制度等、必要な情報をまとめて紹介
 - 県HPで、多言語による新型コロナウイルスに関する情報提供
- ・知事記者会見等の開催
 - 知事の背景にバックシートを掲示し、感染拡大防止を呼び掛け(3/23～)、手話通訳を導入(4/13～)
 - 臨時記者会見の様子を動画で配信(4/14～)、インターネット上でのライブ配信(5/5～)
- ・県民向け広報、地元紙への情報の掲載
 - 県広報誌(5～7月号で新型コロナウイルス対策を特集)、県政テレビ、ラジオ、SNS、メールマガジン、地元紙への広告掲載などによって広く県民向けに情報発信
 - 岡山県・香川県・テレビ7局緊急共同キャンペーン(4/28～5/31)など
- ・LINE公式アカウント「香川県一新型コロナ対策パーソナルサポート」を開設し、運用(3/27～)
- ・特別定額給付金を装った詐欺、新型コロナウイルス感染症に乗じた消費者トラブルや犯罪被害に関する注意喚起
- ・新型コロナウイルス罹患者や医療従事者等への差別に対する啓発キャンペーン「STOP！コロナ差別-差別をなくし正しい理解を-」や「NO コロナハラスメント～正しい情報をもとに冷静な行動を～」を実施

課題

- ① 新型コロナウイルス感染症にかかる情報発信については、発信する情報の緊急性や、発信する相手方等に応じて、ホームページやSNS、県広報誌、新聞広告、折込みチラシ、テレビやラジオのCMなど、さまざまな手法を用いて行ってきた。
- ② 概ね迅速かつ丁寧な情報発信に努めてきたが、感染対策期に応じた施策を講じる際に、公表から実施まで間がないものがあり、周知に十分な時間がとれないことがあった。
- ③ 新型コロナウイルス感染者や医療従事者等への差別にかかる懸念があった。
- ④ ホームページに掲載すべき新型コロナウイルス感染症にかかる情報が多くなったことから、県民が利用しやすいHPとする必要がある。

課題に対するこれまでの対応と今後の方向性

- ① 引き続き、タイムリーな広報や情報発信に努めていくとともに、メディアの特徴に応じたターゲット設定を行い、発信する情報に合った手法を用いた広報を行っていく。特に、ホームページやSNSでは、迅速な情報発信が可能なことから、これらを周知することにより、県民がより早く正確な情報を得ることができるようにしていく。
- ② 必要なときに、迅速に情報が発信できるよう、各フェーズを想定した番組の事前収録や各種PR動画の作成、チラシ挟み込みなどの体制確保を行うておく。
- ③ 啓発キャンペーンを実施し、動画やポスターの掲示などを通じて、医療従事者等への感謝の気持ち、感染症や医療従事者等への差別や偏見・誹謗中傷を行わないこと、正しい情報をもとに冷静な行動をとることを訴えている。
- ④ スマートフォンを意識したページの作成など、利用者の利便性の向上を意識したサイトづくりをしていく。また、研修の実施により、ホームページ制作に関する職員のスキル向上を図っていく。

課題

- ⑤ 多言語による情報の提供を行っていたが、当該サービスの周知が不十分であったため、在住外国人の方に、必要な情報が十分に届いていないという声をいただいた。
- ⑥ 知事記者会見では、聴覚障害をお持ちの方を含め、より多くの県民の方にいち早く情報を提供していく必要がある。

課題に対するこれまでの対応と今後の方向性

- ⑤ 在住外国人の方にも、情報を適切に届けられるよう、アイパル香川などの在住外国人支援拠点を活用してホームページの認知度向上を図っていく。
- ⑥ 引き続き、手話通訳の同席や会見の様態を動画配信するなど、分かりやすい情報発信に努める。

②市町との連携・情報共有

○実施してきた対応策等及び今後の方向性

新型コロナウイルス感染症に対応するためには、県・市町・関係者間の連携・情報共有が重要であることから、県では、これまでも、県の事業や国の通知等の情報提供を行うほか、マニュアルの作成や、市町における新型コロナウイルス感染症対策の調査の実施、市町と協力して実施する事業の連携・調整、市町と市町以外の関係者との協議の調整などを実施してきており、今後も、継続して連携・情報共有を行っていく。

【主な連携・情報共有の例】

- 知事と市町長との連携・情報共有について:感染者が発生した市町との情報共有、知事と県内市町長とのWeb会議の開催(4/23、7/29)、知事が県内市町長を個別に訪問し、意見交換(6/5～6/19)、地方財政措置等について、県と市町が共同で国に要望(要望書のとりまとめ:7/29)
- 避難所運営について:自宅療養者や濃厚接触者など特に配慮が必要な方の避難について、保健所と市町の対応要領等を確認するなどの連携、避難所における感染症対策に必要な物資等の確保
- 廃棄物処理について:新型コロナウイルスを想定した廃棄物処理事業継続計画(BCP)の策定の促進
- 福祉施設への対応について:感染疑い事例発生時における県・市町・保健所間の円滑な情報共有、福祉施設における感染症対策に必要な物資等の確保
- 火葬場の運営について:火葬場を設置する市町・広域組合と、医療機関・葬祭業者団体との情報共有を図り、対応手順等の共有、市町間の連携・情報共有
- 母子保健について:乳児健診や産婦健診について、各市町・県医師会・国保連合会等と調整・情報共有、里帰り出産の方の相談窓口について産婦人科医会・助産師会と調整を行い市町に周知、不安を抱える妊婦等のため産婦人科医会・各保険事務所、各市町と調整
- 要保護児童等(特定妊婦を含む)の見守りについて:市町の要保護児童対策地域協議会が中心となり見守りを行う体制の強化、児童相談所から要保護児童対策地域協議会の参画期間に対する助言・指導

③県職員に係る感染予防対策

○実施してきた対応策等

県庁職員については、香川県緊急事態宣言や県新型コロナウイルス感染症対策本部における県民に対するお願いや国の基本的対処方針などを踏まえて、外出の自粛や感染予防対策を実施してきた。

【主な対応策】

- ・時差出勤(2/27～)
- ・健康状態によりり患した場合の影響が大きい職員の在宅勤務の募集(2/27～)
- ・感染拡大地域から帰県後14日間は新規採用職員は在宅勤務、異動職員は自宅待機や対人接触の回避(4/1～)
- ・東京事務所・大阪事務所において、在宅勤務の実施(4/9～6/5(大阪)、6/12(東京))
- ・県警職員の在宅勤務・サテライトオフィス勤務の導入(4/15～)
- ・県立学校教員の在宅勤務の実施(4/17～)
- ・本庁における執務スペースの分散化(4/20～)
- ・休憩時間の弾力的運用(4/21～)
- ・臨時サテライトオフィスの設置(4/23～)
- ・職員健康管理センター(中央病院)の設置など、職員の健康管理・メンタルヘルスサポートを充実(4/24～)
- ・県立病院職員等の宿泊施設の確保(4/29～)
- ・全職員を対象としたテレワーク用パソコンの短期貸与の開始(5/11～)

○課題と今後の方向性

- ・引き続き、香川県対処方針に基づき、対策期ごとの対応方針に沿った感染予防対策等を実施していく。
- ・在宅勤務は、利用可能なパソコンの台数が限られおり利用が限定的となったが、今年度、モバイル型パソコンへの更新を予定しており、この活用を図っていく。

④県庁職員の人員体制(兼務発令・動員)

○実施してきた対応等

新型コロナウイルス感染症の発生を受け、感染拡大の防止と、経済活動の維持回復の両面にわたり、全庁挙げて取り組み、必要な人員の配置について、その時々状況に応じて臨機応変に対応してきた。これまでの兼務発令による増員 28名、動員 696名(令和2年8月26日時点)

【主な対応策】(部内限りで行われた動員を除く。)

- ・新型コロナウイルス対策本部の人員体制の強化(4/14～8/5兼務発令)
- ・環境保健研究センターにおけるPCR検査受付・実施体制等の強化(4/14～6/23兼務発令)
- ・軽症者等宿泊療養施設の運営等業務に係る動員(4/22～)
- ・感染拡大防止協力金の申請受付等業務に係る動員(4/23～6/12)
- ・新型コロナウイルス健康相談コールセンター事業に係る動員(5/18～5/31)
- ・持続化応援給付金事業の実施に係る人員体制の強化及び動員(5/21～兼務発令。6/2～8/24動員)
- ・たすけあいマスクバンク事業の実施に係る動員(5/25～7/10)
- ・家賃応援給付金事業の実施に係る人員体制の強化(6/23～兼務発令。7/30～動員)
- ・前向きに頑張る事業者を応援する総合補助金の実施に係る動員(7/1～)
- ・薬務感染症対策課の業務執行体制の強化(8/3～。兼務発令)

○課題と今後の方向性

- ・引き続き、限られた人員の中、兼務発令や動員により、柔軟かつ機動的な人員配置を行う。
- ・兼務発令や動員が有効に機能するよう、危機発生時の通常業務を超えた対応について、職員個人はもとより各職場における意識の醸成に努める。

5. 今後の方向性

本県においては、3月17日に初めての患者が発生して以降、順次、人員の増強、PCR検査機器の整備、PCR検査センターの設置などの検査体制の拡充や、受入れ病床の拡充、宿泊療養施設の確保などの医療提供体制の拡充を進めてきた。

また、国の「緊急事態宣言」等を受けて、緊急事態措置等を講じ、感染拡大防止に努めてきた。

県民・事業者の皆様のご協力のもとより、これらの対応により、県内では、4月21日から7月9日まで80日間感染者が発生せず、保育所で発生したクラスターについても、短期間で封じ込めを行うことができた。

一方、この間の対応については、未知のウイルスによる感染拡大という危機に対し、日々変わりゆく状況への即応が求められたことから、外出自粛や休業要請等による県民生活や県内経済への多大な影響の発生といった課題も生じたところである。

また、一時減少傾向にあった全国の感染者数は6月末以降増加に転じており、本県においても、7月中に新たに18件の感染者が発生し、8月以降も感染者が発生している。

検査体制や医療提供体制については、これまで県内の感染状況等に応じて拡充を進めてきたが、7月末に、新たな流行シナリオに基づき、重点医療機関や協力医療機関を指定するなどの医療提供体制の整備や、新たな患者推計を踏まえた検査体制の拡充を行ったことから、今後の感染拡大に備えた体制が一定程度、整備されたと考えており、今後も引き続き体制を維持していくことが重要である。

また、緊急事態措置等について、今後は、県民生活や県内経済への影響を最小限にとどめながら、感染拡大を防止することが必要であるため、「香川県対処方針」と「対策期移行時の考え方」を見直し、例えば、休業要請等についても、感染拡大を効果的に防止するための対象に絞って実施するなどとしたところである。

足下では、感染者の発生が続いているが、今後は、新しい生活様式に基づく感染拡大防止策の徹底についてより一層の周知を図っていくことはもとより、見直した対策期の移行基準に基づく指標のモニタリングを継続し、県民の皆様に正しい情報を迅速にお届けすることや、感染が拡大する際には、モニタリングの結果を踏まえ、県民の皆様への要請等を適切なタイミングで実施していくことが必要である。

その際、市町をはじめとする関係機関と連携しながら必要な対策を講じることで、本県の経済の回復と感染拡大の防止の両立を図っていくことが重要である。

また、本WTでは、必要に応じ、今回の検証を踏まえ、香川県新型インフルエンザ等行動計画や対応マニュアル等の見直しを引続き検討してまいりたい。

新型コロナウイルス感染症による 社会変革等を見据えた今後の学校教育について

令和3年1月26日
香川県教育委員会

1 学校における臨時休業等の対応について

	3月	4月	5月	6月～
臨時休業の期間	県立学校 3/2 3/20 4/5 ① 春季休業 学校再開 4/13 4/24 5/8 5/31 ② ③ ④ ※準備期間 (5/21～29)	学校再開 6/1		
	市町立小・中学校 3/3 3/25 4/5 ① 春季休業 学校再開 4/13 4/24 5/8 5/24 ② ③ ④ 高松市分散登校	学校再開 6/8 5/25 学校再開…高松市、さぬき市、東かがわ市、直島町 (高松市は5/25～6/5は分散登校) 6/1 学校再開…上記以外の市町 6/1 高松第一高校…臨時休業の開始日が3/3以外は、県立学校と同じ		
臨時休業の理由等	①国からの休業要請	②国の緊急事態宣言の発令(4/7) 対象区域からの来県や帰県による感染拡大の懸念 ③「香川県緊急事態」宣言(4/14) 国の緊急事態宣言の対象区域の全都道府県への拡大(4/16) ④国の緊急事態宣言の延長(5/4) 大型連休後の感染状況等の見極め ・1週間を単位とした家庭学習サイクルの実施 ・ICTの積極的な活用、県立学校ICT活用教育プロジェクトチームの設置 ・「学校再開時の感染症予防対策ガイドライン」の作成 ・学校の臨時休業等に関する基準 ※5/21～5/29を、学校再開に向けた準備期間と位置付け。		○感染症予防対策の徹底 ・感染症対策物品の確保 ・感染症予防対策を踏まえた部活動や代替大会の実施 ○学習の遅れへの対応 ・休業期間の状況を踏まえた教育活動の実施 ・授業で扱う内容や実施方法の工夫、行事の精選や夏休み等の長期休業期間の短縮等により必要な授業時間数の確保 ○ICT環境の整備等 ○児童生徒の心のケア など

2 新型コロナウイルス感染症を踏まえた今後の学校教育活動について

【背景について】

- 新型コロナウイルス感染症は、全国的な感染拡大がみられ、長期的な対応が求められることが見込まれる状況
- 国における「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」の発令
- 本県の「感染拡大防止対策期」: 1月9日から29日まで

【学校教育活動について】

◆考え方

- 国においては、学校におけるこれまでの感染状況等を考慮すれば、子どもの学びの保障や心身への影響の観点から、地域一斉の臨時休業は、避けるべきであるとの方針である。
- 社会のあらゆる分野で新規の感染者を一人でも減らすことが不可欠であり、学校もその例外ではない。地域の感染状況に応じ、学校における感染防止策の徹底が求められる。
- 学校は、地域の感染状況を踏まえ、学習活動を工夫しながら、可能な限り、学校行事や部活動等も含めた学校教育活動を継続し、子どもの健やかな学びの保障をしていく必要がある。
- 新型コロナウイルス感染症に起因するストレス、いじめ、偏見等に関し、児童生徒の心のケア等に配慮する必要がある。
- 高等学校入学者選抜等については、感染防止対策や追検査による受検機会の確保等に万全を期したうえで予定どおり実施できるようにする必要がある。

◆学校での対応等

○ 感染防止対策の徹底を図る必要がある。

・基本的な感染症対策の実施

児童生徒等及び教職員の健康観察、及び風邪症状等がある場合等には登校しないことの徹底
手洗い、咳エチケット、清掃・消毒 など

・集団感染リスクへの対応

換気の徹底、身体的距離の確保、マスクの着用 など

・感染リスクの高い活動の回避

○ 感染状況に応じて、例えば時差登校や分散登校の導入などにも対応できるよう、ICT環境等を整備する必要がある。

・小中高校における1人1台端末環境の整備

・緊急時、児童生徒がやむを得ず学校に登校できない事態にも対応できるよう、家庭でのオンライン学習環境の整備

・教員が対面指導と遠隔・オンライン教育をつかいこなす(ハイブリット化)資質能力の向上

○ 児童生徒の心のケア等に配慮する必要がある。

・相談窓口の周知等

・スクールカウンセラー等による支援

・「スマートフォンなどの利用に関する調査」において、新型コロナウイルス感染症対策として実施した臨時の休業等によるネット・ゲーム利用への影響について調査分析中

○ 県立学校入学者選抜試験における感染防止対策の徹底に加え、新型コロナウイルス感染症の罹患等により選抜試験を受検できなかった者に対し、「特別の追検査」を実施する。

3 令和2年度における取組みと「課題・今後の方向性」について

(1) 新型コロナウイルス感染症の感染防止対策と学校教育活動の両立

令和2年度の主な取組み

感染症予防対策ガイドラインの策定等	<ul style="list-style-type: none"> ・「学校再開時の感染症予防対策ガイドライン」を策定(5月)し、学校等に周知。なお、状況の変化に応じ随時改訂。(8月に「学校における感染症予防対策ガイドライン」へ改訂) ・部活動の実施方針等についても、感染拡大状況を踏まえて随時通知(6月、8月、9月、1月)
特別支援学校におけるスクールバスの増車	<ul style="list-style-type: none"> ・バス内での密集状態の緩和による感染リスクの低減を図った。(5校8台+福祉タクシー1台)
学校現場のスタッフの充実 (市町立小・中学校)	<ul style="list-style-type: none"> ・学校の再開後、子どもたちの学びが保障できるよう(時間単位での配置も含め)88名の教員を加配。 ・理解度に応じた個別のフォローや、特別な配慮が必要な児童生徒のケアのため、学習支援員約170名の配置を支援。 ・児童生徒の体調管理や心身のケア、換気、消毒などの感染症対策など教員が行う業務を支援するため、スクールサポートスタッフ約120名の配置を支援。
授業時間数の確保等	<ul style="list-style-type: none"> ・臨時休業に伴って生じた学習の遅れは、学校再開後、各学校において行事の重点化を図ったり夏季休業の短縮などにより、計画に沿って取り戻した。 ・授業時間確保や、教員の負担軽減の観点から8月までの教員研修を中止。
各県立学校の状況・対応等について集約し、学校間で共有 (県立学校)	<ul style="list-style-type: none"> ・臨時休業中の状況と今後の対応について、各学校に調査し、その内容を学校間で共有することで、その後の対応の参考とした。(4月) ・臨時休業後、生徒の安全に関すること、生徒の学びの保障に関すること等について、振り返りアンケートを実施し、取組みの成果や課題を集約した。(6月) ・各特別支援学校の感染防止対策等についての情報を集約し、各校に情報提供をした。
感染予防の周知・啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・県内すべての小・中・高・特別支援学校の教室に掲示する感染予防ポスターを作成し、配付した。 ・感染予防啓発曲「3つの“いいね”で感染予防」の歌を作成(mimika作詞・作曲・唄)し、県教育委員会のHPで配信を開始した。(12月)
※各学校における取組事例	<ul style="list-style-type: none"> ・学校行事(学校祭等)は、参観者を在校生と保護者に限定したり、参観時間を分散するなど、実施方法を工夫した。 ・双方向通信を活用した校外の施設見学等、ICTを活用した校外活動の代替学習を実施した。

課題

- ① 学校生活における新しい生活様式の定着。
- ② 感染防止対策のために教員の立ち入り制限が生じている病院内の学級の教育保障。

今後の方向性

- ① 学校における感染症予防対策ガイドラインに則って、十分な感染症対策を継続して行う。
- ② 病院との連携のもと、十分な感染防止対策を講じての対面授業、双方向通信による遠隔授業を行うとともに、障害により自ら機器を操作することが困難な児童生徒への遠隔授業、ICTの活用の方法についての研究に取り組み、成果を授業に生かしていく。

(2) ICTを活用した学習機会の確保と学びの保障

① <令和2年度> ICT機器等の環境整備

県立高校	特別支援学校	県立中学校
<ul style="list-style-type: none"> ●タブレット端末 <ul style="list-style-type: none"> ・(生徒・教員) 3クラスに1クラスの割合で整備 ●通信環境等 <ul style="list-style-type: none"> ・高速インターネットケーブルの敷設 ・高速インターネット回線設置 ・普通教室に無線アクセスポイント設置 ・モバイルルータ(580台) ●その他 <ul style="list-style-type: none"> ・Webカメラ、マイク、スピーカーセット (170台) 	<ul style="list-style-type: none"> ●タブレット端末 <ul style="list-style-type: none"> ・(小・中学部の児童生徒) 1人1台整備 ・(高等部生徒) 3人に1台の割合で整備 ・(教員) 各学年に1台程度整備 ●通信環境等 <ul style="list-style-type: none"> ・全ての普通教室に高速無線LAN環境を整備 ●その他 <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒のニーズに応じた入出力装置を整備 	<ul style="list-style-type: none"> ●タブレット端末 <ul style="list-style-type: none"> ・(生徒)1人1台整備 ・(教員)3クラスに1台の割合で整備 ●通信環境 <ul style="list-style-type: none"> ・高速インターネットケーブル敷設 ・高速インターネット回線設置 ・普通教室に無線アクセスポイント設置 ・モバイルルータ(15台) ●その他 <ul style="list-style-type: none"> ・Webカメラ、マイク、スピーカーセット (3台)

【参考】公立小・中学校の状況

全ての市町において、令和2年度内にタブレット端末を児童生徒1人1台整備予定

② <令和2年度> 教員の資質能力の向上

県立高校	特別支援学校	小・中学校
<ul style="list-style-type: none"> ・香川県ICT活用教育プロジェクトチームを立ち上げ（5月）、ICTの効果的な活用について検討 〔県立高校10校、特別支援学校2校、高校教育課、特別支援教育課、県教育センターで構成〕 ・電子黒板やタブレット端末の操作研修を実施〔各学校〕 ・通常の情報教育研修に加え、オンライン学習に関する研修を追加実施 オンライン会議システム活用講座〔県教育センター〕 オンライン学習の実践に係るWeb会議システム等の操作研修〔県教育センター〕 ・来年度の情報教育研修の充実を図るため、研修講座の精選と新規講座を計画 		<ul style="list-style-type: none"> ・オンライン学習に関する教員研修の実施（10月～）〔県教育センター〕 ・ICT連絡協議会の開催（11月） 〔義務教育課、各市町教育委員会〕 1人1台端末の活用方法、持ち帰りルール作りなどの課題やその検討状況についての情報交換 ・情報教育担当教員1名を集め、各学校での端末利用等の活用を目的とした研修を実施予定 ※高松市は独自で研修を実施

③ <令和2年度> 対面指導と遠隔・オンライン教育のハイブリッド化

<ul style="list-style-type: none"> ・臨時休業期間中に、県教育センターのホームページに「学習支援サイト」を開設し、家庭学習の支援を行った。 ・対面による指導を重視しつつ、臨時休業となった場合、すぐにオンライン学習に取り組めるよう、通常の授業から積極的にICTを活用し、生徒・教員のICTスキルの向上と効果的な活用に取り組んだ。
--

課題

- ① 高校生及び教員の1人1台端末が未整備である。
- ② 特別教室、体育館等の無線環境が整備されていないため、ICTを活用した学習が制限される。
- ③ ICT教育を進めるための環境整備は進みつつあるが、その効果的な活用、実践については、検討していく必要がある。
- ④ ICTを効果的に活用し主体的・対話的で深い学びの実現につなげていく必要があることから、教員のスキルアップが不可欠である。
- ⑤ 病気療養中や感染防止対策で登校できない児童生徒の学習保障ができていない。

今後の方向性

- ① BYODも整備手法の一つとして、令和3年度からプロジェクトチームにおいてその導入方法を検討する。教員の授業用端末の整備についても、本年度整備する端末の活用状況を踏まえ、追加整備の検討を行う。
- ② モバイルルータの活用など、早急な整備に向けて検討を行う。
- ③ 令和3年4月からは各県立学校に、校内ICT活用教育推進委員会を設置するとともに、ICT活用教育プロジェクトチームのメンバーも38校全てに拡充する。タブレット端末を活用した研修や研究授業を計画、実施し、ICTを活用した教育の指導力を高め、その成果を県全体で共有しながら実践を進めていく。
- ④ 全ての市町立小・中学校において、ICTを効果的に活用した授業が実践できるよう、研修等の支援を実施しており、令和3年度には、ICTを活用した授業実践例も収集し、効果的な指導方法を広く普及していく。
- ⑤ ICTを活用した遠隔による効果的な指導の在り方について研究を進めていく。

(3) 児童・生徒の心のケアと感染者等に対する偏見・差別への対応

令和2年度の主な取組み

スクールカウンセラー、 スクールソーシャルワーカー 等の追加派遣	県立高校 <ul style="list-style-type: none">・各県立高校へスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを配置した。・スクールソーシャルワーカーは、感染症の影響による緊急派遣用として要望に応じて派遣できるよう県全体で28時間の派遣時間枠を追加した。 特別支援学校 <ul style="list-style-type: none">・子どもたちの心のケアのためにスクールカウンセラーの派遣時間枠を追加した。 (8校で45時間) 県内小・中学校 <ul style="list-style-type: none">・スクールカウンセラーを全ての小・中学校に派遣した。・緊急派遣も含め、コロナ禍のこころのケアのため280時間の派遣時間枠を追加し、市町の要望に応じて対応。
「コロナいじめ」防止のため の教材づくり	<ul style="list-style-type: none">・児童生徒をコロナ差別の被害者にも加害者にもさせないために、「コロナいじめ」防止を目的とした教材を作成し、全ての小・中学校に配付した。(11月)
「NOコロナハラスメント」啓発 キャンペーンの実施	<ul style="list-style-type: none">・県内の公立小・中・高校・特別支援学校に周知及び参加をよびかけた。
相談窓口の設置等、人権侵 害への対応	<ul style="list-style-type: none">・新型コロナウイルス感染症に関連した人権問題に対して、相談窓口を設置した。・インターネット上の新型コロナウイルス感染症にかかる人権侵害や誹謗中傷の書き込みについて監視。・県教育センターの相談窓口(24時間子供SOSダイヤル等)を周知
ネット・ゲーム利用の状況の 調査	<ul style="list-style-type: none">・「スマートフォン等の利用に関する調査」において、新型コロナウイルス感染症対策として実施した臨時の休業等によるネット・ゲーム利用への影響について調査分析中
※各学校における取組事例 (学校行事等)	<ul style="list-style-type: none">・児童生徒が晴れやかな気持ちになるよう生徒発案の巨大アートづくりなど、学校生活に節目をつくる代替行事を工夫して実施した。

課題

- ① 今後も感染拡大の影響は続き、生徒がさまざまな不安やストレス、経済的に困難な状況等を抱えている場合も考えられる。
- ② 孤独感や自粛、行動規制によるストレスの影響により、暴力行為やいじめ認知件数、不登校児童生徒数が増加している。
- ③ 新型コロナウイルス感染症に関連した差別や偏見、誹謗中傷が各地で発生している。
- ④ 感染症に関するいじめや人権侵害等から児童生徒を守るための取組みが必要である。

今後の方向性

- ① 生徒の変容や危険信号の発信などの情報収集に努め、困難を感じている生徒を早期発見するとともに、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー及び外部の関係機関とも連携して支援していく教育相談体制の充実に引き続き努める
- ② 暴力行為にはスクールサポートチームを派遣し、事案に応じて迅速に対応していく。
また、家庭、地域、関係機関との連携などを通じて児童生徒のSOSをしっかりと受け止め対処するためにスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の取組みの充実を図る。
- ③ 新型コロナウイルス感染症が収束するまでは、新型コロナウイルス感染症に関連した差別や偏見、誹謗中傷等が発生していないか情報収集するとともに、インターネット上の書き込みについても監視をする。また、人権・同和教育課内に相談窓口を継続して設置する。
- ④ 研修会や学校訪問時の際に、差別や偏見、いじめ、誹謗中傷等の防止について、教職員への周知や適切な指導を依頼する。また、知事部局や市町教育委員会、学校等と協力し、機会をとらえて文書やHP等で啓発していく。

香川県新型コロナウイルスにかかる 経済・雇用対策WT 報告書

令和2年8月31日

はじめに

本年に入ってから感染が拡大している新型コロナウイルス感染症は、我々の生命や健康を脅かすのみならず、社会・経済活動にも大きな影響を与えている。

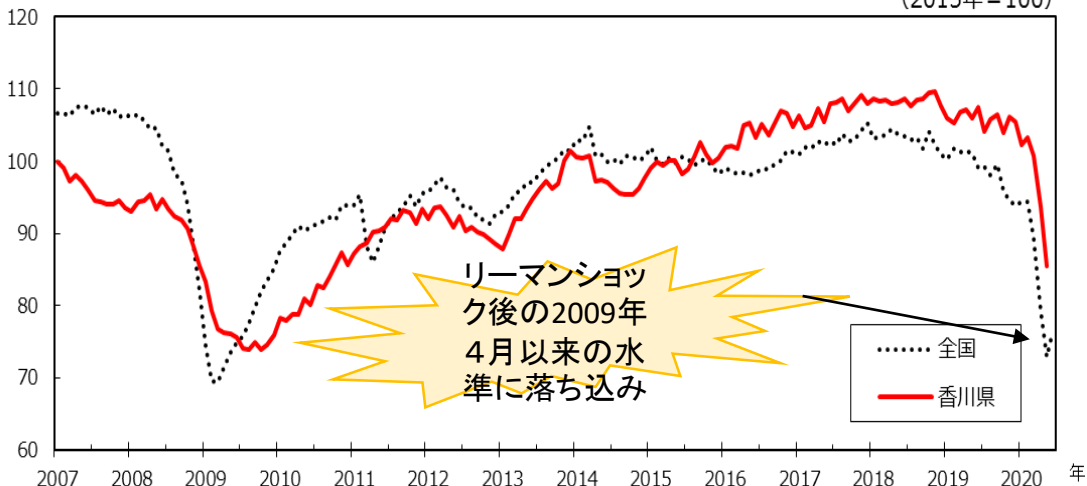
本県では、これまで、新型コロナウイルス感染症による経済の落ち込みを下支えするため、国の対策にも呼応しながら様々な給付施策等を実施しているが、今般、WTでは、県が新型コロナウイルス感染症により蒙った影響及びこれまで国や県において実施してきた施策の状況について、各種データや90にもものぼる関係団体等へのヒアリングの結果により分析を行った。

本報告書は、これらの分析や各種団体等からの要望も踏まえ、県民の雇用・生活を安定させ、感染症に強い社会・経済構造を構築し、県内経済の回復及び活性化を図っていくため、当面取り組んでいく対策と、今後中長期的に目指すべき方向性について、とりまとめたものである。

1. 香川県の経済状況

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、全国的に経済が厳しい状況となっている。特に、新型コロナウイルス感染症患者が日本国内で増加してきた2020年3月以降、悪化の一途をたどり、緊急事態宣言が出された4月、5月は落ち込みが激しくなっている。香川県においても、全国と同様の動きがみられる。

景気動向指数
CI 一致指数 (2015年=100)



主として景気変動の大きさやテンポ(量感)を測定するCIIにおいて、全国では、一致指数の下落幅が2020年3月から4月にかけて大きくなっており、また、5月は72.9とリーマンショック後の2009年4月以来の水準(71.3)に落ち込んだ。香川県においては、景気動向指数について、2020年3月から5月にかけて3ヶ月連続で一致指数の下降が見られる(6月は未発表)。

対象月	R2. 1月分	R2. 2月分	R2. 3月分	R2. 4月分	R2. 5月分	R2. 6月分	R2. 7月分
月例経済報告【景気】(内閣府)	輸出が引き続き弱含むなかで、製造業を中心に弱さが一段と増しているものの、緩やかに回復している	輸出が弱含むなかで、製造業を中心に弱さが一段と増した状態が続いているものの、緩やかに回復している	新型コロナウイルス感染症の影響により、足下で大幅に下押しされており、厳しい状況にある	新型コロナウイルス感染症の影響により、急速に悪化しており、極めて厳しい状況にある	新型コロナウイルス感染症の影響により、急速な悪化が続いており、極めて厳しい状況にある	新型コロナウイルス感染症の影響により、極めて厳しい状況にあるが、下げ止まりつつある	新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるが、このところ持ち直しの動きがみられる
景況判断(香川県)	一部に弱めの動きがみられるものの、緩やかに回復している	基調としては緩やかに回復しているが、新型コロナウイルス感染症の影響が一部にみられるため、十分注視していく必要がある	新型コロナウイルス感染症の影響により、一部に弱めの動きがみられる	新型コロナウイルス感染症の影響により、経済活動が抑制され、弱めの動きとなっている	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	新型コロナウイルス感染症の影響により、弱めの動きが続いている

2. 人口変動の状況

人口変動分析をしてみると、4月、5月は緊急事態宣言に伴う外出自粛要請や休業要請の影響もあり、感染拡大以前と比較して、大幅に減少していたが、次第に人出は回復傾向にある。

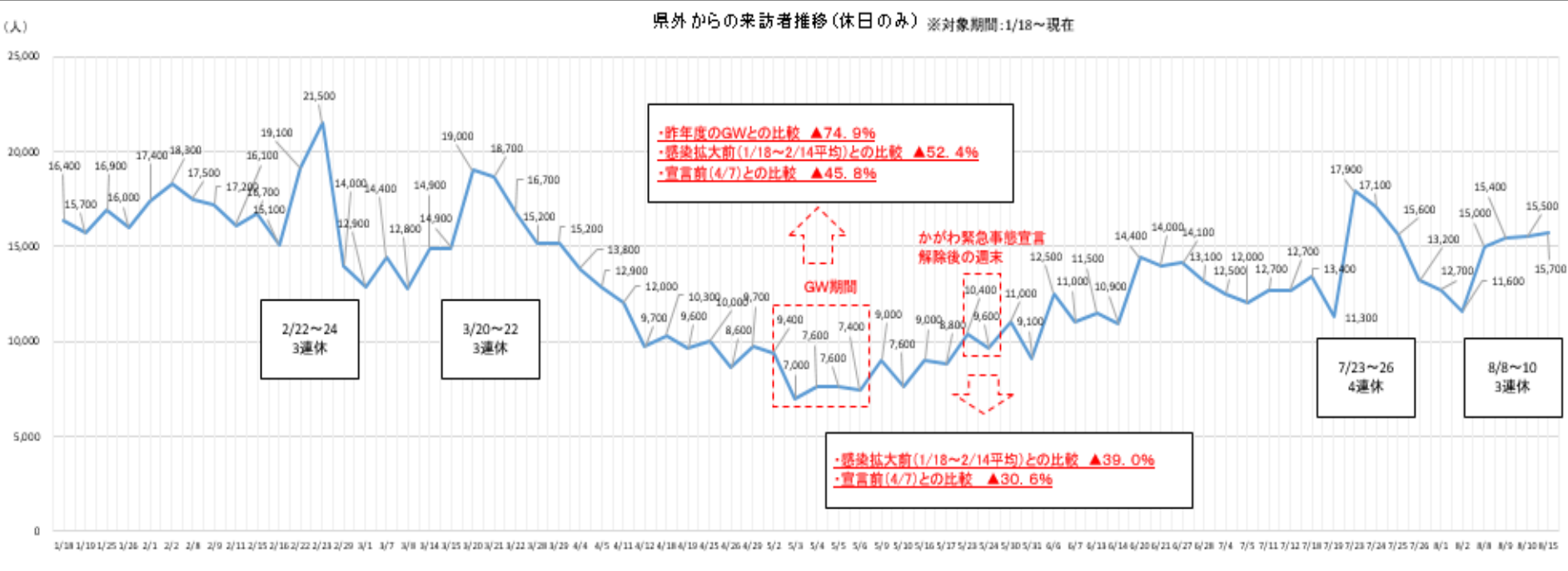
感染拡大以前と比較した人口変動分析（増減率）

	4月	5月	6月	7月	8月
高松駅	△55.8%	△51.4%	△35.2%	△32.3%	△37.8%
高松市 フェリー通り	△40.9%	△35.1%	△22.2%	△21.3%	△15.5%

- ※1 出典元 NTTドコモ モバイル空間統計
- 2 「感染拡大以前」との比較は、2020年1月18日～2020年2月14日の間の午後3時時点の平均値との比較（平日は平日平均と、休日は休日平均との比較）
- 3 4月は4月21日～4月30日、8月は8月1日～8月18日

人口変動分析を見ると、高松駅やフェリー通りの15時の人口増減については、感染拡大以前（2020/1/18～2/14平均）と比較すると、4月（4月21日以降）は4～5割減、5月は3.5～5割減であったが、6月以降、人出が戻ってきており、1.5～3.5割減となっている（NTTドコモモバイル空間統計より。）。

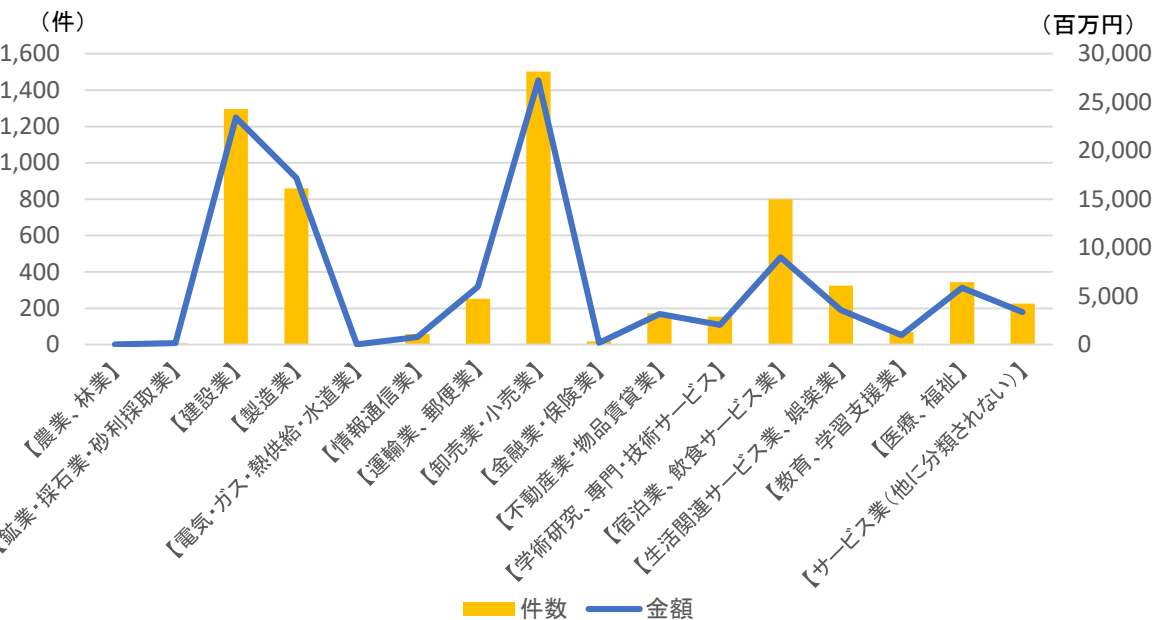
2020年1月以降の県外からの来訪者推移（休日のみ）を見てみると、2月の3連休に21,500人と最多となったが、外出自粛となっていたGWには7,000人まで落ち込んだ。5月下旬以降は復調し、7月の4連休は17,000人台まで回復している。



3. 企業の状況

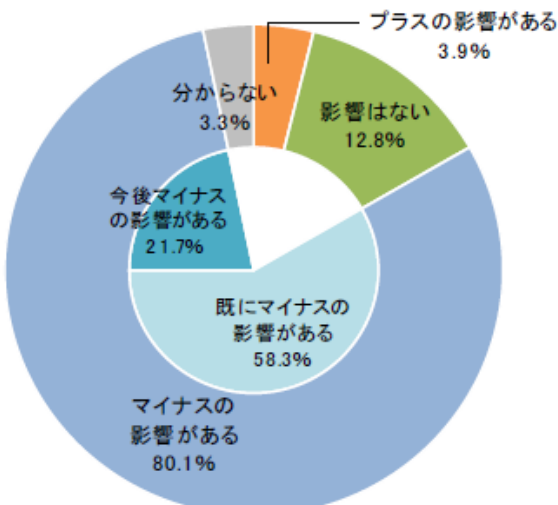
新型コロナウイルス感染症により多くの企業がマイナスの影響を受けている。特に影響を受けた業種として、卸売業・小売業や宿泊業・飲食サービス業をはじめとするサービス業、建設業、製造業が挙げられる。

新型コロナウイルス感染症対応資金(県制度融資)



県の制度融資(新型コロナウイルス感染症対応資金)における2020年5月～7月における保証承諾件数及び金額を業種別に見てみると、卸売業・小売業が保証承諾件数、金額のいずれについても最も多く(1,502件、272億円)、次いで、件数順に建設業(1,296件、234億円)、製造業(859件、172億円)、宿泊業・飲食サービス業(800件、90億円)が多かった。

■新型コロナウイルス感染症による業績への影響



注1: 母数は、有効回答企業336社
注2: 小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計は必ずしも100とはならない

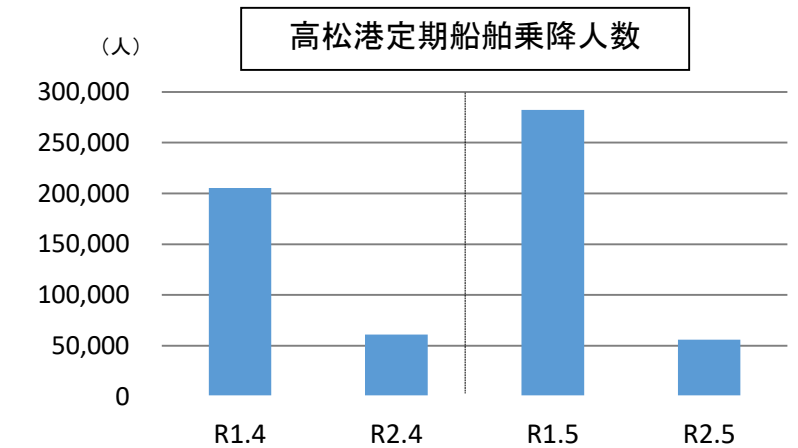
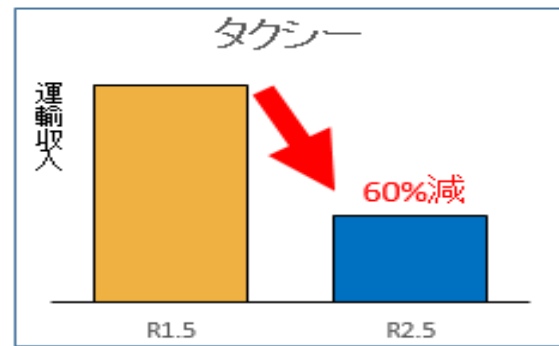
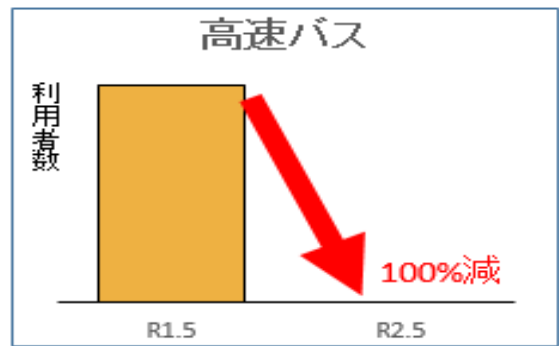
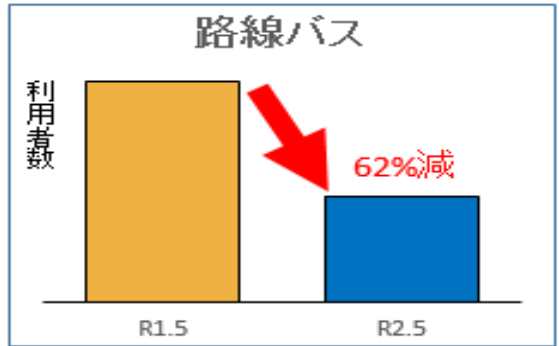
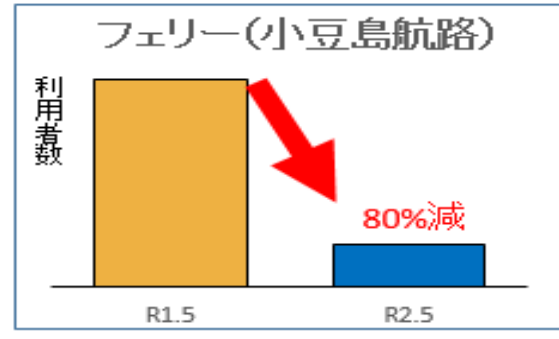
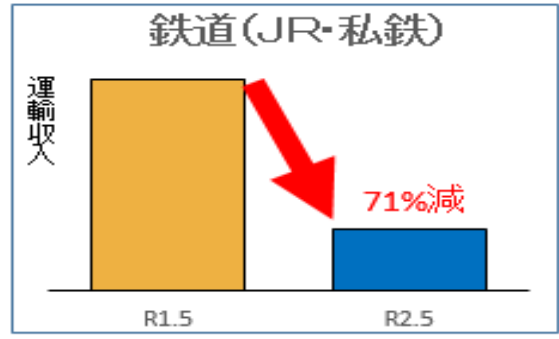
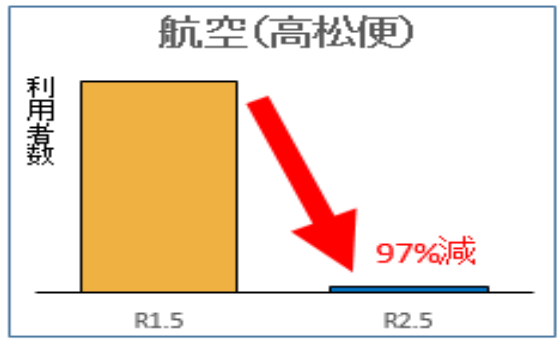
かがわ産業支援財団の窓口相談における主な相談内容

- <飲食・サービス業>
 - 店内の売上が激減したため、急遽、持ち帰り(テイクアウト)の対応を検討【飲食業】
 - 従来通りでは経営が成り立たないので、WEBを軸とした新事業を起こしたい【イベント業】
 - テレワーク・リモート会議用の機器導入に対する補助制度はないか【パソコン教室】
- <観光・宿泊業>
 - 観光物産事業で民芸品を販売していたが、観光客減で壊滅的な状況【観光物産】
 - インバウンドに特化していたゲストハウスを、UJI等移住者向けの体験プランに活用したい【宿泊業】
- <製造・建設業>
 - 営業に行けないので、在宅ワークに切り替えて対応している【製造業】
 - 製品原料で使用していたエタノールが品薄となり、製造ラインが止まっている【製造業】

(株)帝国データバンク高松支店の「四国地区 新型コロナウイルス感染症に対する企業の意識調査」より(2020年6月調査)

4. 交通事業の状況

訪日外国人や国内旅行者の減少に加え、イベントの中止・延期、外出自粛、感染拡大防止のための運休や減便等により、公共交通機関の利用者数は激減し、交通事業者の経営状況は大幅に悪化している。

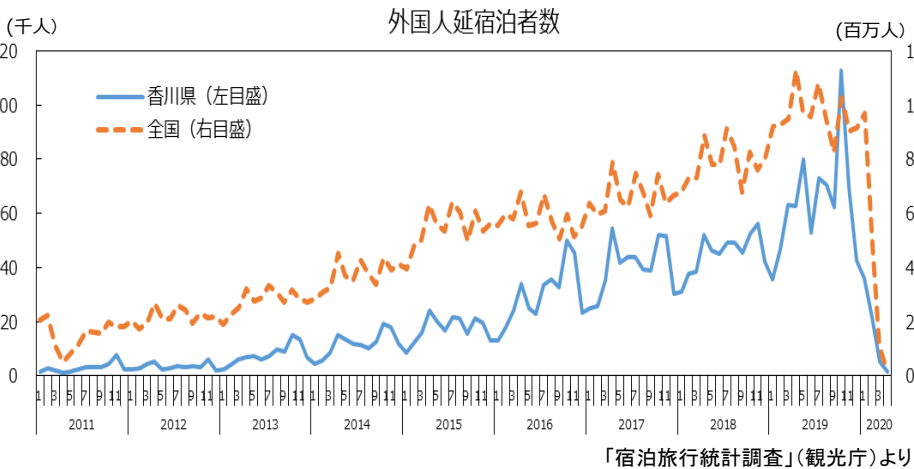
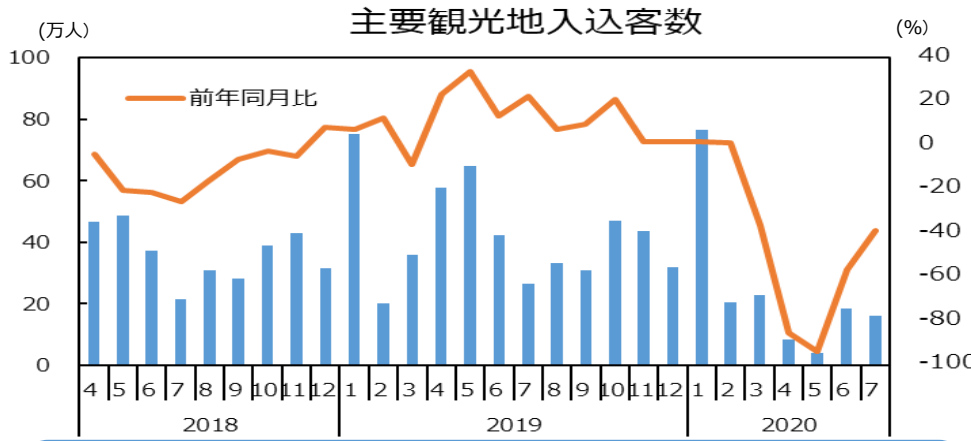
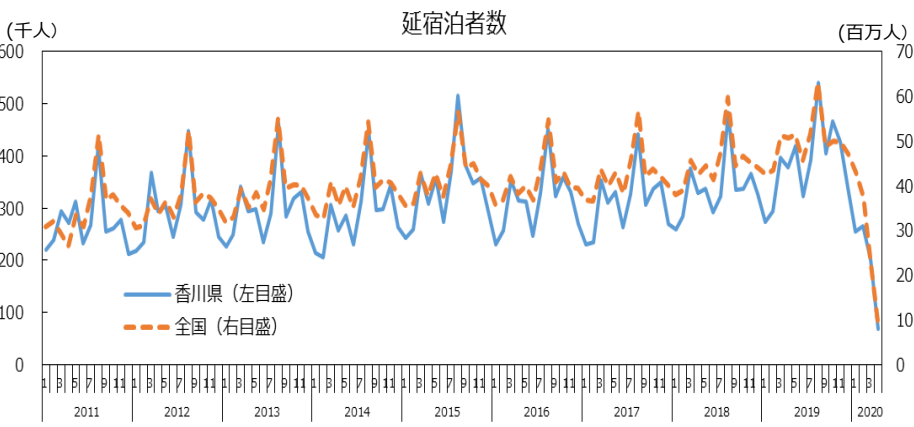


公共交通の利用者数等については、各事業者への聞き取りによると、2020年5月について、前年同月に対し、航空(高松便)で97%減、鉄道(JR/私鉄)で71%減(※運輸収入)、フェリー(小豆島航路)で80%減、路線バスで62%減、高速バスで100%減、タクシーで60%減(※運輸収入)となっている(注釈がついていないものについては、利用者数)。

また、高松港定期船舶乗降人数(「港湾調査(速報値)」より)を見てみると、2020年4月、5月の落ち込みが大きく、特に2019年は瀬戸内国際芸術祭が開催されていたことから、対前年比で4月は29.7%、5月は19.8%まで落ち込んだ。

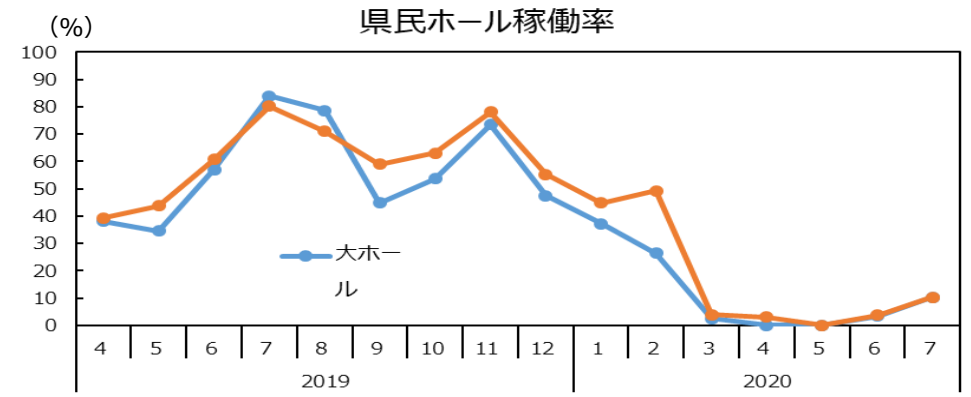
5. 観光・イベント事業の状況

2019年に開催された瀬戸内国際芸術祭や、2020年に予定されていたオリンピック・パラリンピックにより、好調に推移すると考えられていた観光業については、水際対策が取られたことによりインバウンドを中心に観光客が激減するとともに、外出自粛等の影響を受け、国内旅行についても打撃を受けた。また、イベント業についても、感染が拡大するにつれ、イベント等の中止や感染防止対策による人数制限の影響で活動が激減している。



県内の主要観光地入込客数(栗林公園、屋島、琴平、小豆島)についても、前年同月比で、4月は▲85.4%、5月は▲93.6%と落ち込んだ。6月は▲56.8%、7月は▲38.8%と若干持ち直してきている。

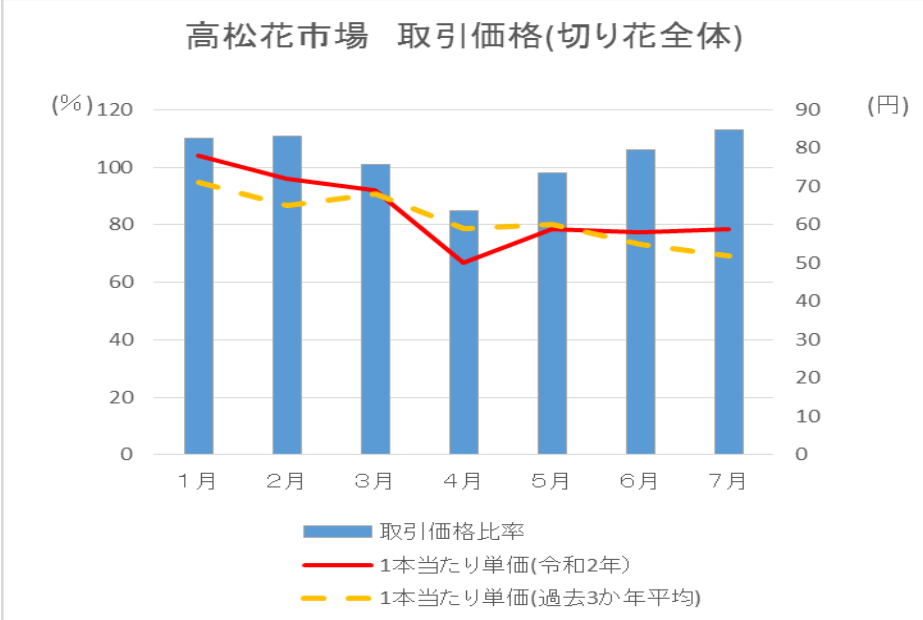
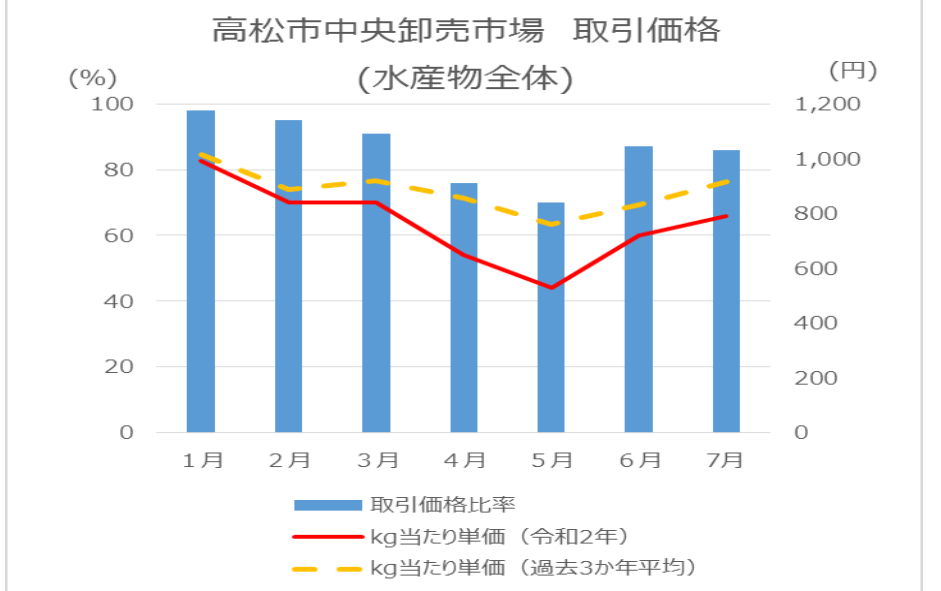
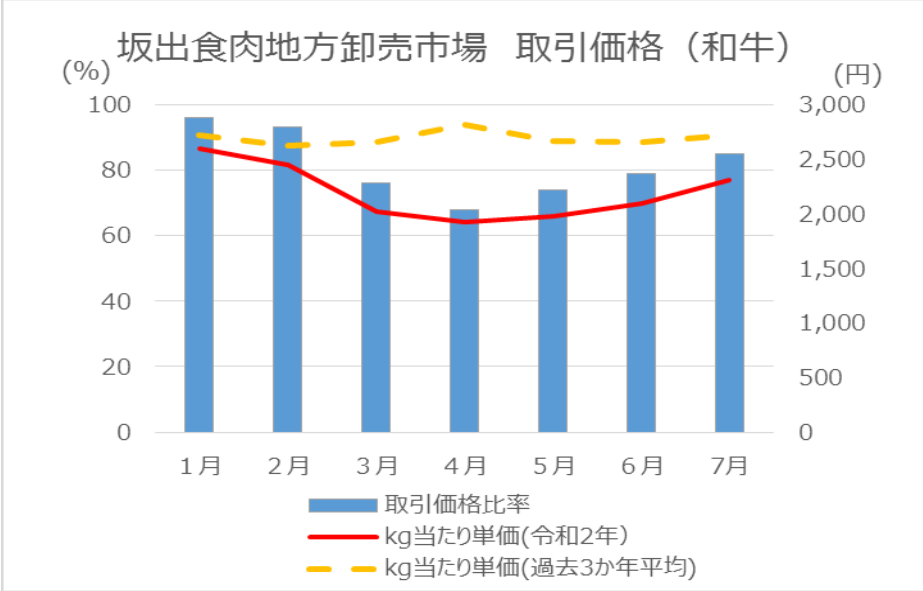
県内の延宿泊者数は、4月に前年同月比▲81.8%と大幅に落ち込み、5月にはさらに▲88.5%と大きく落ち込んだ。特に外国人延宿泊者数を見ると、前年同月比で、▲91.3%(3月)、▲97.4%(4月)、▲99.2%(5月)と大きく落ち込んでいる。



県民ホールの稼働率は、大ホール、小ホールともにイベントの中止等により、3月以降大きく落ち込んでいる。

6. 農林水産業の状況

県産農畜水産物については、観光需要の減少や飲食店の休業、イベントの休止等により、和牛や水産物、花きなどの需要が低迷していたが、その取引価格は、一時期に比べると全体的に回復傾向がみられる。



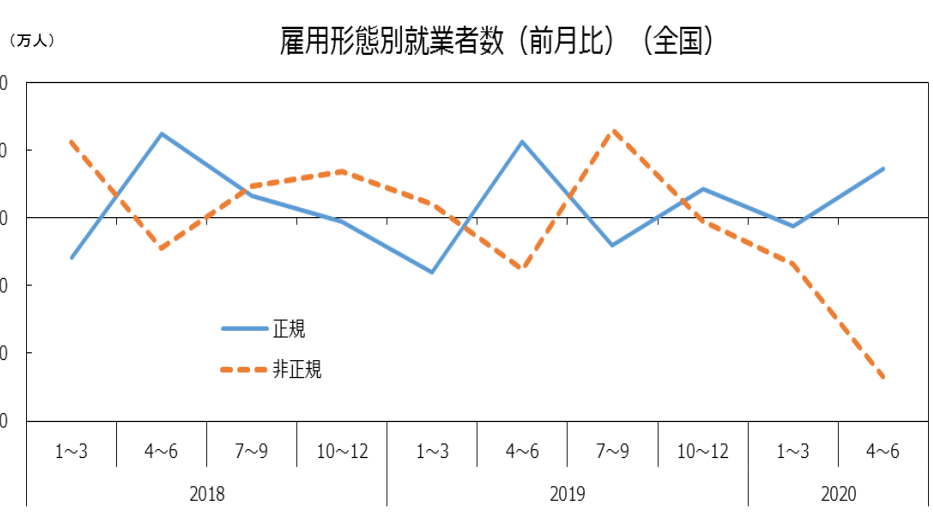
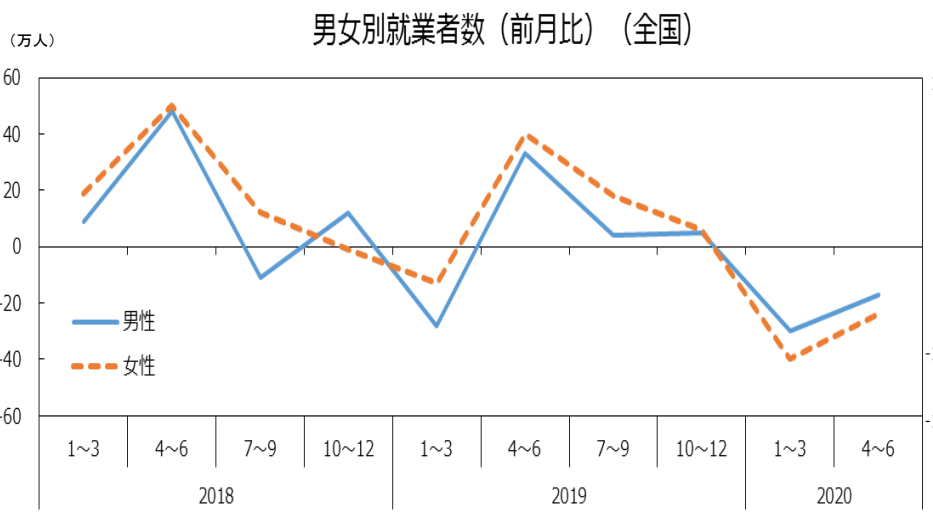
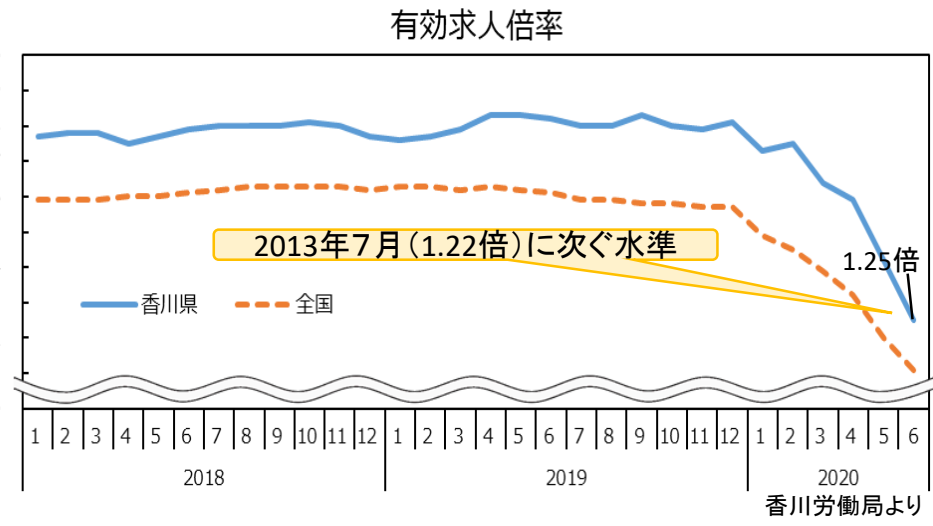
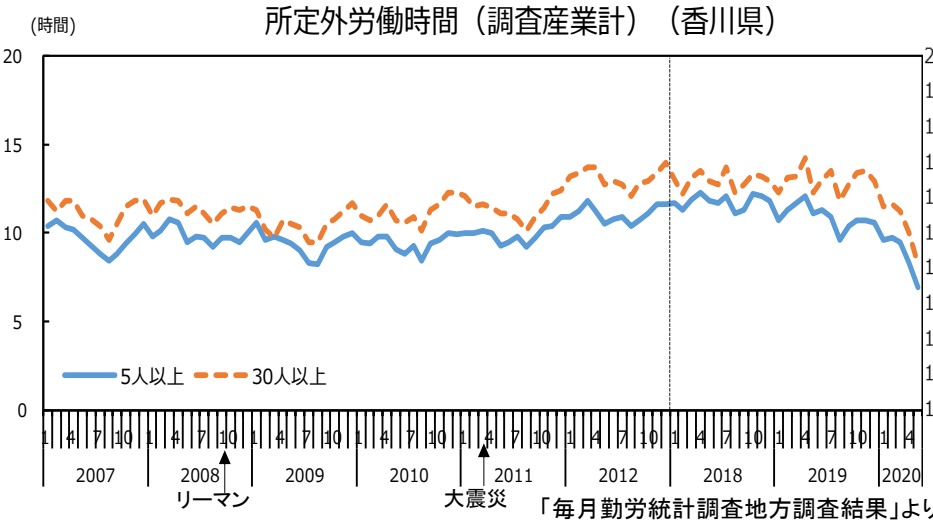
和牛については、卸売価格が3月に大きく低下し、4月を底値に、過去3か年平均に比べて7割程度と低下したが、6月以降は、平年比8割程度まで持ち直している。

水産物については、観光需要や外食需要が高い「天然たい、ひらめ等」の卸売価格が低下したが、6月以降は、平年比8割から9割程度まで持ち直している。

花きについては、イベント中止等による業務用需要の低迷に加え、国の緊急事態宣言後、家庭用需要も低迷したことにより、卸売価格は低下したが、他の産地からの県内への入荷量が少ないことや需要回復の兆しもみられたことから、6月以降は、平年並みまで持ち直している。

7. 雇用の状況

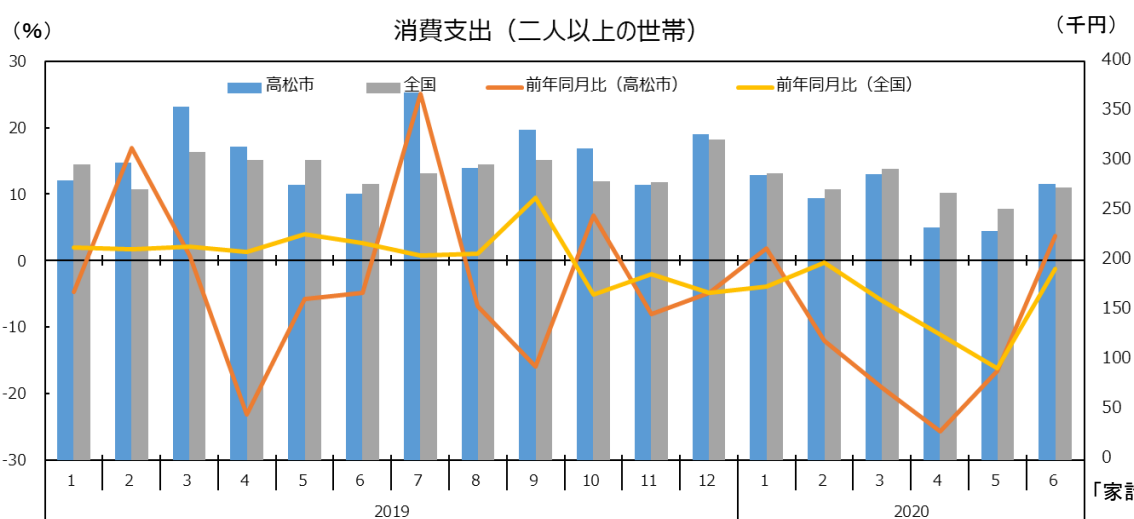
新型コロナウイルス感染症の影響は雇用にも及んでおり、香川県労働局は、2020年5月に、雇用情勢判断を2ヶ月ぶりに下方修正し、「求人が求職を上回って推移しているが、求人が大幅に減少しており、新型コロナウイルス感染症が雇用に与える影響に十分注意する必要がある。」とし、6月の判断も据え置いた。



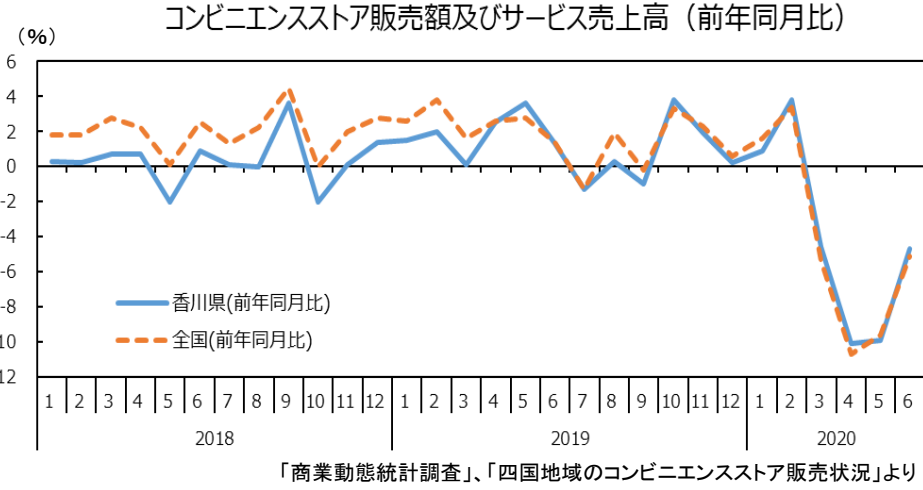
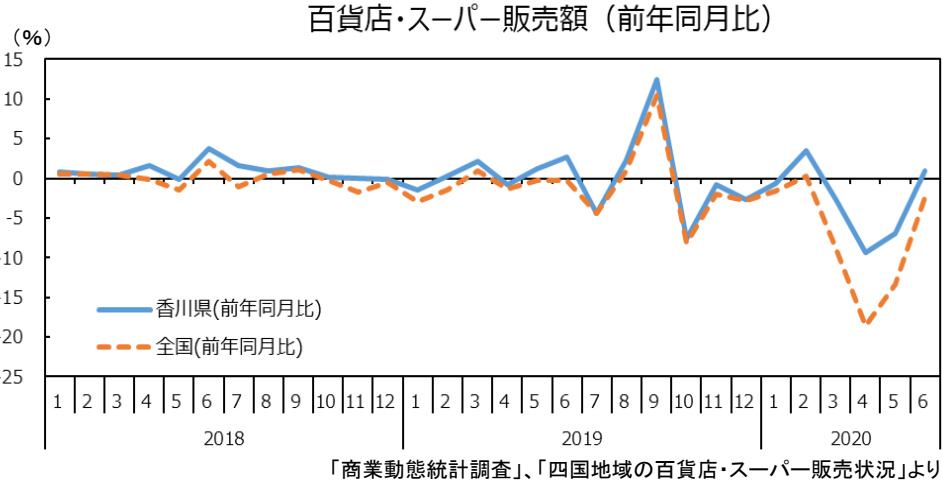
全国の就業者数の変化を見てみると、女性の方が男性より下落数が大きく、非正規の方が正規よりも下落数が大きくなっている。

8. 消費の状況

新型コロナウイルス感染症は、県民の生活にも影響を与え、消費支出は緊急事態宣言に伴う外出自粛等により、落ち込んだ。



全国の消費支出は、消費増税の影響により、2019年10月より実質前年同月比が9ヶ月連続でマイナスとなっており、4月は▲11.1%、5月は▲16.2%と落ち込みが大きくなっている。特に、主な品目で見ると、教養娯楽サービス(4月▲51.1%、5月▲62.2%)、外食(4月▲63.7%、5月▲56.3%)、交通(4月▲72.3%、5月▲67.9%)、洋服(4月▲58.1%、5月▲43.0%)の下落が大きい。



百貨店・スーパー販売額における香川県内の主な品目では、2019年10月以来、消費増税の影響により、前年同期比のマイナスが続いていたが、2020年3月から5月にかけて、マイナス幅が大きくなり、4月には衣料品で▲66.4%、身の回り品で▲60.1%となっている。

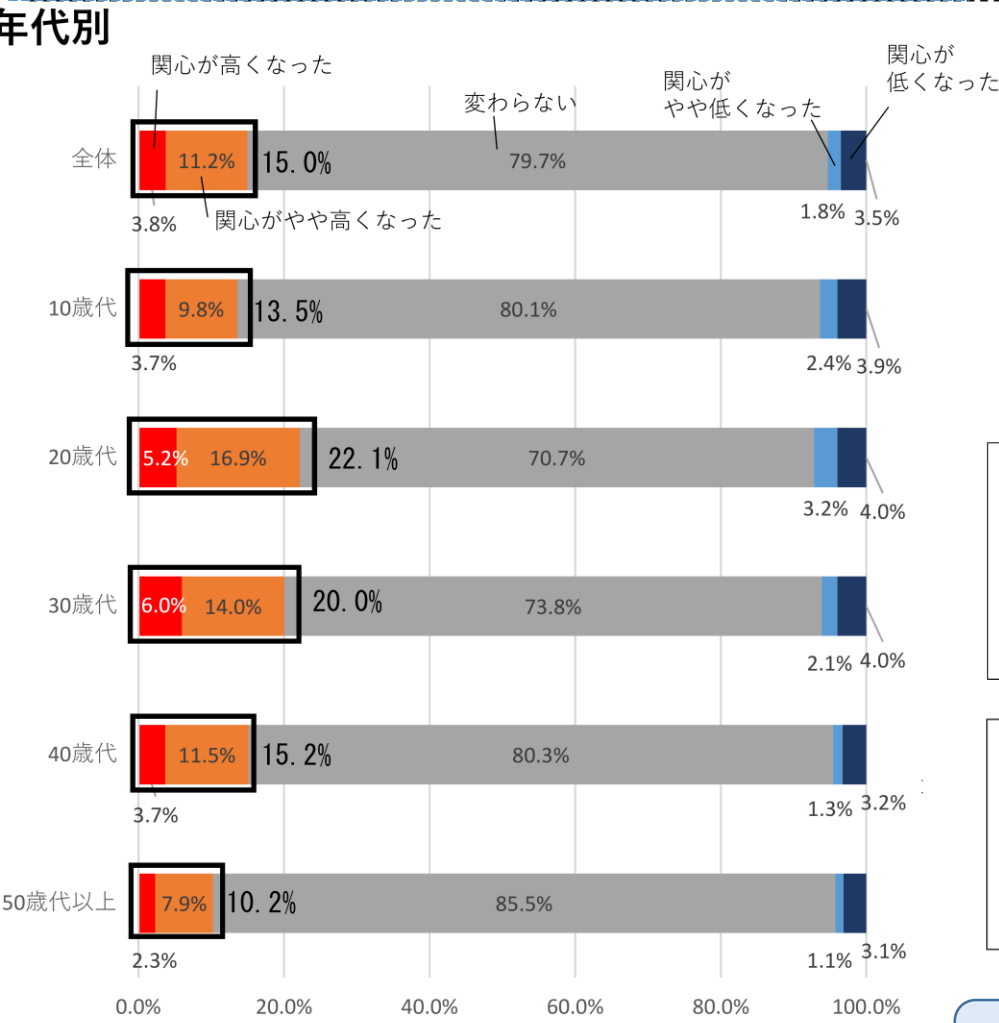
コンビニエンスストア販売額及びサービス売上高は、全国・香川県ともに、2020年3月から6月にかけて前年同月を大きく下回っている。

9. 意識の変化

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、人口が集中している都市にかかる感染リスクが意識されるとともに、テレワークやオンライン授業、遠隔医療、eコマースなどのデジタル化やITツールを活用した生活様式が浸透した。

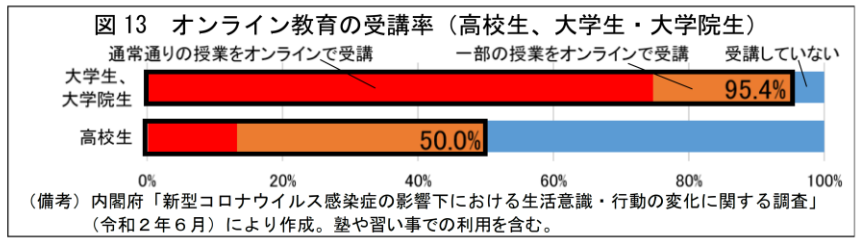
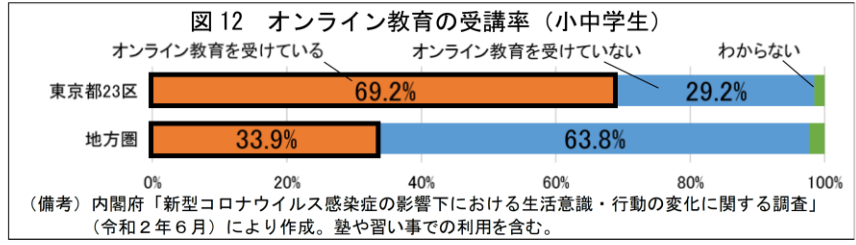
質問 今回の感染症の影響下において、地方移住への関心に変化はありましたか。(三大都市圏居住者に質問)

オフィスワーク中心(事務・企画・開発など)の方におけるテレワーク実施割合(%)の推移(日本全国15歳以上110歳以下)



	第1回	第2回	第3回
有効回答数	n=6,088,488	n=6,531,337	n=6,283,871
調査期間	3/31~4/1	4/5~4/6	4/12~4/13
全国	13.99%	16.2%	26.83%
香川県	3.74%	4.01%	5.6%
東京都	30.71%	34.62%	51.88%

第1-3回「新型コロナ対策のための全国調査」(厚生労働省)より



「選択する未来2.0中間報告」(内閣府)より

「新型コロナウイルス感染症の影響下における生活意識・行動の変化に関する調査」(内閣府)より

新型コロナウイルス感染症の感染拡大によりデジタル化が進んだが、その進行度合いについては、東京都と香川県などの地方圏で違いが生じている。

10. 当面の経済・雇用対策(事業者向け・総論)

【現状分析から見えてきたこと】

- 県内の事業は、広い範囲で新型コロナウイルス感染症の影響を受けている。
- 特に、緊急事態宣言が出された4月、5月を中心に、外出自粛や休業要請の影響が顕著に現れ、**製造業や小売・卸売業、飲食サービス業、交通事業者、観光宿泊業、イベント業、農林水産業**が大きな影響を受けている。
- これら業種については、需要そのものの減少のほか、**感染予防対策や新しい生活様式への移行に伴う経費の増加**が生じている。

【6月補正までの対応】

- **新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者の資金繰りを支援するため、県の制度融資等が多く活用されている。**
※新型コロナウイルス感染症対応資金：
保証承諾6,085件、102,908百万円(7/31現在)
危機関連融資：保証承諾225件、11,071百万円(7/31現在)
- **特に大きな影響を受け、事業収入が減少した中堅・中小企業等に対し、持続化給付金や香川県持続化応援給付金が給付されている。**
※香川県持続化応援給付金：15,791件、3,158百万円(8/14現在)
- **売上の急減に直面する事業者の事業継続を下支えするため、地代・家賃の負担を軽減することを目的に、家賃支援給付金の支給や香川県家賃応援給付金の申請受付が開始されている。**
※香川県家賃応援給付金：7月30日から受付、8月26日から給付を開始
- **中小企業等を支援するため、助言や各種支援制度の周知・活用等を図れるかがわ産業支援財団に相談窓口を設置している。**
- **香川県前向きに頑張る事業者を応援する総合補助金により、前向きに創意工夫を凝らして挑戦する社会経済活動の回復や感染症に強い香川づくりに向けた取組に要する経費への対応を図るほか、香川県テレワーク導入促進事業や中小企業等ICT活用推進事業等により、新しい生活様式への移行を支援している。**

【当面の対応の方向性】

- **これまで県では、幅広い業種に対して、制度融資や給付金の支給等を行う施策を実施してきており、新型コロナウイルス感染症による大きな経済の落ち込みを下支えする役割を担ってきた。また、各種補助金等により、当面の感染予防対策にかかる費用や、新しい生活様式への移行に伴う経費等を支援してきた。**
- **これら制度融資や給付金の支給等については、一定の役割を果たしてきており、今後も制度を適切に運用していく。併せて、これからは、特に影響が大きい業種に対して、消費喚起などの対策を実施していき、地域の経済の回復を図っていく必要がある。**

10. 当面の経済・雇用対策(事業者向け・各論)

事業者全般

※統計データや各種団体等からのヒアリングをもとに課題を整理

- ・販売促進について、国内では活動が制限されており、海外についてはしばらくは現地での活動が見込めない。
- ・製造業は、サプライチェーンの毀損、消費の低下、3密を避けた製造現場や営業活動の見直しなどが課題となっている。
- ・「新しい生活様式」の実践に合う商品やサービスの提供の開発が求められている。
- ・製造拠点を海外に移転していたことにより、新型コロナウイルスの影響で、部品の調達や製造に支障が生じた事例があった。

- ・感染症に対応した商談や製品開発、製造現場での生産性向上が促進されるような支援が必要。
- ・国内の生産拠点等の整備を進め、サプライチェーンの強靱化を図る必要。
- ・県産品や伝統的工芸品の消費需要を喚起し、県産品製造事業者や伝統的工芸品製造者の販売を支援していく必要。

交通事業者

- ・交通事業者は、社会経済活動を支えるために事業継続が求められたが、その一方で利用者数が激減したことにより、その経営は大変厳しい状況に置かれている。

- ・県民生活の足を守ることはもとより、県内経済の維持発展のためには、交通事業者の事業継続が必須であることから、感染拡大防止策への支援に加え、「新しい生活様式」に対応するための取組み等に支援を行うことが必要。

観光・宿泊業

- ・国内外からの観光客が激減し、旅行・宿泊等のキャンセルが相次ぐなど、本県経済を支える基幹産業である観光産業は、これまでに類を見ないほどの甚大な影響を受けている。
- ・団体旅行・インバウンドについては、回復に一定の期間を要すると考えられる。

- ・感染リスクを警戒している消費者に対して、安全・安心に県内旅行を楽しんでいただくための環境整備を促進するとともに、7月から実施している県内宿泊促進事業を進め、即効性のある需要喚起を大胆に行い、落ち込んだ旅行需要の早期回復、着実な推進を図る必要。
- ・潜在的な旅行需要を喚起するため、戦略的な情報発信を行う必要。

文化芸術・イベント業

- ・地域の文化芸術団体やフリーランス等の活動自粛、イベント等の中止による文化芸術の発表の機会の逸失。
- ・イベントの実施に際し、移行期ごとに人数上限等が定められ、その範囲内で業界団体の示したガイドラインに沿った文化芸術活動を実施する必要。

- ・今後は、文化芸術の分野においても、新しい生活様式のもと、引き続き県内の文化芸術活動の支援を行うほか、鑑賞機会を確保するための環境整備に努めていくことが重要。

農林水産業

- ・県産農畜水産物については、観光需要の減少や飲食店の休業、イベントの休止等により、需要が減少しているものがある。
- ・県産木材製品については、住宅需要の減退により、林業事業者から製造業・木材店等への原材料の丸太の供給が滞っている。

- ・県産農水産物を旬の時期に味わっていただく機会を増やし、その需要回復につなげるため、応援消費の呼びかけや県内外の量販店等と連携したキャンペーンの実施など、販売促進や情報発信等に取り組む必要。
- ・県産木材製品の消費拡大を支援し円滑な流通を促す必要。

10. 当面の経済・雇用対策(県民向け)

【現状分析から見えてきたこと】

- 新型コロナウイルス感染症の拡大により、事業所の休業や営業短縮等の実施、学校や保育所等の休校や登園自粛等が行われたことから、労働時間が減少し、給与所得が減少している。
- 就業者数が減少しており、特に女性や非正規雇用者の減少が著しくなっている。
- テレワークの導入等により、働き方に対する意識が変化したことや、都市における感染症リスクの高さが認識されたことから、東京一極集中から地方回帰の機運が生じてきている。
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大によりデジタル化が一層進んだが、東京圏等と地方圏では差が生じている。



【6月補正までの対応】

- 休業や失業等により、一時的又は継続的に収入が減少した世帯に対し、生活福祉資金特例貸付を実施している。
※決定件数4,425件、1157.5百万円(7/31現在)
- 一時的な休業により、労働者の雇用維持を図ろうとする事業主に対し、雇用調整助成金や緊急雇用安定助成金、香川県緊急雇用維持助成金が支給されている。
※雇用調整助成金:2,931件、緊急雇用安定助成金:1,150件(いずれも7/31現在)
香川県緊急雇用維持助成金:61件、6百万円(8/13現在)
- 小学校等が臨時休業した場合等に、子どもの保護者である労働者の休職等に伴う所得の減少に対応するため、小学校休業等対応助成金や小学校休業等対応支援金が給付されている。
- 一時的に支払いに困難を来している方を対象に、税金や水道料金等の支払いの猶予を行っている。
- 収入が著しく減少した県営住宅入居者に対する県営住宅の家賃の減額や徴収猶予、住宅の退去を余儀なくされた方に対する県営住宅の提供を行っている。
- 奨学金の返還が一時的に困難な方について、返還猶予を行うとともに、県の奨学金等を利用している学生の修学の継続が困難とならないよう一時金を支給している。

【当面の対応の方向性】

- 県民に対する給付施策等については、国の対策にも呼応しながら実施してきており、今後も引き続き、制度の周知や適切な運用等を継続していくこととする。
- 今後、労働環境は一層厳しさを増すことが想定されることから、雇用の維持に向けた支援を継続するとともにマッチング支援等に積極的に取り組む必要がある。
- 「新しい生活様式の実践」や、新型コロナウイルス感染症の拡大をきっかけとした意識の変化に対応するため、業務のデジタル化や東京一極集中からの脱却を一層進めていく必要がある。

11. 中長期的な経済・雇用対策の方向性

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う、経済の落ち込みや県民の収入減等に対しては、制度融資や各種の給付金等により、これまで一定の下支えを行ってきた。今後、当面の間は、先述のとおり、落ち込みの大きな業種を中心とした消費喚起の対策や雇用の維持に向けた支援などを積極的に行っていくことが必要である。

一方で、本年4月、5月に極めて厳しい状況にあった本県経済は、6月にいったん持ち直したかに見えたものの、その後、再び全国的に感染が拡大し、本県においても7月以降感染者の発生が続いていることから、再び悪影響を及ぼすことが考えられるとともに、本年前半の感染拡大による経済への影響がこれから本格的に顕在化してくることも考えられることから、今後の見通しは不透明となっている。

本県における県内経済の回復及び活性化に向けた道のりは、長丁場の取組みとなると考えられ、今後も引き続き、様々なデータ等のモニタリングを行いながら、経済・雇用対策を講じていく必要がある。

その際、今回の感染症拡大を契機に、①東京に代表される大都市等人口密集地における感染拡大のリスク、②新しい生活様式を前提とした事業活動の実施や、効率性の追求からリスク分散を踏まえた事業活動への転換の必要性、③デジタル化の進展に伴う、デジタル・トランスフォーメーションの必要性(都市圏と地方圏の格差是正)といった構造的な課題が明らかになったことから、今後、中長期的には、以下の視点をもって、具体的な施策の検討を進めていくことが必要である。

【中長期的な経済・雇用対策を行うにあたっての視点】

- 東京一極集中からの脱却に向け、人材の育成・誘致、雇用の場の創出を図る
- 落ち込んだ消費需要を喚起するとともに、新しい生活様式のもと、新たな形態による事業の活性化を図り、投資を呼び込み新しい資金循環の流れを創り出す
- あらゆる業態のデジタル・トランスフォーメーションを遂行し、デジタル社会に適合した社会を創出する

■新型コロナウイルス感染症への対応予算(令和元年2月補正～今回の補正まで)

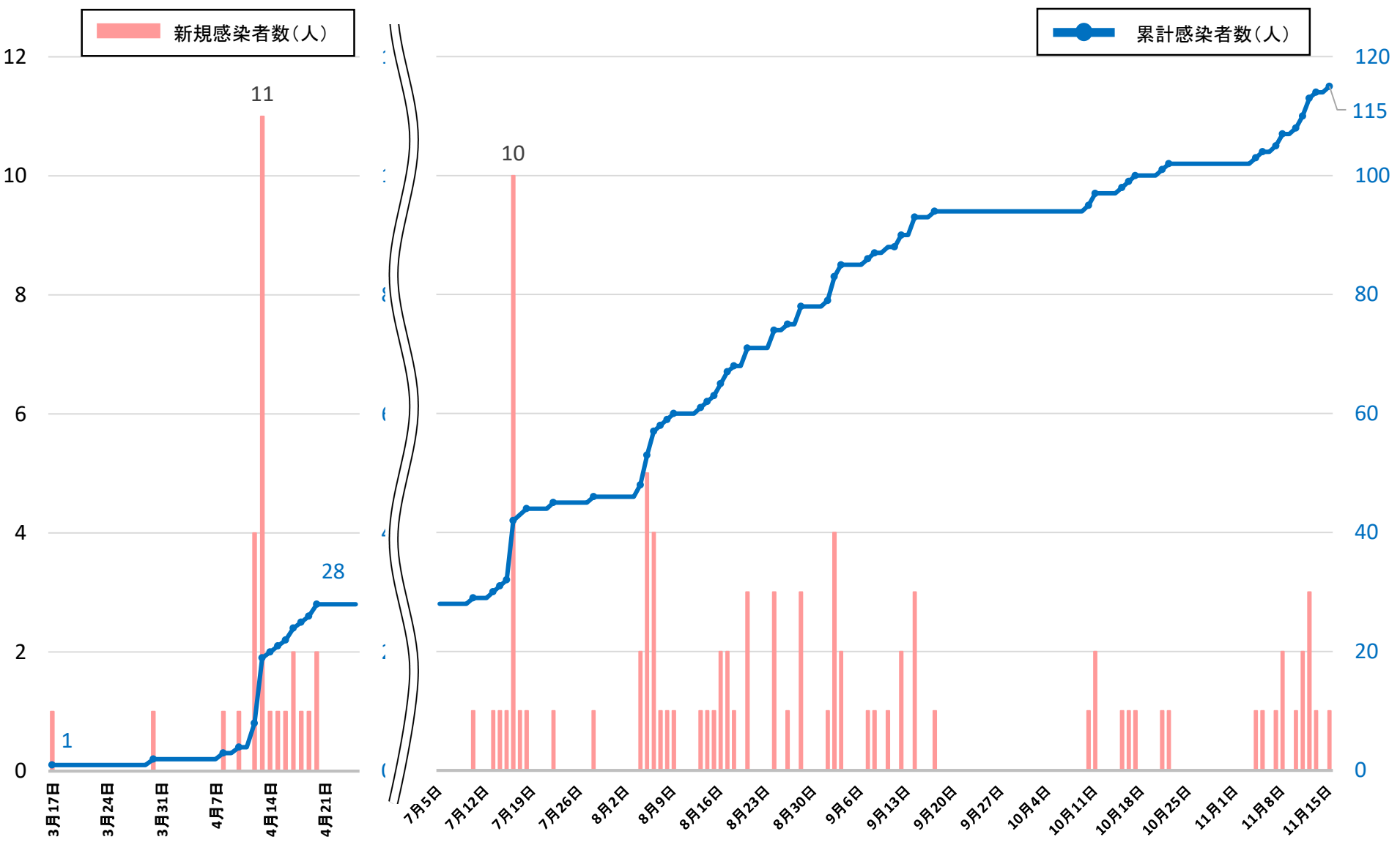
(単位:千円)

項目	令和元年2月補正	令和元年3月補正 (専決処分)	4月臨時会補正	6月補正 (専決処分)	6月定例会補正	6月定例会追加補正	合計
予算総額	3,263	281,233	4,202,839	3,010,000	3,488,593	14,381,061	25,366,989
I 感染拡大防止対策と医療提供体制の整備	3,263	49,233	2,425,121	—	1,865,601	9,527,829	13,871,047
① 相談体制の強化			4,504	—	38,746	—	43,250
② 衛生用品の確保等		35,449	294,348	—	77,553	101,485	508,835
③ 検査体制の強化	1,715	—	83,913	—	26,668	—	112,296
④ 医療提供体制の整備・強化	1,548	—	645,529	—	1,676,710	6,531,052	8,854,839
⑤ 学校の臨時休業を円滑に進めるための 環境整備		13,784	294,863	—	267	—	308,914
⑥ 福祉サービス提供体制の確保			55,004	—	34,632	2,811,202	2,900,838
⑦ 休業要請等への協力促進			1,003,000	—	—	—	1,003,000
⑧ 情報発信の強化			16,804	—	10,000	—	26,804
⑨ その他			27,156	—	1,025	84,090	112,271
II 雇用の維持・事業の継続	0	0	1,312,142	3,010,000	22,364	3,347,000	7,691,506
① 雇用の維持			629,842	—	12,664	35,000	677,506
② 県内事業者の資金繰り対策			680,000	—	—	1,297,000	1,977,000
③ 県内事業者の事業継続支援			2,300	3,010,000	9,700	2,015,000	5,037,000
III 県民の生活支援		232,000	449,000	—	—	804,429	1,485,429
① 県民の生活支援		232,000	449,000	—	—	765,600	1,446,600
② 修学継続支援						38,829	38,829
IV 学校の再開・学びの保障						168,438	168,438
① 教育体制の緊急整備						151,438	151,438
② 部活動の再開支援						17,000	17,000
V 地域経済の回復・活性化					1,199,311	436,687	1,635,998
① 事業者のチャレンジ支援					705,000	—	705,000
② 飲食業の支援					80,500	—	80,500
③ 食品産業の支援					23,378	—	23,378
④ 県産品の販売促進					3,500	—	3,500
⑤ 農畜水産業の支援					386,933	—	386,933
⑥ 観光産業の支援					—	421,800	421,800
⑦ 文化芸術活動・イベント等の支援					—	14,887	14,887
VI 感染症に強い社会・経済構造の構築			16,576	—	401,317	96,678	514,571
① 情報技術の普及・浸透			16,576	—	401,317	36,315	454,208
② 感染防止対策の普及・浸透						60,363	60,363

新型コロナウイルス感染症による 県内経済等の状況

香川県新型コロナウイルスにかかる経済・雇用対策WT報告書
令和2年11月17日

1 県内の感染状況(3月17日～11月15日)



4月14日
「香川県
緊急事
態」宣言

4月16日
特別措置法に基
づく緊急事態宣
言の対象地域が
本県を含む全都
道府県に拡大

7月10日
80日ぶりに感染者
発生

7月17日
感染警戒
期に位置
づけ要請

9月12日
準感染警戒
期に位置
づけ要請

2 県内の医療提供体制、検査体制(令和2年11月15日時点)

感染 状況	直近1週間の 累積新規感染者数	直近1週間の 感染経路不明者 の割合	直近1週間と 先週1週間の比較	(参考) 国分科会提言(R2.8.7)における指標 及び目安 -直近1週間の累積新規感染者数 (対人口10万人) ステージⅢ : 15人以上 / ステージⅣ : 25人以上 -感染経路不明者数の割合 ステージⅢ : 50% / ステージⅣ : 50%
	8人	50%	8/5	
医療 提供 体制	病床のひっ迫具合 ＜病床全体＞	病床のひっ迫具合 ＜重症者用病床＞	療養者数	-受入確保病床数 : 196床 (うち、重症者用 26床) -宿泊施設確保室数 : 101室 ⇒ 療養可能数 297人
	9/196	0/26	11人	
検査 体制	直近1週間の 検査陽性率 (PCR・抗原)	-診療・検査医療機関 191箇所 -地域外来・検査センター 6箇所 (高松市、丸亀市、大川地区、綾歌地区(綾川町)、坂出市・宇多津町、三豊地区)		
	1.1%			

3 景況判断

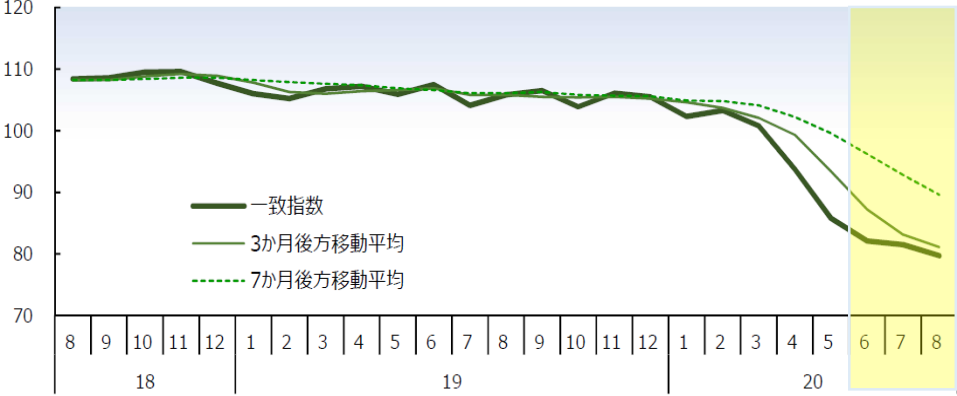
景況判断について、香川県の地域情勢では、7月から10月まで、「新型コロナウイルス感染症の影響により、弱めの動きが続いている」との景況判断を据え置いている。

また、香川県景気動向指数(一致指数)を見ると、3月から8月まで6か月連続で下降しているが、前月からの減少幅は、6月以降、緩やかになっている。

香川県	7月	8月	9月	10月
香川県の地域情勢	新型コロナウイルス感染症の影響により、弱めの動きが続いている	新型コロナウイルス感染症の影響により、弱めの動きが続いている	新型コロナウイルス感染症の影響により、弱めの動きが続いている	新型コロナウイルス感染症の影響により、弱めの動きが続いている
金融経済概況 (日本銀行高松支店)	新型コロナウイルス感染症の影響から、弱い動きが続いている	新型コロナウイルス感染症の影響から、一段と弱い動きがみられている	新型コロナウイルス感染症の影響から、一段と弱い動きがみられている	新型コロナウイルス感染症の影響から、一段と弱い動きがみられている

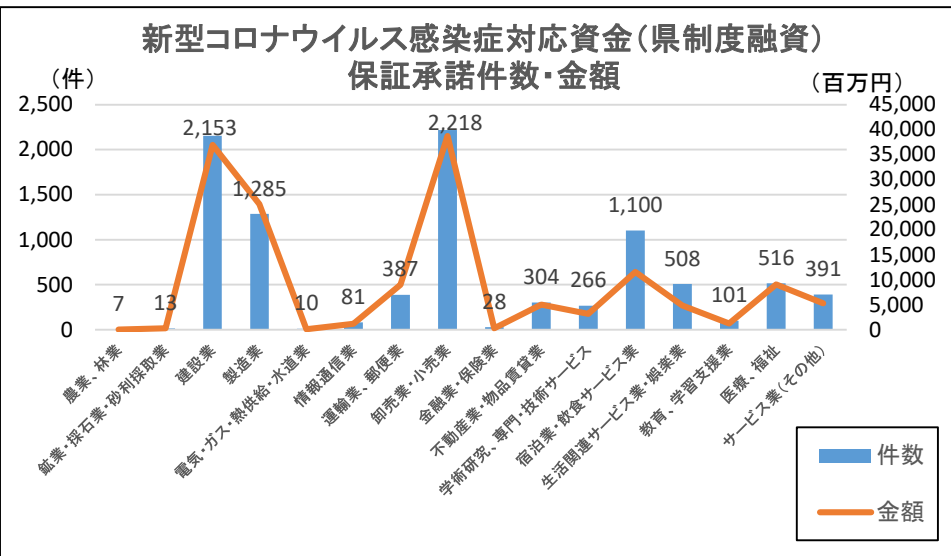
全国	7月	8月	9月	10月
月例経済報告 (内閣府)	新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるが、このところ持ち直しの動きがみられる	新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるが、このところ持ち直しの動きがみられる	新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるが、このところ持ち直しの動きがみられる	新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるが、持ち直しの動きがみられる

香川県景気動向指数(一致指数)

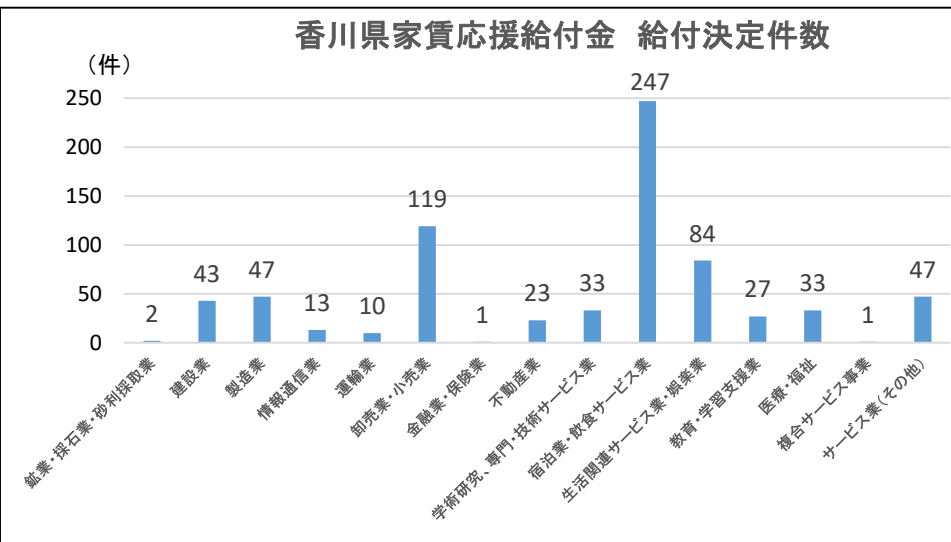


		20年					
		3月	4月	5月	6月	7月	8月
一致指数	一致指数	100.8	93.7	85.8	82.1	81.5	79.7
	前月差	▲ 2.50	▲ 7.10	▲ 7.90	▲ 3.70	▲ 0.60	▲ 1.80
3か月後方移動平均	3か月後方移動平均	102.1	99.3	93.4	87.2	83.1	81.1
	前月差	▲ 1.57	▲ 2.86	▲ 5.84	▲ 6.23	▲ 4.07	▲ 2.03
7か月後方移動平均	7か月後方移動平均	104.1	102.2	99.6	96.2	92.8	89.6
	前月差	▲ 0.71	▲ 1.83	▲ 2.59	▲ 3.43	▲ 3.42	▲ 3.23

4 経済支援策の状況



2020年10月末現在



2020年10月末現在

香川県持続化応援給付金 申請件数
20,978件(6月2日～10月30日の累計)

10月末までの「新型コロナウイルス感染症対応資金(県制度融資)」の保証承諾件数・総額は、9,368件、約1,518億円で、業種別では、卸売業・小売業、建設業、製造業、宿泊業・飲食サービス業が多い。また、「香川県家賃応援給付金」の給付決定件数・総額は、730件、約5,300万円で、業種別では、宿泊業・飲食サービス業、卸売業・小売業、生活関連サービス業・娯楽業が多い。さらに、「香川県持続化応援給付金」の給付総額は約41億円となっている。

このほか、「香川県前向きに頑張る事業者を応援する総合補助金」の募集に対して、2,909件、約73億円の事業申請があり、1,565件、約30億円の事業を採択した。

香川県前向きに頑張る事業者を応援する総合補助金 採択件数・金額

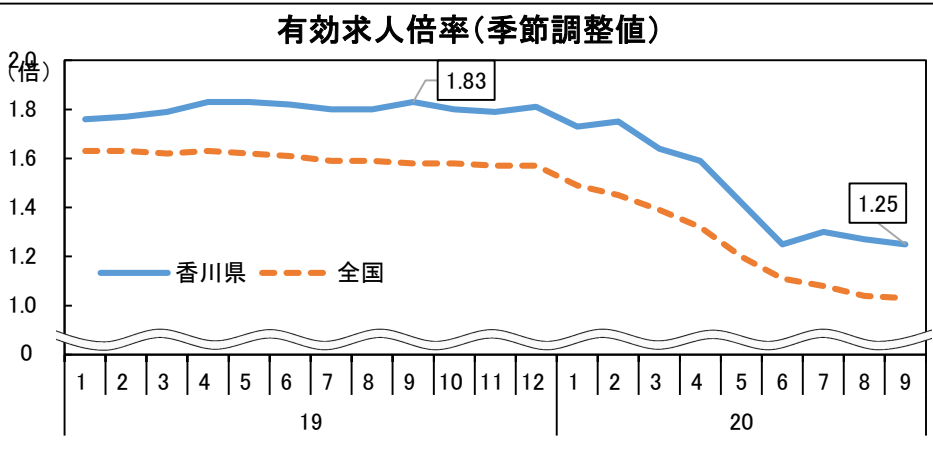
事業分野	採択件数(件)	採択金額(千円)
農業・水産業	91	272,332
建設業	123	249,757
製造業	211	993,698
情報通信業	39	64,513
卸売業・小売業	216	292,789
観光・宿泊業	78	131,476
運輸業	30	54,261
飲食サービス業	262	320,593
教育・学習支援業	54	39,572
医療・福祉	148	167,839
芸術	23	21,637
スポーツ	16	26,482
その他	274	364,696
合計	1,565	2,999,645

5 雇用等の状況

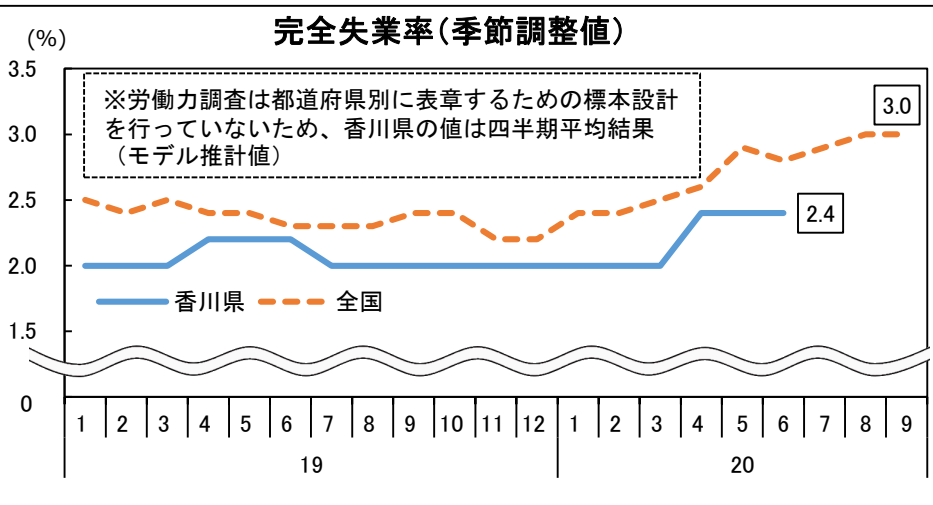
県内の有効求人倍率は、感染拡大以前と比較して、依然低い水準で推移している。香川労働局は、9月の雇用情勢判断について、「求人が求職を上回って推移しているが、求人が大幅に減少しており、新型コロナウイルス感染症が雇用に与える影響に十分注意する必要がある」とし、5月以来5か月連続で据え置いている。

県内の完全失業率は、感染拡大以前と比較して、微増しており、新型コロナウイルス感染症に起因する解雇等見込み労働者数は、全国では約7万名にのぼり、本県では292名となっている。

10月末までの生活福祉資金特例貸付の貸付実績は、主に休業された方向けの緊急小口資金が4,612件、約8億5千万円、主に失業された方向けの総合支援資金が2,037件、約9億7千万円となっている。



香川労働局「労働市場の動向」より



総務省統計局「労働力調査」より

解雇等見込み労働者数(累計数)の大きな上位10業種 (全国累計、11月6日現在集計分)

	(人)
全体	70,242
製造業	13,409
飲食業	10,508
小売業	9,474
宿泊業	8,660
労働者派遣業	4,951
卸売業	4,318
サービス業	3,536
道路旅客運送業	3,060
娯楽業	2,893
運輸業	1,661

うち、
香川県は、292名
(内訳は非公表)

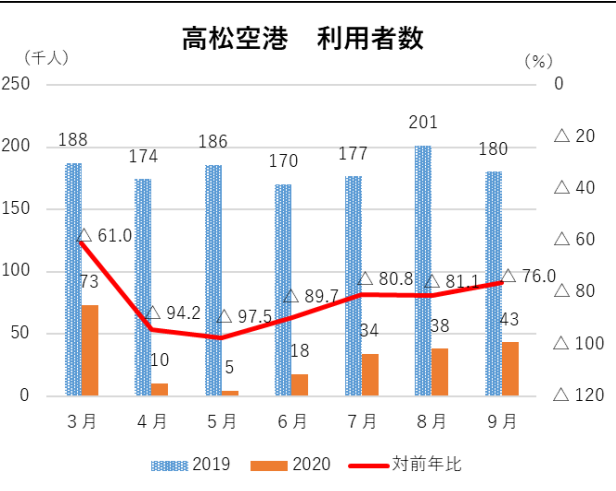
厚生労働省「新型コロナウイルス感染症に起因する雇用への影響に関する情報について」より

生活福祉資金特例貸付の貸付実績

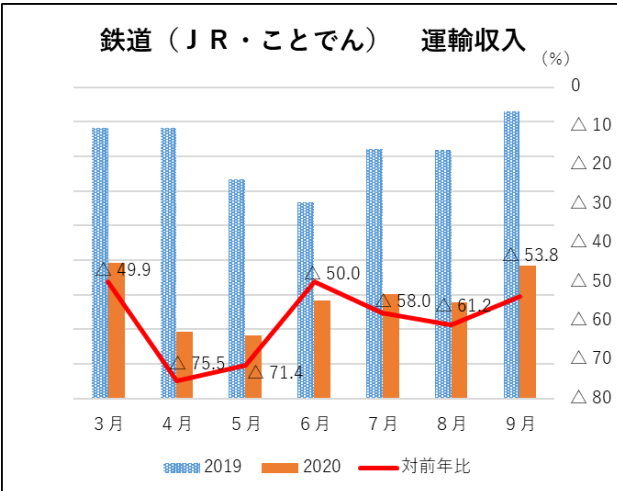
	緊急小口資金	総合支援資金	合計
貸付件数	4,612件	2,037件	6,649件
貸付金額	854,160千円	966,910千円	1,821,070千円

6 交通事業者の状況

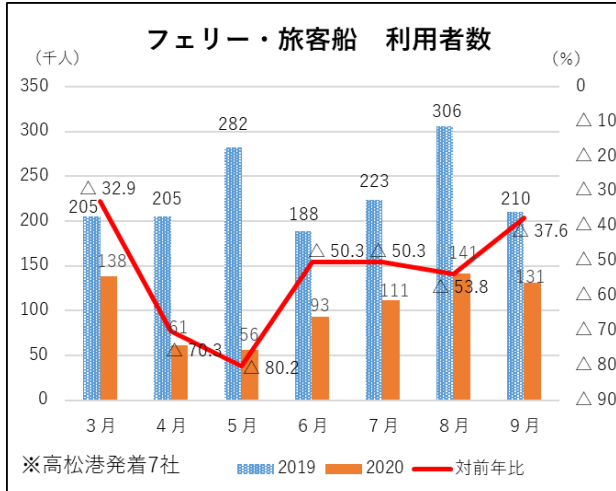
県内公共交通機関の利用者数や運輸収入については、4、5月を底に回復傾向にあるが、お盆を含む8、9月の利用者数等は伸び悩んでおり、交通事業者の経営状況は、依然として厳しい状況にある。



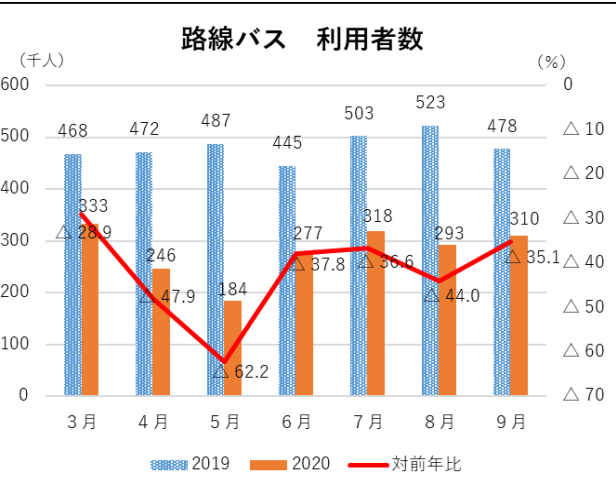
高松空港株式会社資料より



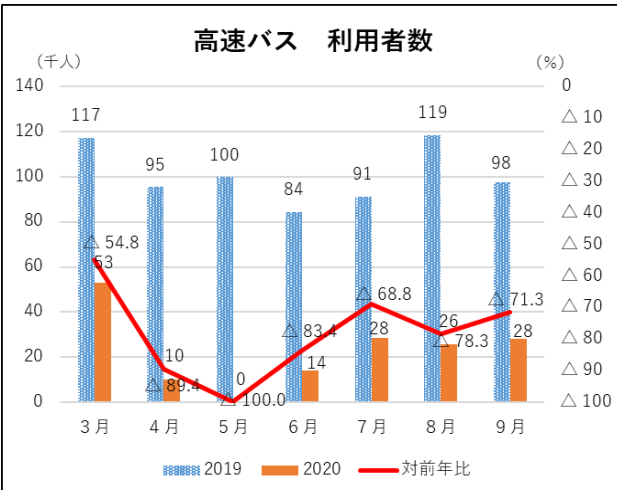
JR四国、ことでん資料より



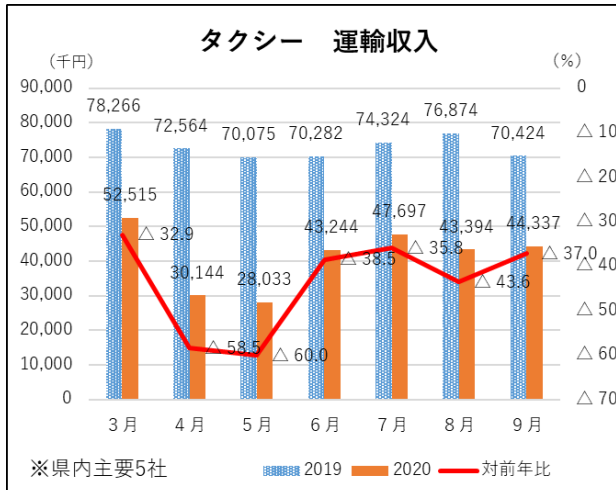
港湾調査 (速報値) より



香川県バス協会資料より



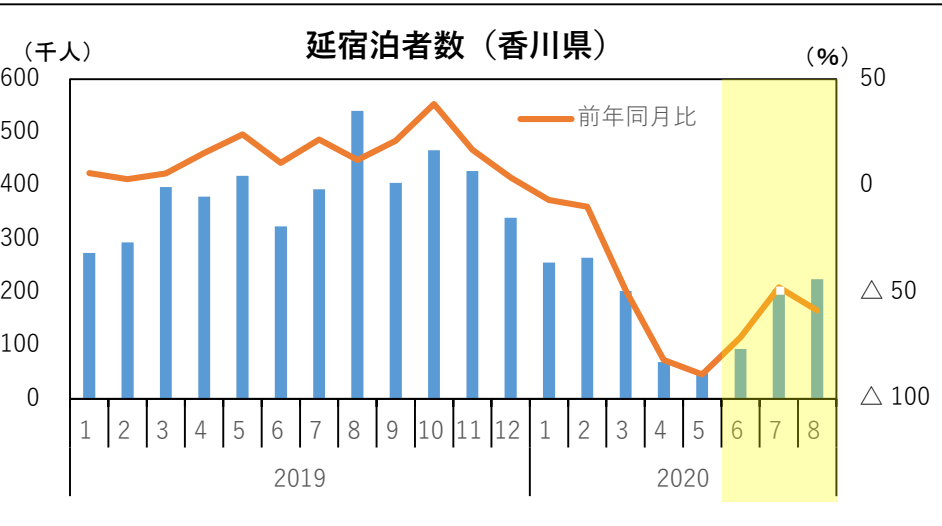
香川県バス協会資料より



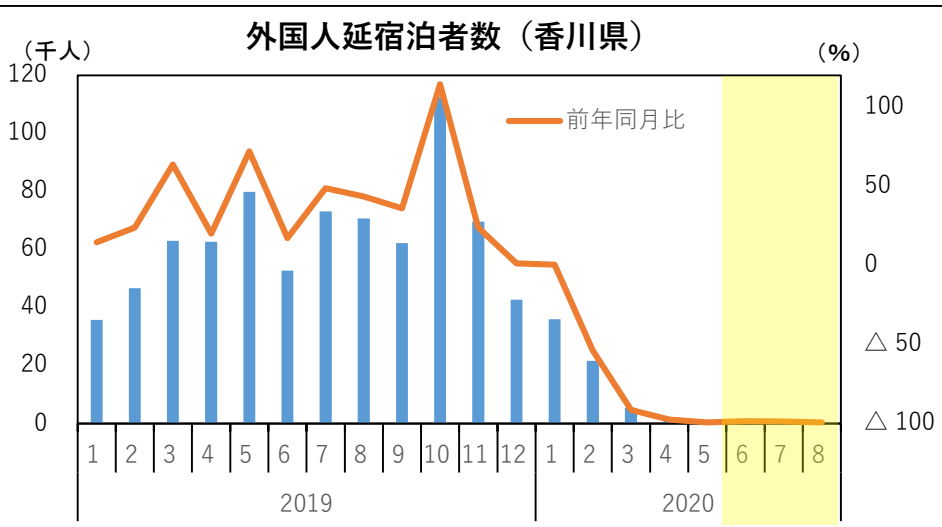
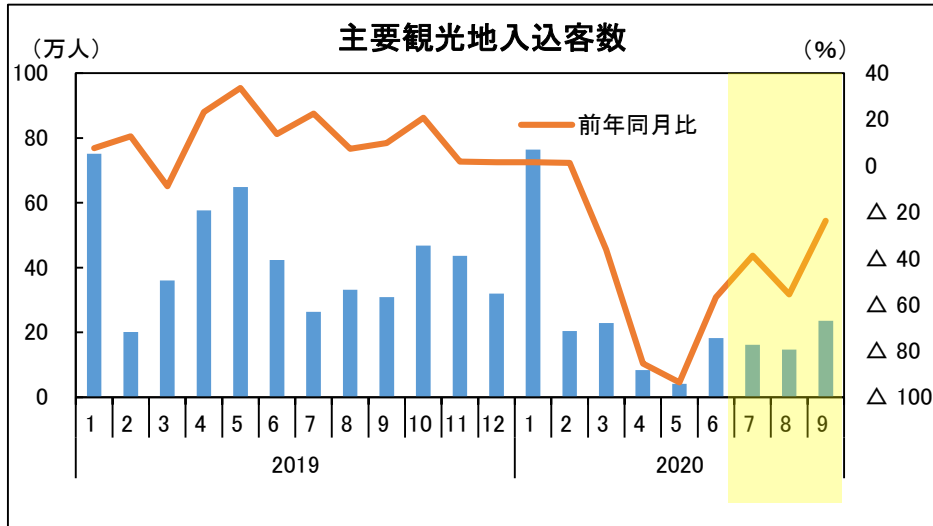
香川県タクシー協同組合資料より

7 観光関係

県内の延宿泊者数や主要観光地入込客数は、県民等を対象にした宿泊助成事業等により、5月を底に回復傾向にあるが、延宿泊者数は、前年同月比で5割程度で推移している。
 また、外国人延宿泊者数は、依然として大きく落ち込んだままである。



「宿泊旅行統計調査」（観光庁）より



「宿泊旅行統計調査」（観光庁）より

県内宿泊助成事業の状況

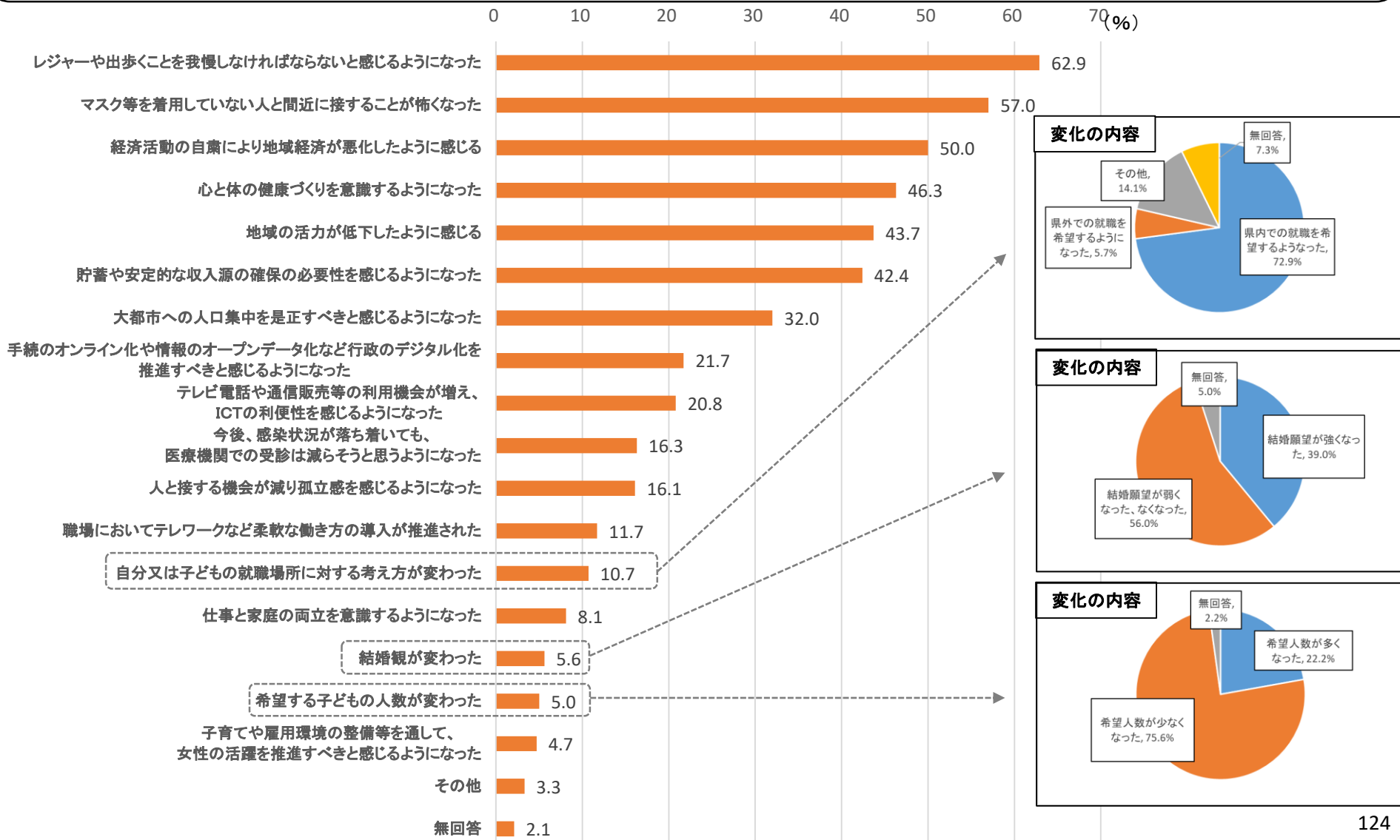
(1)うどん県泊まって癒され再発見キャンペーン
 ○実施期間 令和2年6月19日～7月31日宿泊分
 ○助成実績 28,261人泊
 1億6千4百万円

(2)うどん県泊まてかがわ割
 ○実施期間 令和2年8月1日～令和3年1月31日宿泊分
 ○予算総額 2億2千万円

8 県民の意識の変化

令和2年9月に、満18歳以上の県民3千人を対象として、「新型コロナウイルス感染症の拡大を契機として、意識が変化したり、地域社会が変容したと感ずること」を尋ねたところ、感染予防のための外出自粛や他人との接触について意識している回答が多く、次に、地域経済の悪化や地域活力の低下を感じている回答が多い。また、一部では、結婚願望の低下や子どもの希望人数の減少も見られる。

さらに、大都市への人口集中を是正すべきや県内就職の希望の増加などの変化も見られる。



9 総括

- 景況感については、香川県景気動向指数(一致指数)は今年3月以降8月まで6か月連続で減少が続くなど、厳しい状況が続いている。
前月からの減少幅は、6月以降、緩やかになっている。
- 各種の経済支援策の利用状況からは、幅広い業種において、経営への影響が生じている状況がわかるが、特に、卸売業・小売業や製造業、宿泊業・飲食サービス業、生活関連サービス業・娯楽業などが大きな影響を受けていると考えられる。
また、求人が求職を上回って推移しているが、求人が大幅に減少しているなど、今後の雇用への影響に十分注意する必要がある。
- 公共交通の利用状況は、4、5月を底に回復傾向にあるものの、お盆を含む8、9月の利用者数等は伸び悩んでおり、引き続き厳しい状況が続いている。
- 観光関係では、延宿泊者数や主要観光地入込客数は、県民等を対象にした宿泊助成事業等により、5月を底に回復傾向にあるが、延宿泊者数は、前年同月比で5割程度で推移している。
外国人延宿泊者数は、依然として大きく落ち込んだままである。
- 県民意識調査では、レジャーや出歩くことを我慢しなければならない、マスクをしていない人との接触が怖いなど、感染リスクを避ける行動に関する意識の変化のほか、地域経済の悪化や地域活力の低下を感じるなどの意見も見られる。また、都市への人口集中を是正すべきと感じるようになった、県内就職を希望するようになったなどの変化も見られる。



これまで県では、事業者の事業の継続・雇用の維持、県民の生活支援に向けて、数次にわたり補正予算を編成しながら、対策を講じてきたところであるが、今後の見通しは不透明であることから、当面は、引き続きこうした支援を継続するとともに、落ち込んだ消費需要を喚起し、県内経済を回復するための対策に取り組んでいく必要がある。

また、中長期的には、感染拡大を契機とした社会変革の動向や県民ニーズの変化等も踏まえ、コロナ後の新たな経済社会の構築に向けた施策展開についても、検討を進めていく必要がある。

(参考)新型コロナウイルス感染症への対応予算(令和元年度2月補正～令和2年度11月補正)

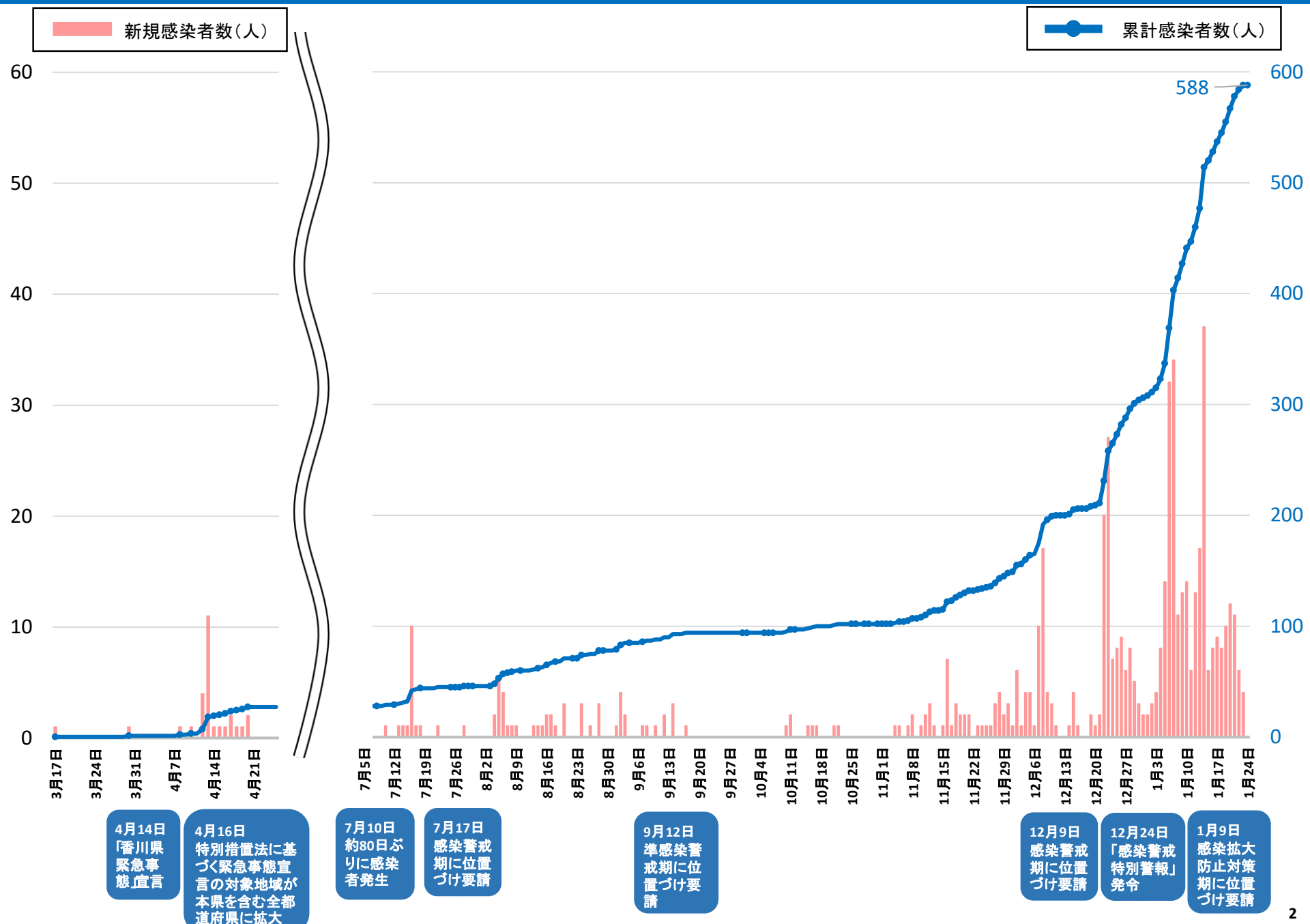
(単位: 百万円)

項目	令和元年度			令和2年度							合計
	2月補正	3月補正	4月補正	6月補正			8月補正	9月補正	11月補正		
		専決		専決	当初提案	追加提案					
予算総額	3	281	4,203	3,010	3,488	14,381	2,300	16,206	5,468	49,340	
1 感染拡大防止対策と医療提供体制の整備	3	49	2,425		1,866	9,528		14,742	3,144	31,757	
① 相談体制の強化			4		39			24		67	
② 衛生用品の確保等		36	294		78	101		84		593	
③ 検査体制の強化	2		84		27			56	198	367	
④ 医療提供体制の整備・強化	1		646		1,676	6,532		12,286	2,946	24,087	
⑤ 学校の臨時休業を円滑に進めるための環境整備		13	295		1					309	
⑥ 福祉サービス提供体制の確保			55		34	2,811		2,289		5,189	
⑦ 休業要請等への協力促進			1,003							1,003	
⑧ 情報発信の強化			17		10					27	
⑨ その他			27		1	84		3		115	
2 雇用の維持・事業の継続			1,312	3,010	22	3,347		21	2,100	9,812	
① 雇用の維持			630		12	35		3		680	
② 事業者の資金繰り対策			680			1,297		18		1,995	
③ 事業継続支援			2	3,010	10	2,015			2,100	7,137	
3 県民の生活支援		232	449			805		951		2,437	
① 生活支援		232	449			766		950		2,397	
② 修学継続支援						39		1		40	
4 学校の再開・学びの保障						168		4		172	
① 教育体制の緊急整備						151		3		154	
② 部活動の再開支援						17				17	
③ その他								1		1	
5 地域経済の回復・活性化					1,199	436	2,300	395		4,330	
① 事業者のチャレンジ支援					705		2,300			3,005	
② 飲食業の支援					80					80	
③ 食品産業の支援					23					23	
④ 県産品の販売促進					4			12		16	
⑤ 農畜水産業の支援					387			64		451	
⑥ 観光産業の支援						421		5		426	
⑦ 文化芸術活動・イベント等の支援						15				15	
⑧ 公共交通機関の支援								311		311	
⑨ 林業の支援								3		3	
6 感染症に強い社会・経済構造の構築			17		401	97		93	224	832	
① 情報通信技術の普及・浸透			17		401	36		69	224	747	
② 感染防止対策の普及・浸透						61		10		71	
③ 企業の生産性向上・競争力強化・誘致								14		14	

新型コロナウイルス感染症による 県内経済等の状況

令和3年1月24日(日)時点

1 県内の感染状況(令和2年3月17日～令和3年1月24日)



2 県内の感染状況、医療提供体制、検査体制(令和3年1月24日時点)

【1/9～感染拡大防止対策期】

直近1週間の 累積新規感染者数	先週1週間の 累積新規感染者数	1月 累積新規感染者数 (1月24日現在)	12月 累積新規感染者数
51人	96人	282人	158人

指標	1月24日現在	(参考)国分科会提言(R2&7) における指標及び目安	
		ステージⅢ	ステージⅣ
①直近1週間の累積新規感染者数 (対人口10万人)	10万人当たり 5.3人 <直近1週間(1.18~1.24) 51人>	1週間10万人当たり 15人以上	1週間10万人当たり 25人以上
②感染経路不明者数の割合	41.2% <①の51人のうち感染経路不明は21人>	50%以上	
③直近1週間と先週1週間の比較	0.5 <先週1週間(1.11~1.17) 96人>	1を超える	
④病床のひっ迫具合 (病床全体)	28.1% <入院患者56人 / 病床199床>	20%以上	50%以上
〃 (うち重症者用病床)	3.8% <重症患者1人 / 病床26床>	20%以上	50%以上
⑤療養者数(対人口10万人)	10万人当たり 16.9人 <162人[入院56、宿泊療養等106]>	10万人当たり 15人以上	10万人当たり 25人以上
⑥直近1週間のPCR陽性率	1.6% <陽性51 / 検査数3117>	10%以上	

※医療提供体制: 受入確保病床数199床(うち、重傷者用26床)、宿泊施設確保室数101室
 ※検査体制: 診療・検査医療機関270箇所、地域外来・検査センター6箇所
 (高松市、丸亀市、大川地区、綾歌地区(綾川町)、坂出市・宇多津町、三豊地区)

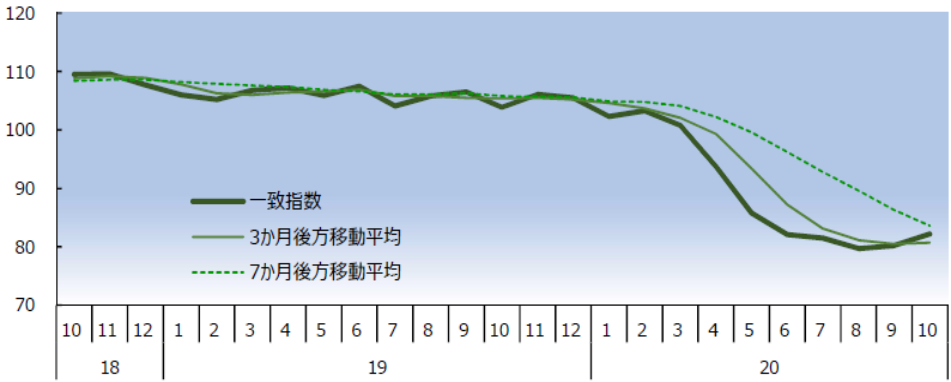
3 景況判断

香川県の地域情勢では、令和2年12月について、「新型コロナウイルス感染症の影響により、弱さを残しつつも、一部に持ち直しの動きがみられる」とし、景況判断を引き上げた。

香川県景気動向指数(一致指数)を見ると、3月から8月まで6か月連続で下降していたが、9月は7か月ぶりに上昇に転じた。

香川県	9月	10月	11月	12月
香川県の地域情勢	新型コロナウイルス感染症の影響により、弱めの動きが続いている	新型コロナウイルス感染症の影響により、弱めの動きが続いている	新型コロナウイルス感染症の影響により、弱めの動きが続いている	新型コロナウイルス感染症の影響により、弱さを残しつつも、一部に持ち直しの動きがみられる
金融経済概況 (日本銀行高松支店)	新型コロナウイルス感染症の影響から、一段と弱い動きがみられている	新型コロナウイルス感染症の影響から、一段と弱い動きがみられている	新型コロナウイルス感染症の影響から、一部に弱い動きがみられているが、全体としては持ち直しに向きつつある	新型コロナウイルス感染症の影響から、一部に弱い動きがみられているが、全体としては持ち直しに向きつつある
全国	9月	10月	11月	12月
月例経済報告 (内閣府)	新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるが、このところ持ち直しの動きがみられる	新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるが、持ち直しの動きがみられる	新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるが、持ち直しの動きがみられる	新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるが、持ち直しの動きがみられる

香川県景気動向指数(一致指数)



	20年					
	5月	6月	7月	8月	9月	10月
一致指数	85.8	82.1	81.5	79.7	80.2	82.2
前月差	▲ 7.90	▲ 3.70	▲ 0.60	▲ 1.80	0.50	2.00
3か月後方移動平均	93.4	87.2	83.1	81.1	80.5	80.7
前月差	▲ 5.84	▲ 6.23	▲ 4.07	▲ 2.03	▲ 0.63	0.23
7か月後方移動平均	99.6	96.2	92.8	89.6	86.3	83.6
前月差	▲ 2.59	▲ 3.43	▲ 3.42	▲ 3.23	▲ 3.30	▲ 2.66

次期総合計画の策定に向けた 各種アンケート調査結果の概要

令和2年12月

アンケートの概要

県民意識調査

対象	香川県内在住の満18歳以上の県民 3,000名(無作為抽出)
調査期間	(1)令和元年11月11日～12月4日 (2)令和2年9月3日～9月23日
設問の内容	(1)本県の魅力や行政に必要な取組みなど (2)新型コロナウイルス感染症を契機とした意識や暮らしの変化、行政に必要な取組みなど
調査方法	郵送調査
回答数	(1)1,523件(有効回収率:50.8%)

県内大学生・県出身県外大学生等アンケート調査

対象	県内大学等に在学中の学生、及び県内出身で県外大学等に在学中の学生
調査期間	令和2年9月7日～9月23日
設問の内容	進学理由や本県での就職の意向など
調査方法	インターネット調査
回答数	3,185件(大学等を経由して対象学生に回答フォームのURL等をメールで送付し、回答のあった件数)

アンケート結果の概要

県民意識調査

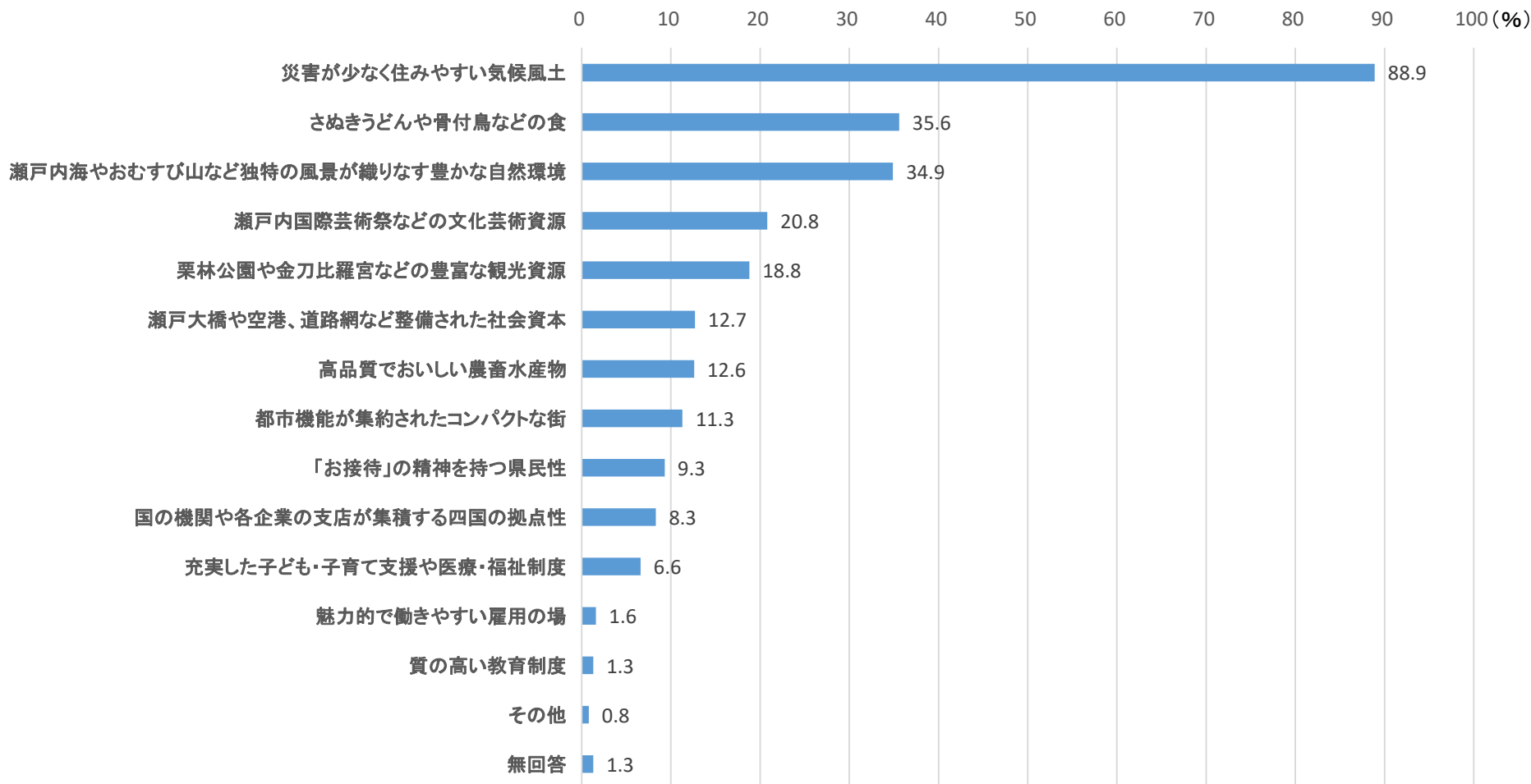
- 災害が少ない気候風土、豊かな食文化や自然環境を本県の魅力と感じている方が多い。
- 活力ある香川づくりに向けては、若者に魅力ある働く場の創出、生きがいを持って健やかに生活できる香川づくりに向けては、切れ目ない医療体制の構築、未来を育てる香川づくりに向けては、豊かな人間性と個性を伸ばす教育の推進を求める声が多い。
- 10年後に望む香川県の姿や、新型コロナの今後の感染拡大に備えた対策として、医療提供体制の整備を求める声が多い。
- 新型コロナの感染拡大を契機として、多くの方が外出自粛や他人との接触について意識するとともに、地域経済の悪化や地域活力の低下を感じており、一部では、結婚願望の低下や子どもの希望人数の減少も見られた一方で、都市への人口集中を是正すべきや県内就職を希望するようになったなど、地方への意識の高まりも見られる。
- 「子育て県かがわ」を実現するうえでは、仕事と子育てを両立できる環境の整備や子育てに係る経済的支援を求める声が多く、元気に安心して暮らせる環境づくりを進めるうえでは、医療と介護の連携体制の整備やライフステージに応じた健康づくりを求める声が多い。また、高齢者や障害者が生きがいをもって暮らせる環境づくりを進めるうえでは、移動手段の確保など日常生活への支援や地域で支える体制づくりを求める声が多い。
- 防災・減災対策を進めるうえでは、ハード整備や備蓄品の確保、避難所の整備を求める声が多い。
- 県内経済の活性化を図るうえでは、産業人材の育成や成長産業の育成を求める声が多く、経済の活力を維持していくために、子育て環境や就労環境の整備を求める声が多い。
- 農林水産業を次世代に受け継いでいくうえでは、安定した所得の確保や人材の育成・確保を求める声が多い。
- 「観光かがわ」を推進するうえでは、特色ある地域資源の発掘や食文化の魅力づくりのほか、周遊しやすい交通網の整備を求める声が多い。
- 人間性豊かで個性あふれる子どもたちを育てるうえでは、成果発表会や大会の確保、児童生徒に寄り添った教育・指導体制の整備を求める声が多い。
- 女性が輝く香川を実現するうえでは、仕事と生活を両立できる雇用環境の整備や保育・介護サービスの充実、再就職の支援を求める声が多い。

県内・県外大学生等調査

- 県内大学生、県外大学生ともに、香川県での生活意向は6割以上となっており、コロナ前と比較して、意識が高まり、特に県外大学生のUターン希望がより強くなっている。また、理由として、感染リスクの高い都会での生活を避け、家族の近くで生活したいといった意向が増えている。
- 香川県での就職情報を得る方法は、県内大学生、県外大学生ともに、前回と同様に、「学内でのキャリアセンター」の割合が最も高いが、県外大学生では、次いで、「オンラインでの就職説明会」が高くなっており、ICTを活用した就職活動の機会が増えている。
- 実現すれば香川県で就職・生活するかもしれないものについては、前回と同様に、「働きたいと思うような企業や仕事が増える」が最も多く、若者の地元定着を図るためには、若者に魅力のある働く場を創出することが必要である。

県民意識調査結果(1)

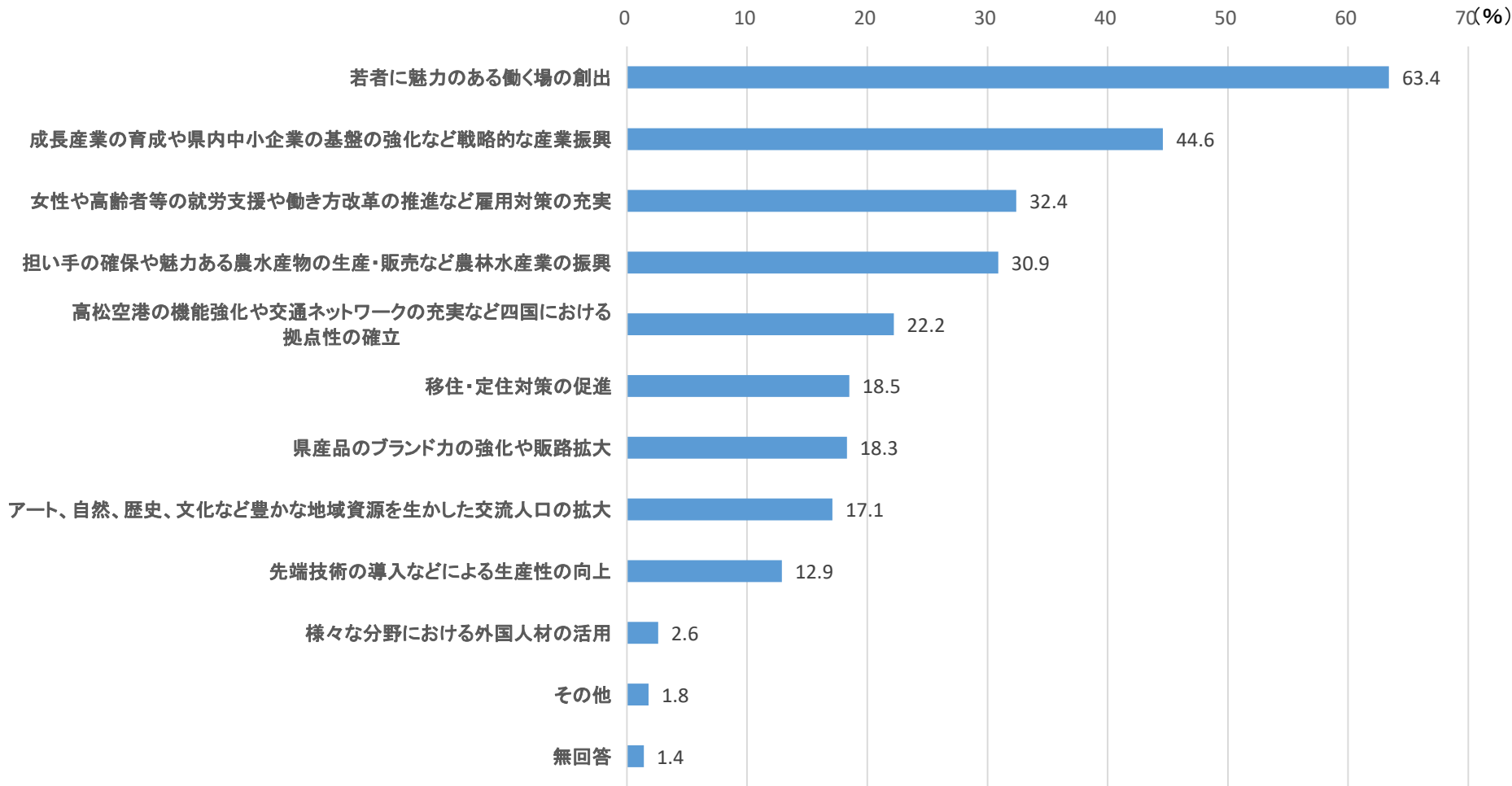
①本県の魅力だと思うこと



- 「災害が少なく住みやすい気候風土」(88.9%)が約90%で突出して多く、近年全国各地で頻発化・激甚化している自然災害への関心の高さがうかがえる。次いで、「さぬきうどんや骨付き鳥などの食」(35.6%)や「瀬戸内海やおむすび山など独特の風景が織りなす豊かな自然環境」(34.9%)となり、本県の豊かな食文化や自然環境を魅力と感じる回答が多い。

県民意識調査結果(1)

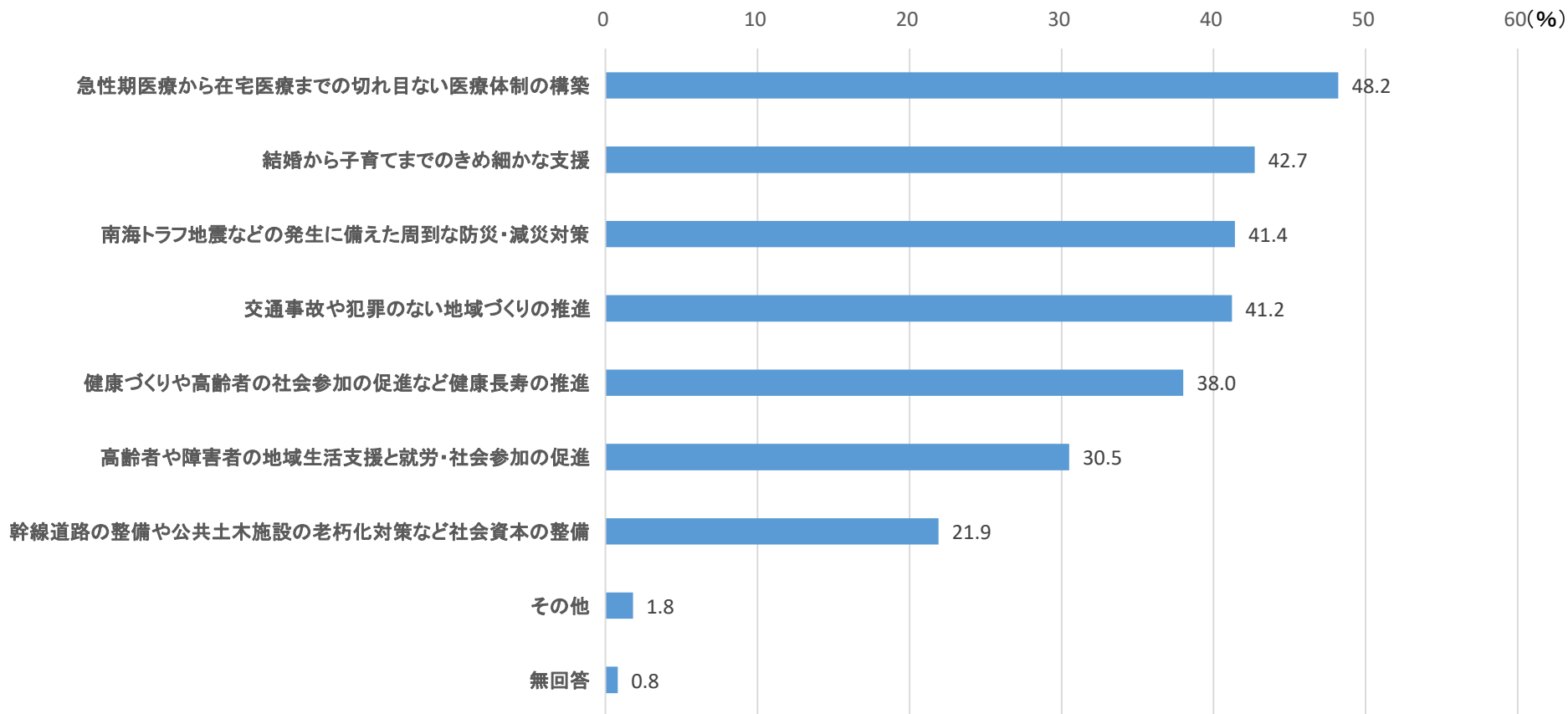
②足腰の強い地域経済を確立し、活力ある香川をつくるために必要なこと



- 「若者に魅力のある働く場の創出」(63.4%)が最も多く、次いで、「成長産業の育成や県内中小企業の基盤の強化など戦略的な産業振興」(44.6%)となり、**雇用創出や産業振興**を求める声が多い。

県民意識調査結果(1)

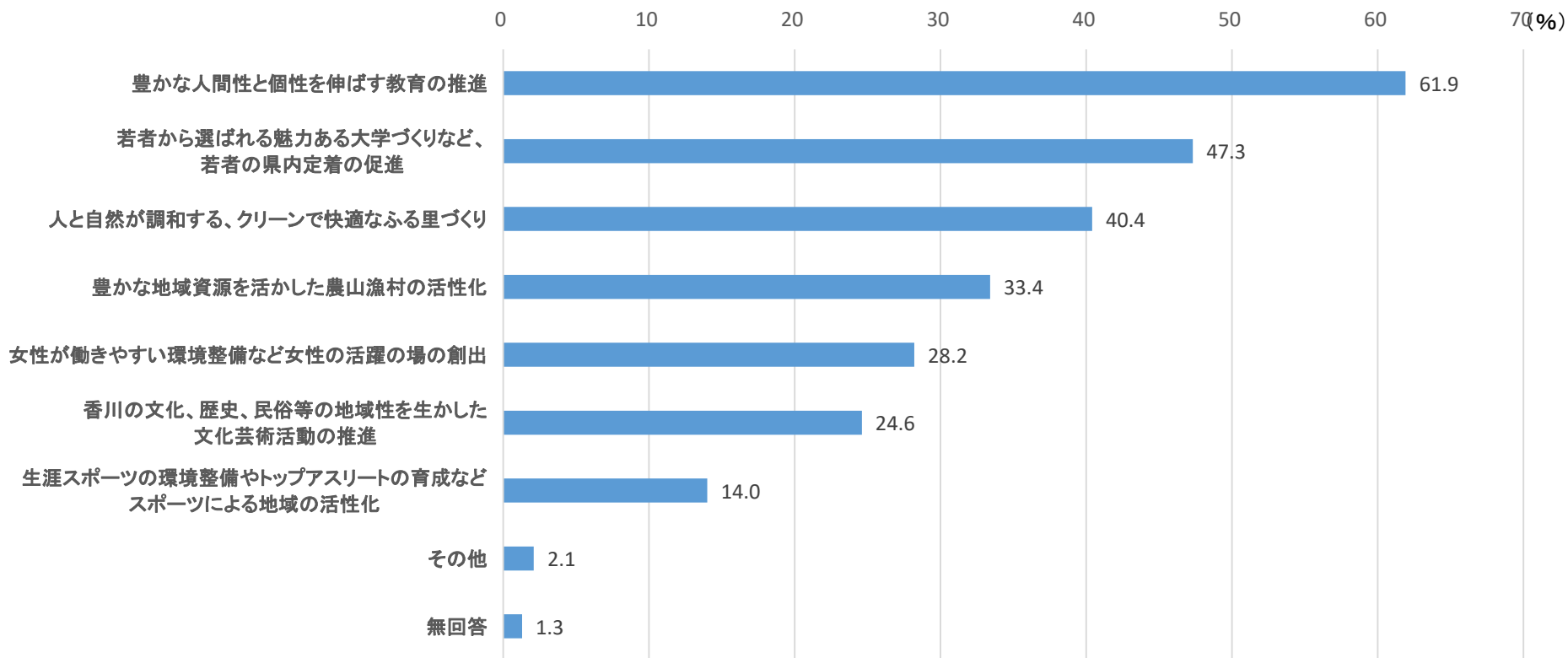
③すべての人が安心と生きがいを持って健やかに生活できる香川をつくるために必要なこと



- 「急性期医療から在宅医療までの切れ目ない医療体制の整備」(48.2%)が最も多く、次いで、「結婚から子育てまでのきめ細かな支援」(42.7%)となり、**万全な医療体制の整備や結婚・子育て支援を求める声が多い。**

県民意識調査結果(1)

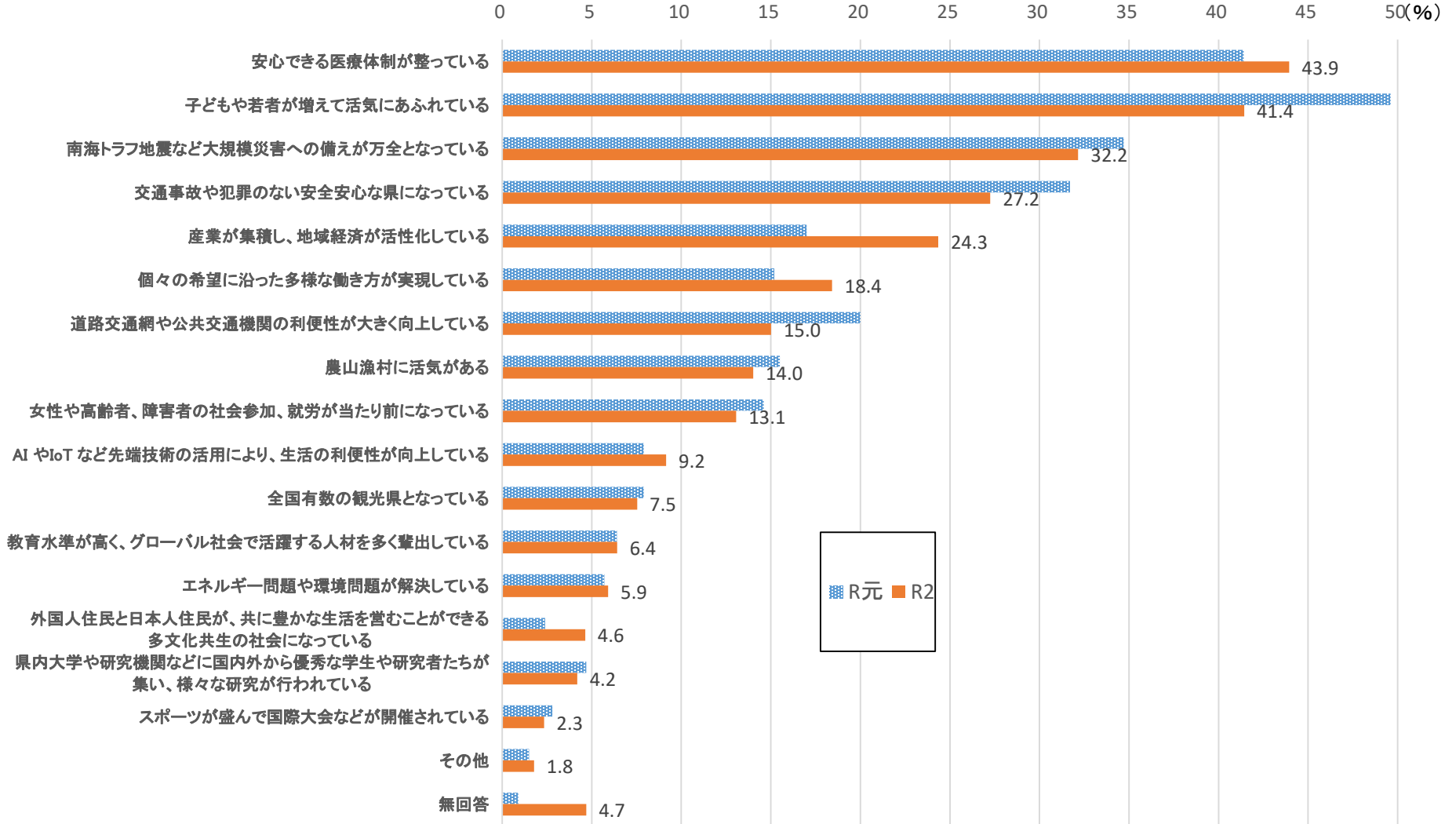
④郷土に誇りと愛着を持ち、また、子どもたちの夢と笑顔を大切に、未来を育てる香川をつくるために必要なこと



- 「豊かな人間性と個性を伸ばす教育の推進」(61.9%)が最も多く、次いで、「若者から選ばれる魅力ある大学づくりなど、若者の県内定着の促進」(47.3%)となり、**教育体制の整備**を求める声が多い。

県民意識調査結果(1、2)

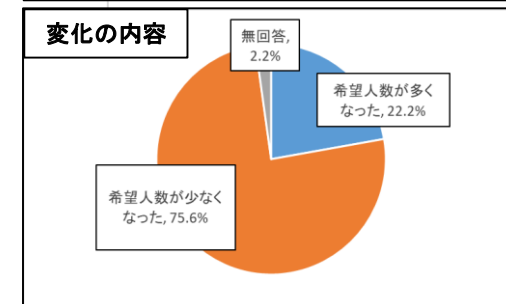
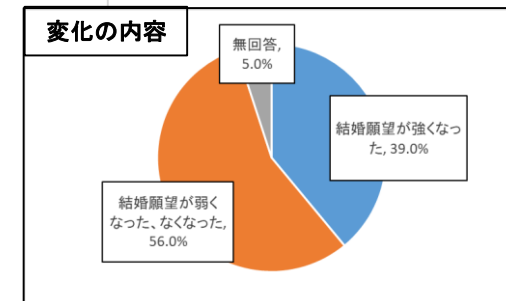
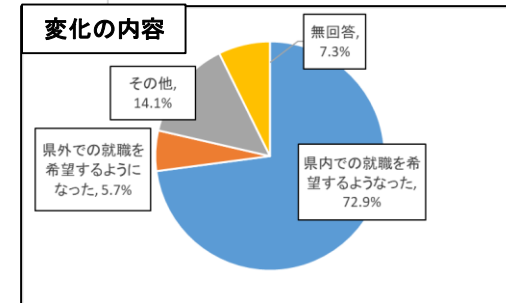
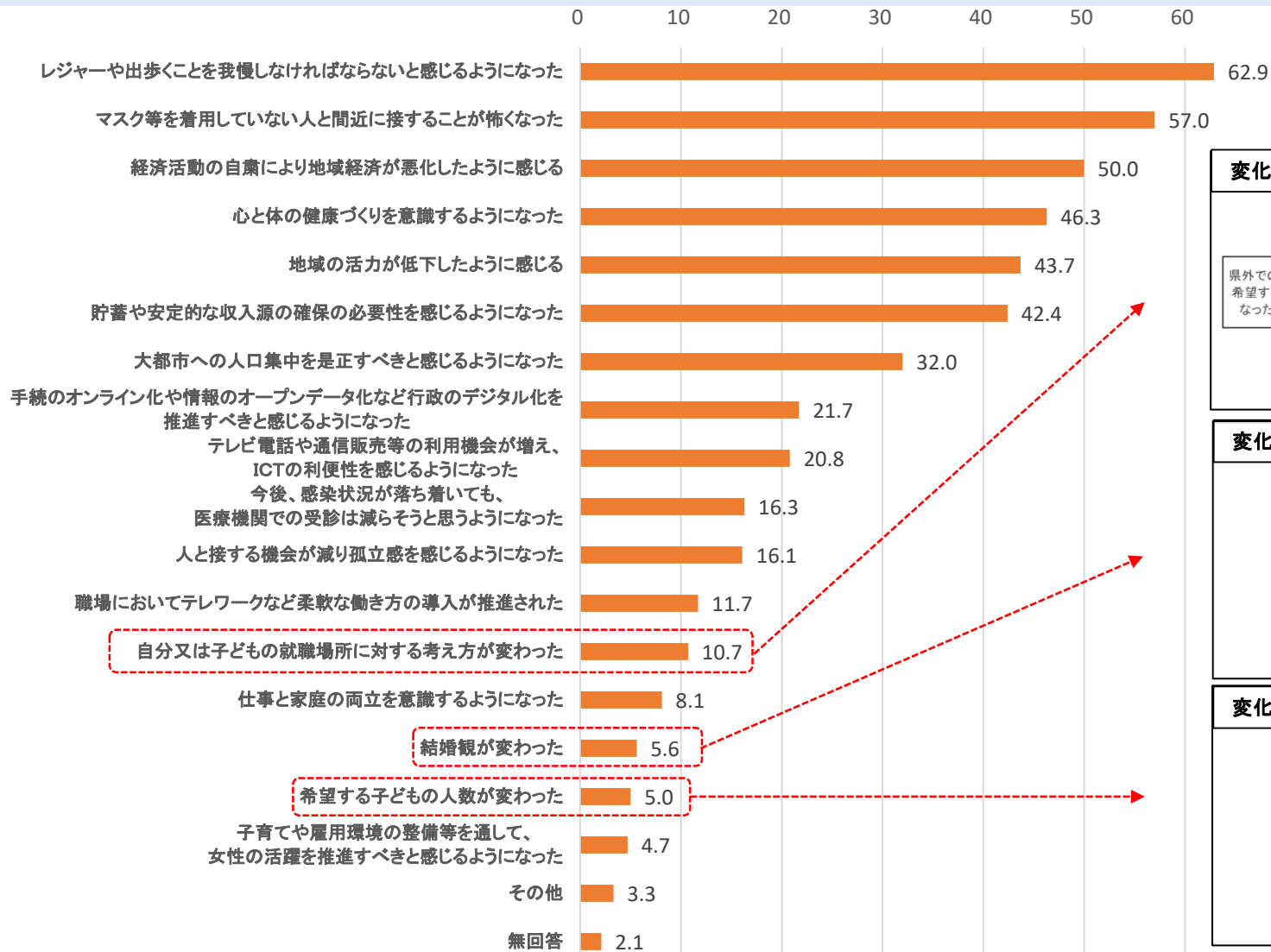
⑤10年後に望む香川県の姿



- R2年度の調査結果は、「安心できる医療体制が整っている」(43.9%)と「子どもや若者が増えて活気にあふれている」(41.4%)が40%以上となり、医療提供体制の整備や地域の活性化を望む回答が多い。
- R2年度とR元年度の調査結果を比較すると、「産業が集積し、地域経済が活性化している」が約7%増加(17.0%→24.3%)し、新型コロナウイルスの影響により落ち込んだ地域経済の回復、拡大へのニーズが高まっている。

県民意識調査結果(2)

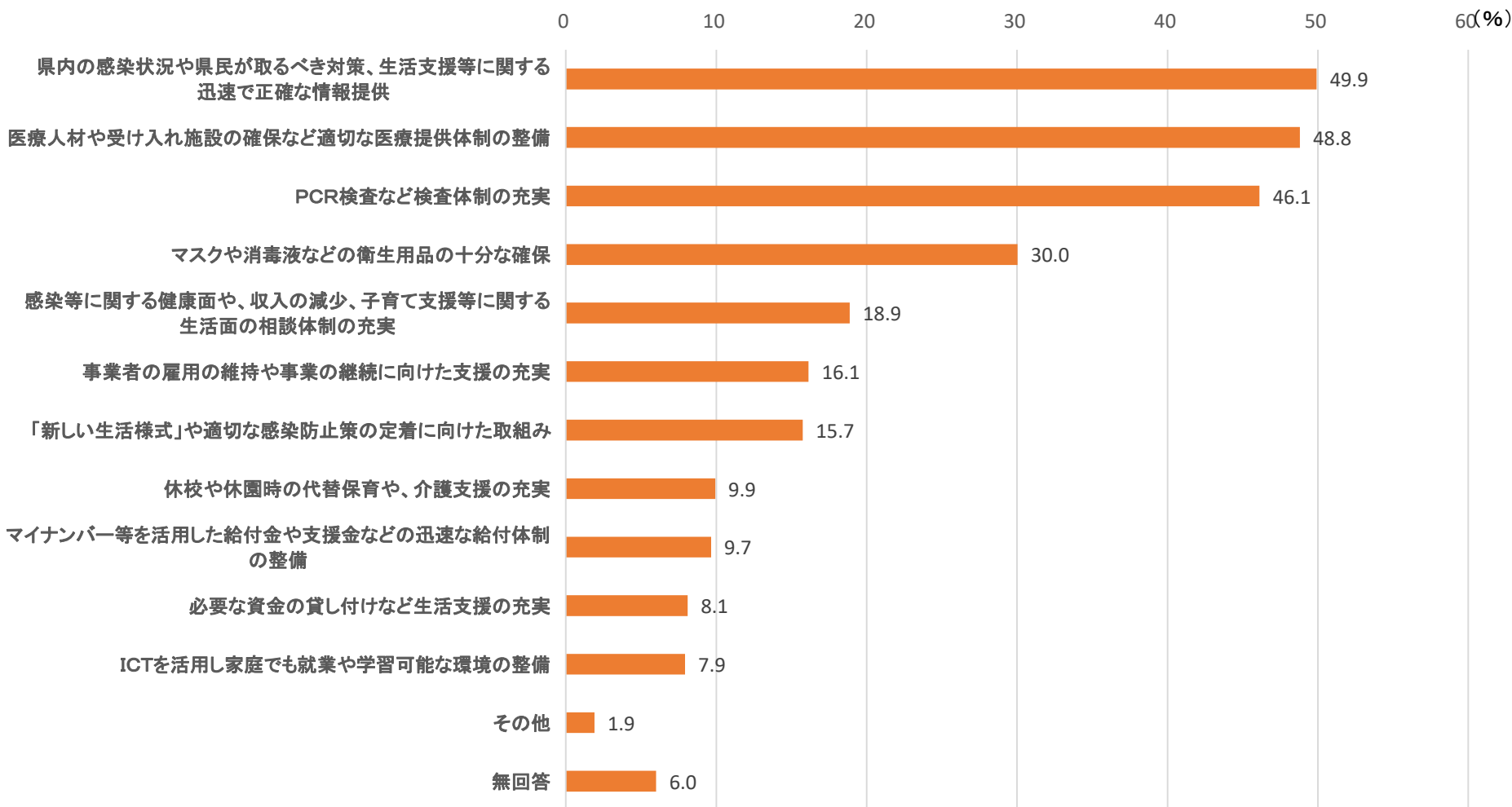
⑥新型コロナウイルス感染症の拡大を契機として、意識が変化したり、地域社会が変容したと感ずること



- 「レジャーや出歩くことを我慢しなければならないと感じるようになった」(62.9%)や「マスク等を着用していない人と間近に接することが怖くなった」(57.0%)など、感染予防のための外出自粛や他人との接触について意識している回答が多く、次に、地域経済の悪化や地域活力の低下を感じている回答が多い。
- また、一部では、県内就職の意識の高まりのほか、結婚願望の低下や子どもの希望人数の減少も見られる。

県民意識調査結果(2)

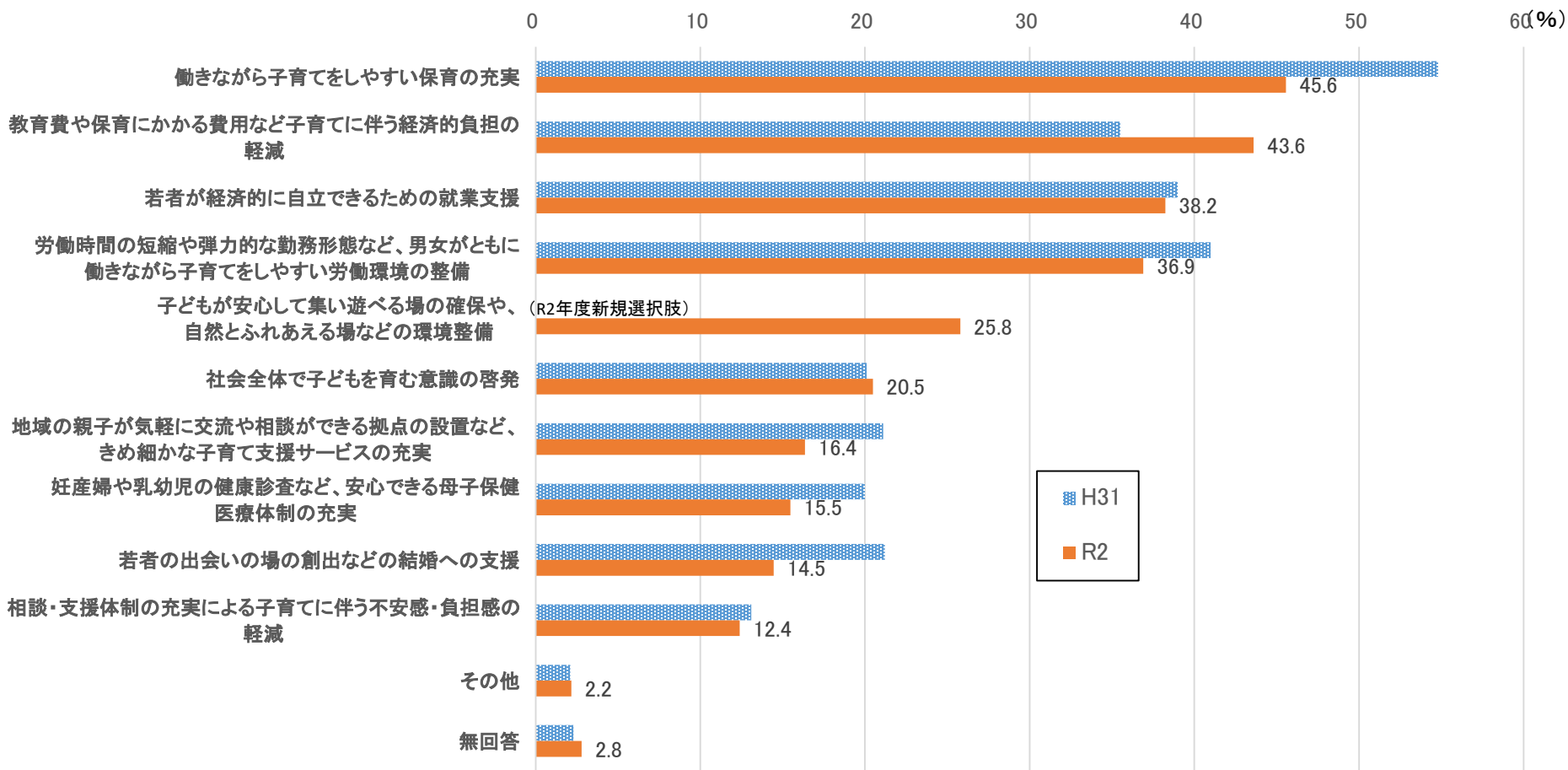
⑦今後、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に備えた対策として、重要なこと



- 「県内の感染状況や県民が取るべき対策、生活支援等に関する迅速で正確な情報提供」(49.9%)が最も多く、次いで、「医療人材や受け入れ施設の確保など適切な医療提供体制の整備」(48.8%)や「PCR検査など検査体制の充実」(46.1%)となり、**迅速で正確な情報提供や万全な医療提供体制の整備**を求める声が多い。

県民意識調査結果(2)

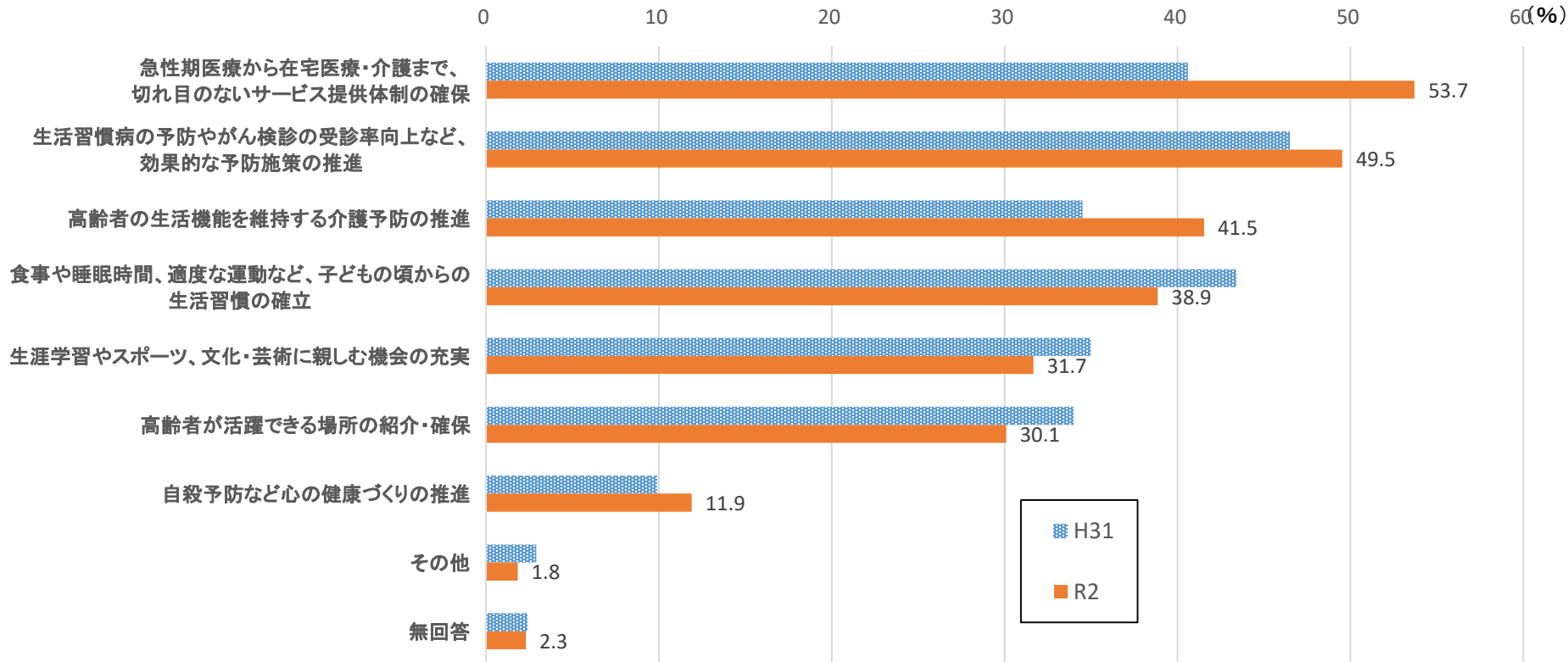
⑧「子育て県かがわ」を実現するうえで重要なこと



- R2年度の調査結果は、「働きながら子育てをしやすい保育の充実」(45.6%)と「教育費や保育にかかる費用など子育てに伴う経済的負担の軽減」(43.6%)が40%以上となり、仕事と子育てを両立できる環境の整備や子育てに係る経済的支援を求める声が多い。
- R2年度とH31年度の調査結果を比較すると、R2年度に新たに選択肢に追加した、「子どもが安心して集い遊べる場の確保や、自然とふれあえる場などの環境整備」が25.8%であったほか、「教育費や保育にかかる費用など子育てに伴う経済的負担の軽減」が約8%増加(35.5%→43.6%)した。

県民意識調査結果(2)

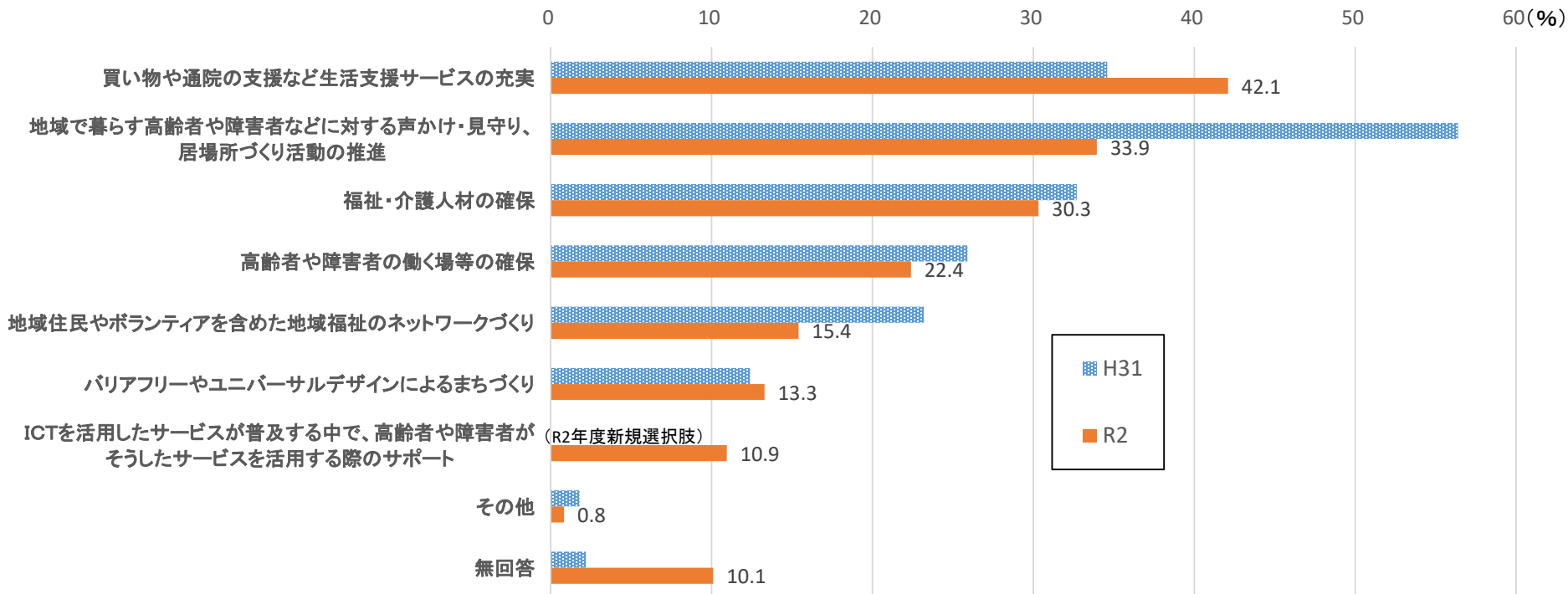
⑨元気に安心して暮らせる環境づくりを進めるうえで重要なこと



- R2年度の調査結果は、「急性期医療から在宅医療・介護まで、切れ目のないサービス提供体制の確保」(53.7%)が50%を超えて最も多く、次いで、「生活習慣病の予防やがん検診の受診率向上など、効果的な予防施策の推進」(49.5%)となり、**医療と介護の連携体制の整備やライフステージに応じた健康づくりを**求める声が多い。
- R2年度とH31年度の調査結果を比較すると、「急性期医療から在宅医療・介護まで、切れ目のないサービス提供体制の確保」が約13%増加(40.6%→53.7%)し、「高齢者の生活機能を維持する介護予防の推進」が7%増加(34.5%→41.5%)しており、**介護予防に向けた取り組みへのニーズも高まっている。**

県民意識調査結果(2)

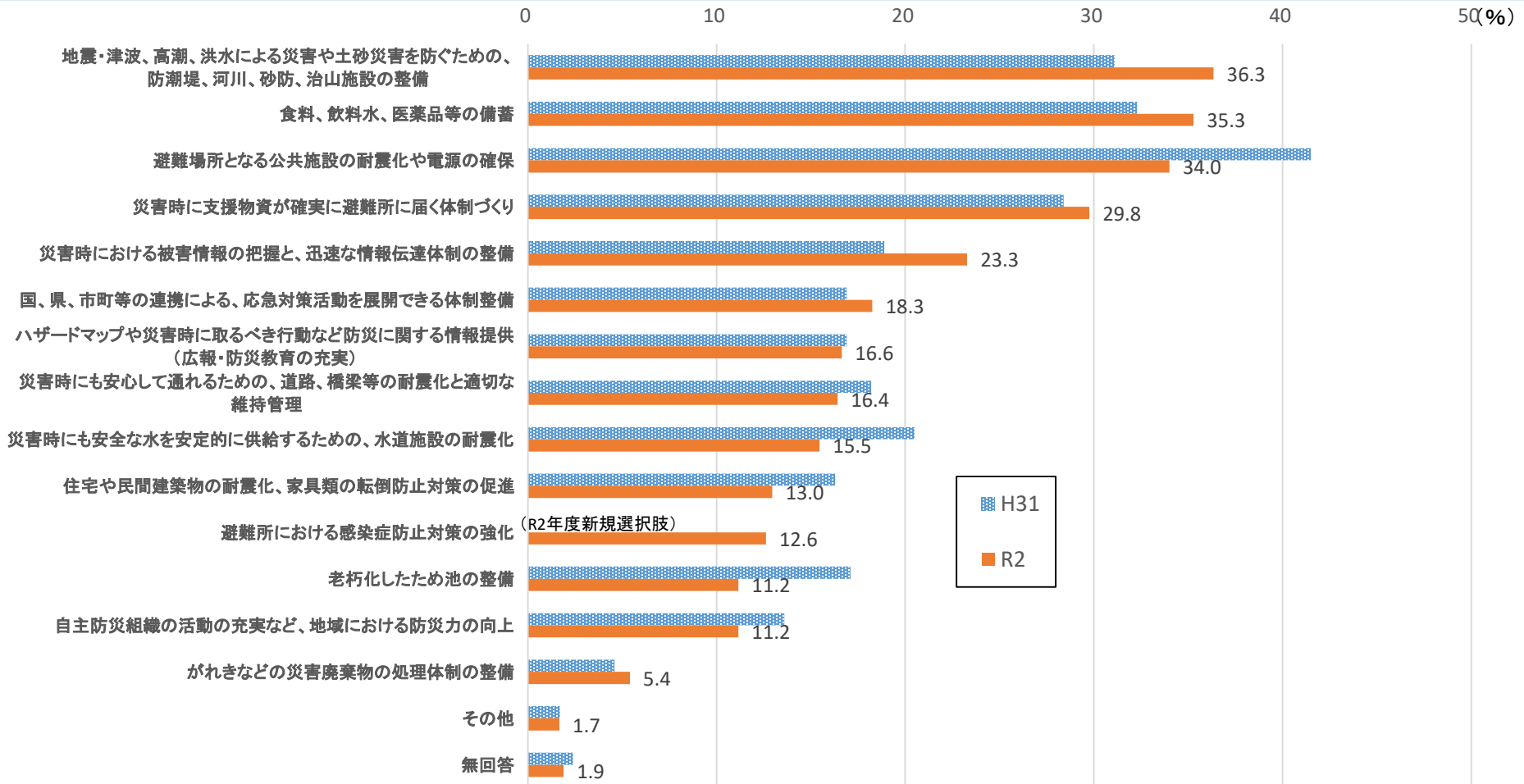
⑩高齢者や障害者が安心して、生きがいをもって暮らせる環境づくりを進めるうえで重要なこと



- R2年度の調査結果は、「買い物や通院の支援など生活支援サービスの充実」(42.1%)が最も多く、次いで、「地域で暮らす高齢者や障害者などに対する声かけ・見守り、居場所づくり活動の推進」(33.9%)となり、**移動手段の確保など日常生活への支援や地域で支える体制整備**を求める声が多い。
- R2年度とH31年度の調査結果を比較すると、R2年度に新たに選択肢に追加した、「ICTを活用したサービスが普及する中で、高齢者や障害者がそうしたサービスを活用する際のサポート」が10.9%であったほか、「買い物や通院の支援など生活支援サービスの充実」が約7%増加(34.6%→42.1%)した一方で、「地域で暮らす高齢者や障害者などに対する声かけ・見守り、居場所づくり活動の推進」が約23%減少(56.4%→33.9%)した。

県民意識調査結果(2)

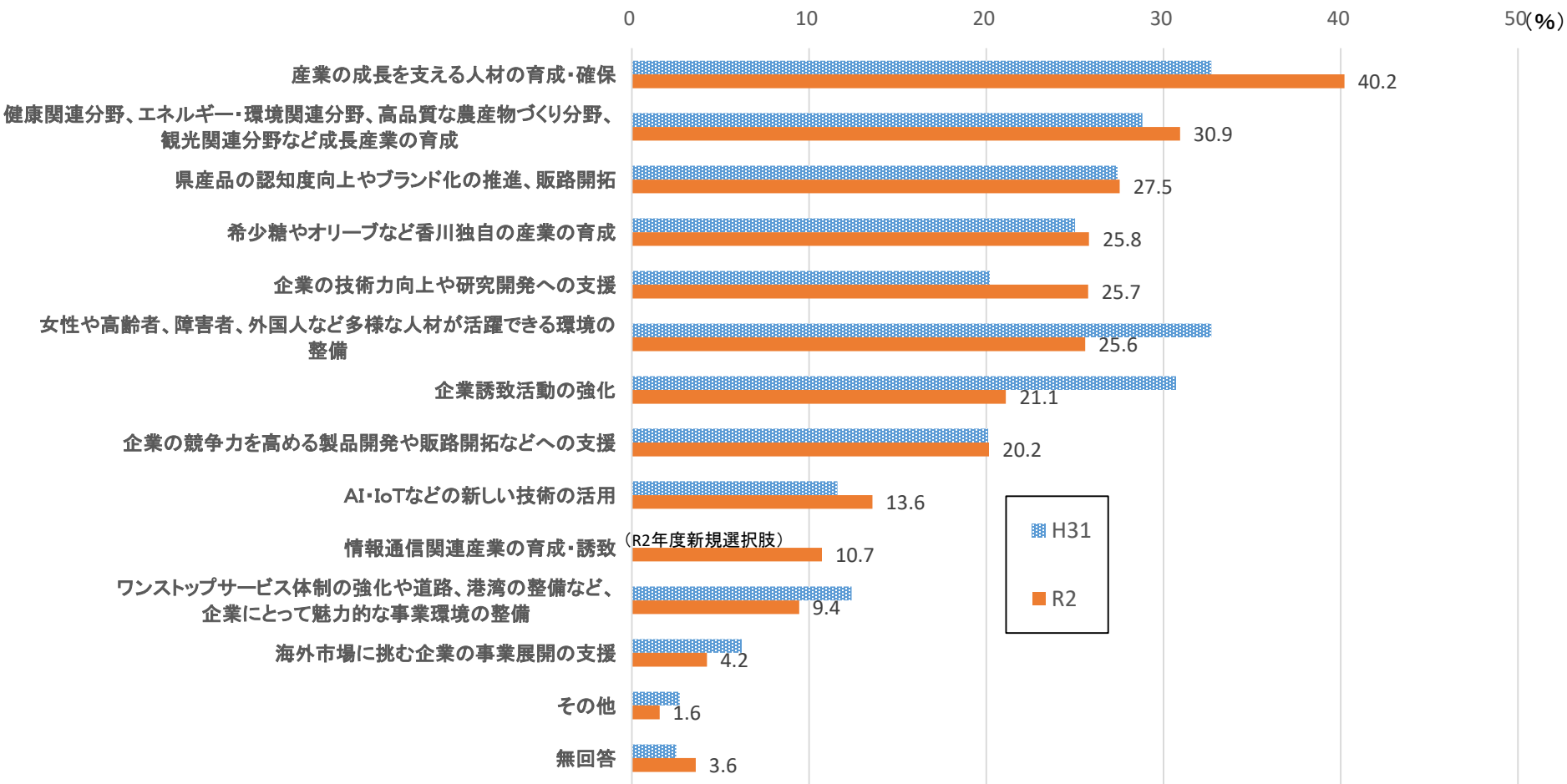
⑪一人ひとりの命を守る防災・減災対策を進めるうえで重要なこと



- R2年度の調査結果は、「地震・津波、高潮、洪水による災害や土砂災害を防ぐための、防潮堤、河川、砂防、治山施設の整備」(36.3%)や「食料、飲料水、医薬品等の備蓄」(35.3%)、「避難場所となる公共施設の耐震化や電源の確保」(34.0%)が30%を超えており、**ハード整備や備蓄品の確保、避難場所の整備**を求める声が多い。
- R2年度とH31年度の調査結果を比較すると、R2年度に新たに選択肢に追加した、「避難所における感染症防止対策の強化」が12.6%であったほか、「地震・津波、高潮、洪水による災害や土砂災害を防ぐための、防潮堤、河川、砂防、治山施設の整備」が約5%増加(31.1%→36.3%)した一方で、「避難場所となる公共施設の耐震化や電源の確保」が約8%減少(41.5%→34.0%)した。

県民意識調査結果(2)

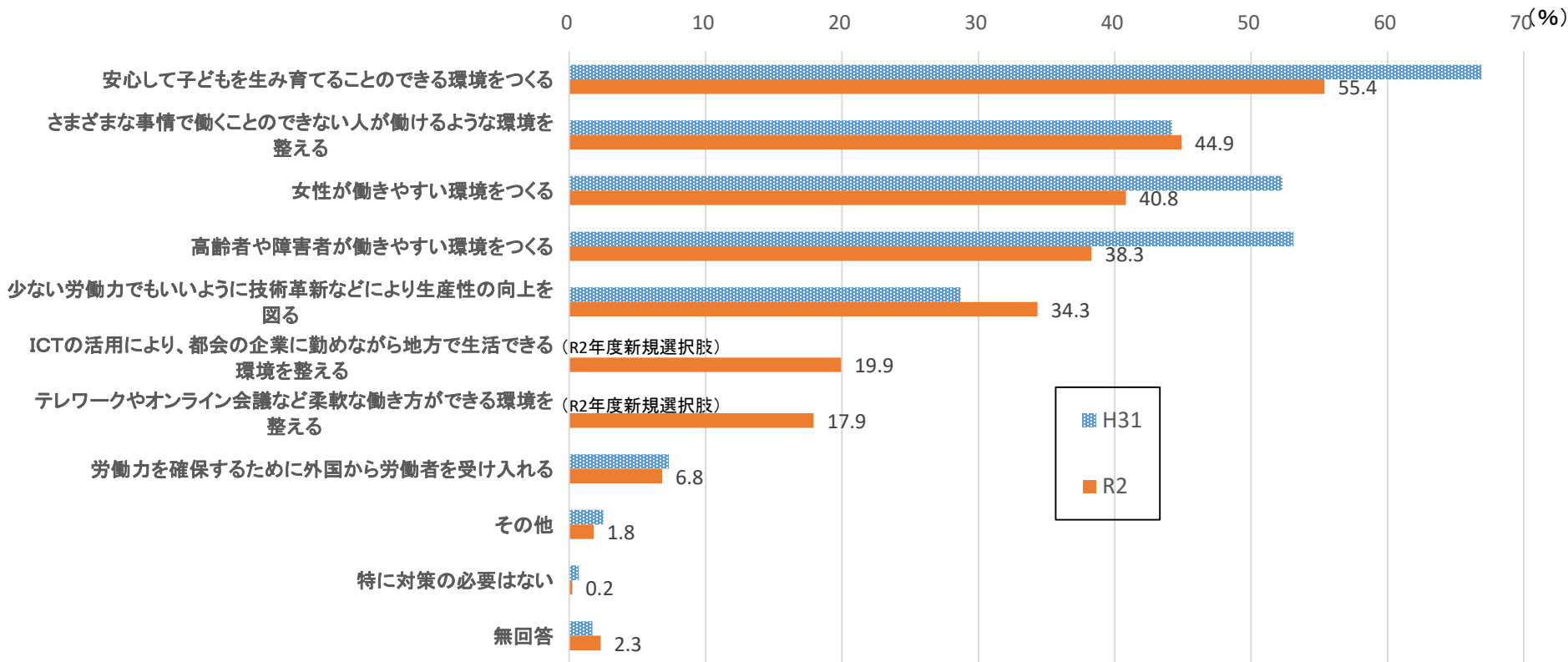
⑫香川の経済を力強く引っ張る産業を育成・集積するために重要なこと



- R2年度の調査結果は、「産業の成長を支える人材の育成・確保」(40.2%)が最も多く、次いで、「健康関連分野、エネルギー・環境関連分野、高品質な農産物づくり分野、観光関連分野など成長産業の育成」(30.9%)となり、**産業人材の育成や成長産業の育成を**求める声が多い。
- R2年度とH31年度の調査結果を比較すると、R2年度に新たに選択肢に追加した、「情報通信関連産業の育成・誘致」が10.7%であったほか、「産業の成長を支える人材の育成・確保」が約8%増加(32.7%→40.2%)した一方で、「企業誘致活動の強化」が約10%減少(30.7%→21.1%)、「女性や高齢者、障害者、外国人など多様な人材が活躍できる環境の整備」が約7%減少(32.7%→25.6)した。

県民意識調査結果(2)

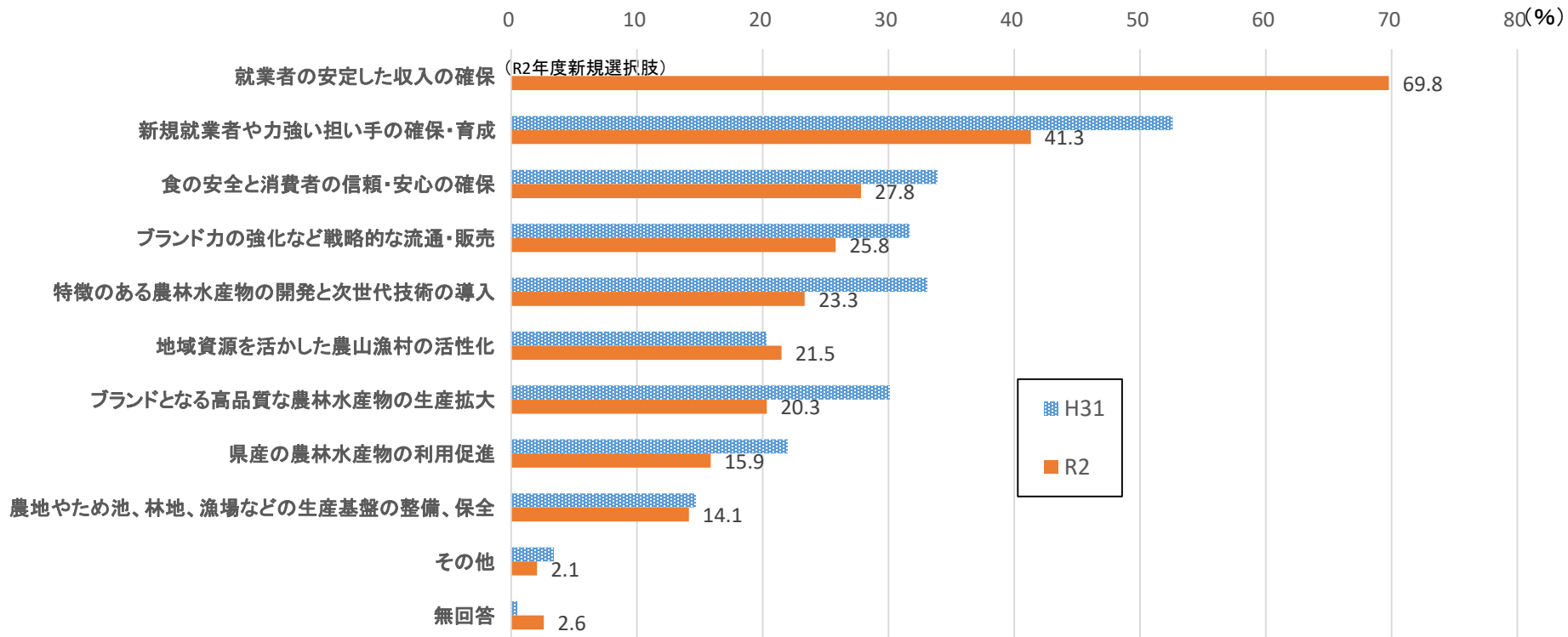
⑬労働人口が減少した場合、経済の活力を維持していくために重要なこと



- R2年度の調査結果は、「安心して子どもを産み育てることのできる環境をつくる」(55.4%)が50%を超えて最も多く、次いで、「さまざまな事情で働くことのできない人が働けるような環境を整える」(44.9%)となり、**子育て環境の整備や個々の事情を踏まえた就労環境の整備**を求める声が多い。
- R2年度とH31年度の調査結果を比較すると、R2年度に新たに選択肢に追加した、「ICTの活用により、都会の企業に勤めながら地方で生活できる環境を整える」が19.9%、「テレワークやオンライン会議など柔軟な働き方ができる環境を整える」が17.9%となったほか、「少ない労働力でもいのように技術革新などにより生産性の向上を図る」が約6%増加(28.7%→34.3%)した一方で、「高齢者や障害者が働きやすい環境をつくる」が約15%減少(53.1%→38.3%)し、「安心して子どもを産み育てることのできる環境をつくる」が約12%減少(66.9%→55.4%)し、「女性が働きやすい環境をつくる」も約12%減少(52.3%→40.8%)した。

県民意識調査結果(2)

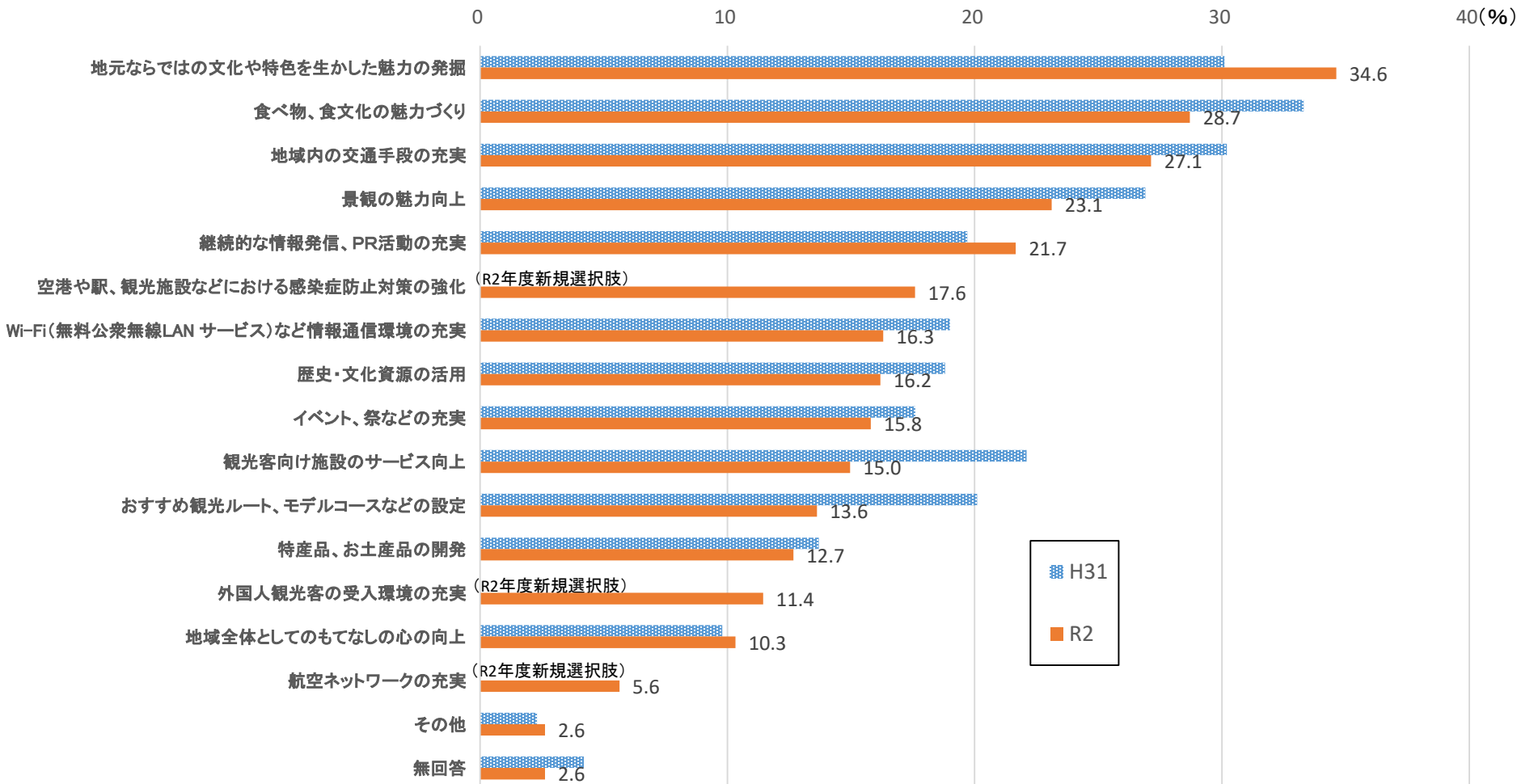
⑭農林水産業を魅力ある産業として若者に引き継いでいくうえで重要なこと



- R2年度の調査結果は、「就業者の安定した収入の確保」(69.8%)が約70%と突出して多く、次いで、「新規就業者や力強い担い手の確保・育成」(41.3%)となり、**安定した所得の確保**や**人材の確保・育成**を求める声が多い。
- R2年度とH31年度の調査結果を比較すると、R2年度に新たに選択肢に追加した、「就業者の安定した収入の確保」が69.8%となった一方で、「新規就業者や力強い担い手の確保・育成」が約11%減少(52.6%→41.3%)し、「特徴のある農林水産物の開発と次世代技術の導入」が約10%減少(33.1%→23.3%)し、「ブランドとなる高品質な農林水産物の生産拡大」も約10%減少(30.1%→20.3%)した。

県民意識調査結果(2)

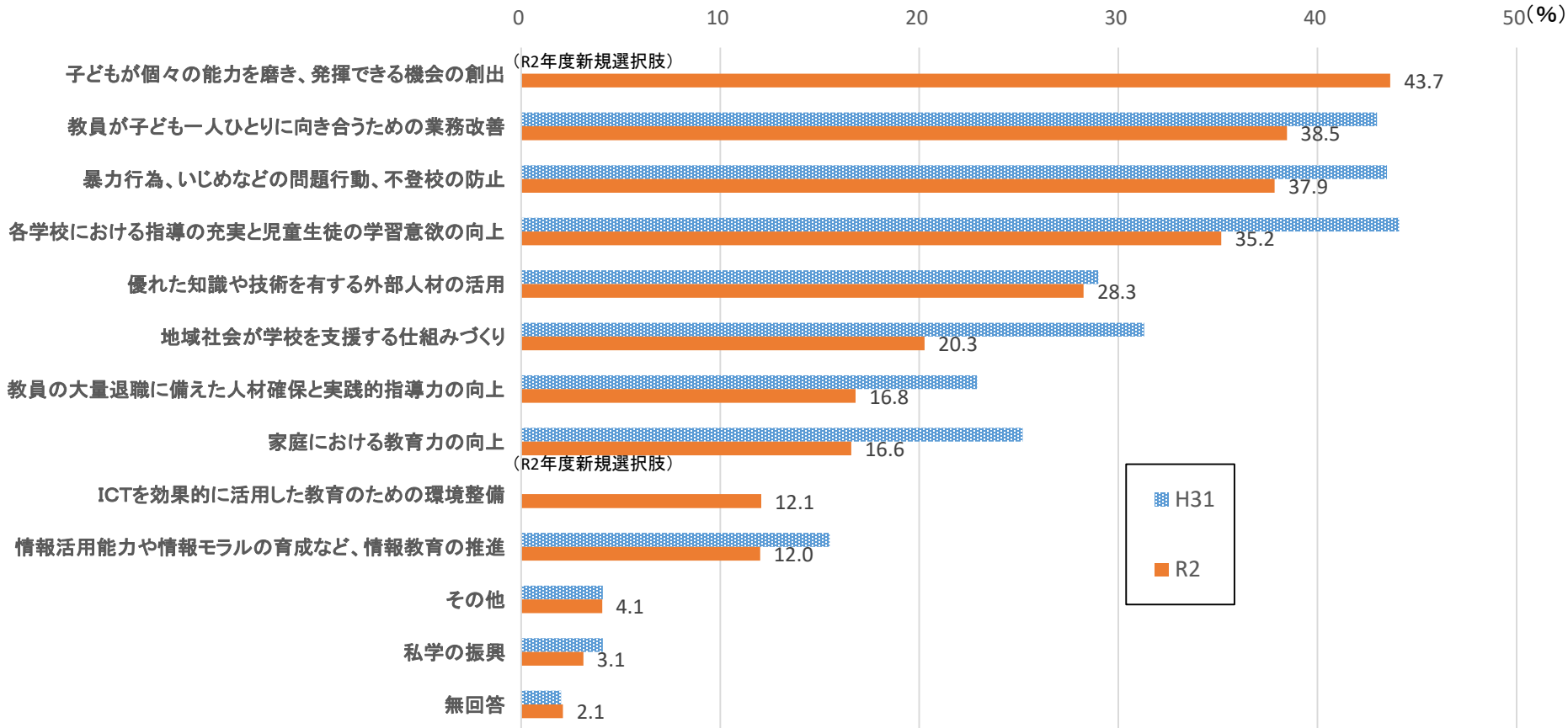
⑮国内外から人を呼び込む「観光かがわ」を推進するうえで重要なこと



- R2年度の調査結果は、「地元ならではの文化や特色を生かした魅力の発掘」(34.6%)が最も多く、次いで、「食べ物、食文化の魅力づくり」(28.7%)、「地域内の交通手段の充実」(27.1%)となり、**特色ある地域資源の発掘や食文化の魅力づくり、周遊しやすい交通網の整備**に対するニーズが高い。
- R2年度とH31年度の調査結果を比較すると、R2年度に新たに選択肢に追加した、「**空港や駅、観光施設などにおける感染症防止対策の強化**」が17.6%、「**外国人観光客の受入環境の充実**」が11.4%、「**航空ネットワークの充実**」が5.6%となった一方で、「**観光客向け施設のサービス向上**」が約7%減少(22.1%→15.0%)し、「**おすすめ観光ルート、モデルコースなどの設定**」も約7%減少(20.1%→13.6%)した。

県民意識調査結果(2)

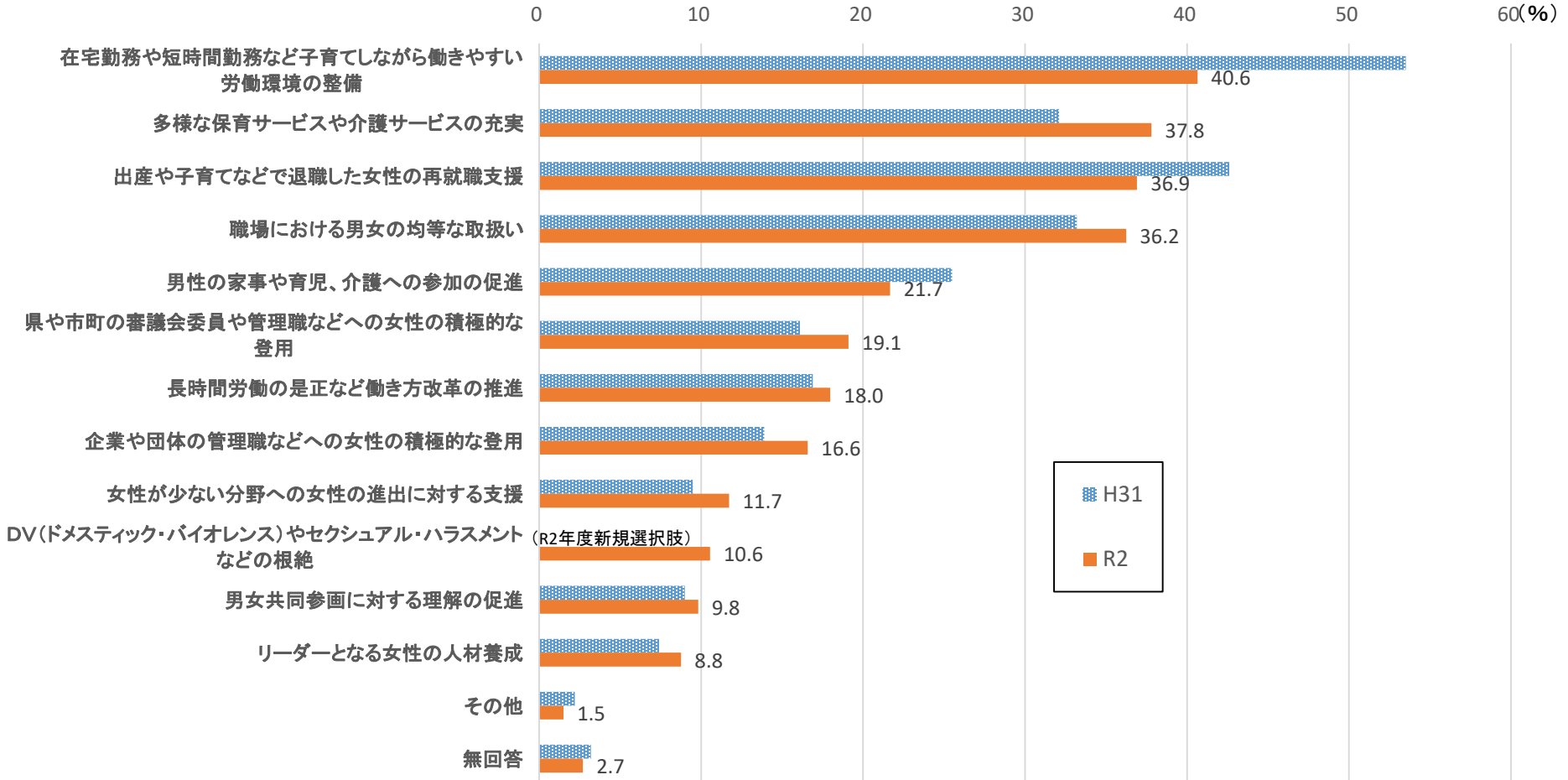
⑯人間性豊かで個性あふれる子どもたちを育てるうえで重要なこと



- R2年度の調査結果は、「子どもが個々の能力を磨き、発揮できる機会の創出」(43.7%)が最も多く、次いで、「教員が子ども一人ひとりに向き合うための業務改善」(38.5%)、「暴力行為、いじめなどの問題行動、不登校の防止」(37.9%)、「各学校における指導の充実と児童生徒の学習意欲の向上」(35.2%)となり、**成果発表会や大会の確保、児童生徒に寄り添った教育・指導体制の整備**を求める声が多い。
- R2年度とH31年度の調査結果を比較すると、R2年度に新たに選択肢に追加した、「子どもが個々の能力を磨き、発揮できる機会の創出」が43.7%、「ICTを効果的に活用した教育のための環境整備」が12.1%となった一方で、「地域社会が学校を支援する仕組みづくり」が11%減少(31.3%→20.3%)した。

県民意識調査結果(2)

⑰女性が輝く香川を実現するうえで重要なこと

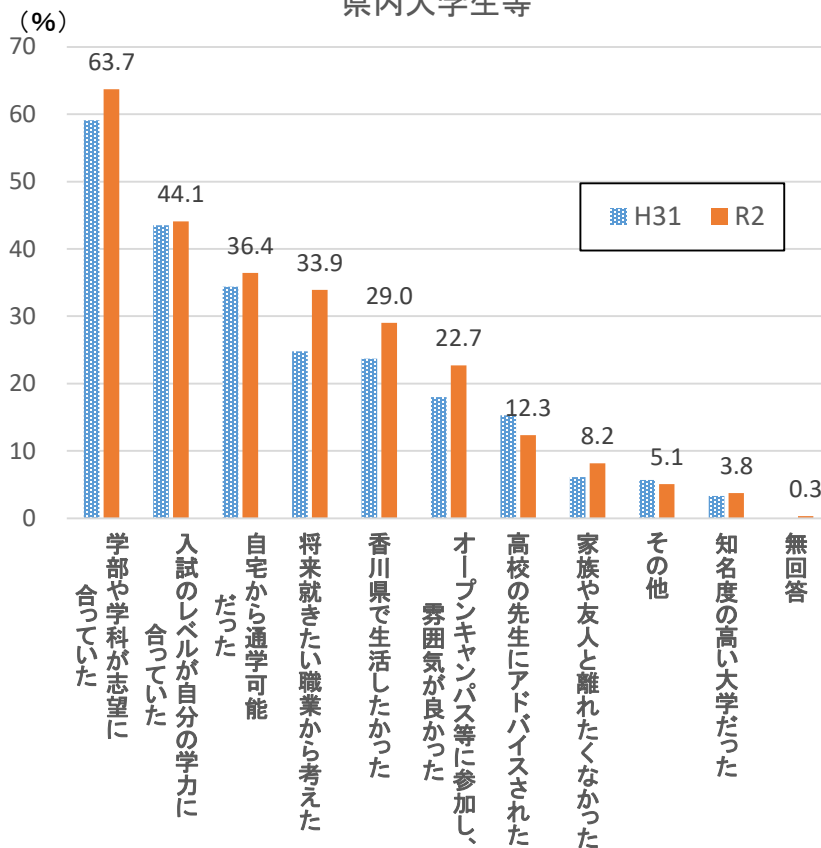


- R2年度の調査結果は、「在宅勤務や短時間勤務など子育てしながら働きやすい労働環境の整備」(40.6%)が最も多く、次いで、「多様な保育サービスや介護サービスの充実」(37.8%)、「出産や子育てなどで退職した女性の再就職支援」(36.9%)、「職場における男女の均等な取扱い」(36.2%)となり、仕事と生活を両立できる雇用環境の整備や保育・介護サービスの充実、再就職に向けた支援を求める声が多い。
- R2年度とH31年度の調査結果を比較すると、R2年度に新たに選択肢に追加した、「DV(ドメスティック・バイオレンス)やセクシュアル・ハラスメントなどの根絶」が10.6%となった一方で、「在宅勤務や短時間勤務など子育てしながら働きやすい労働環境の整備」が約13%減少(53.5%→40.6%)した。

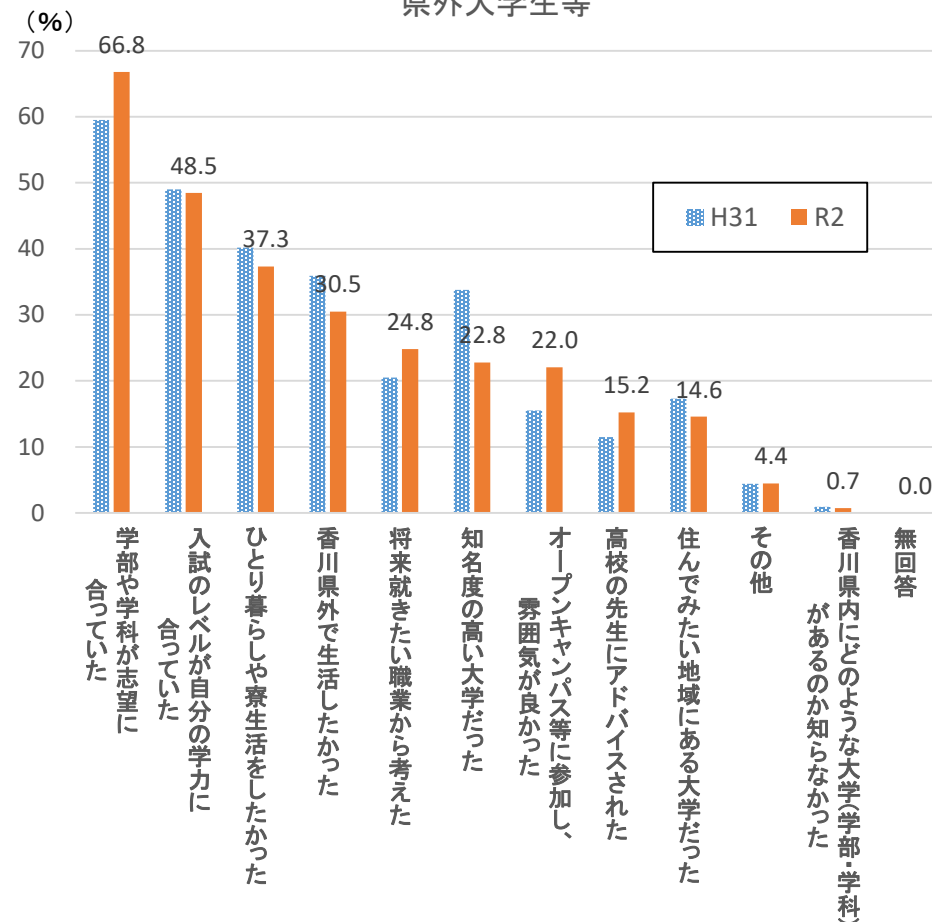
県内大学生・県出身県外大学生等アンケート調査結果

①大学等への進学理由

県内大学生等



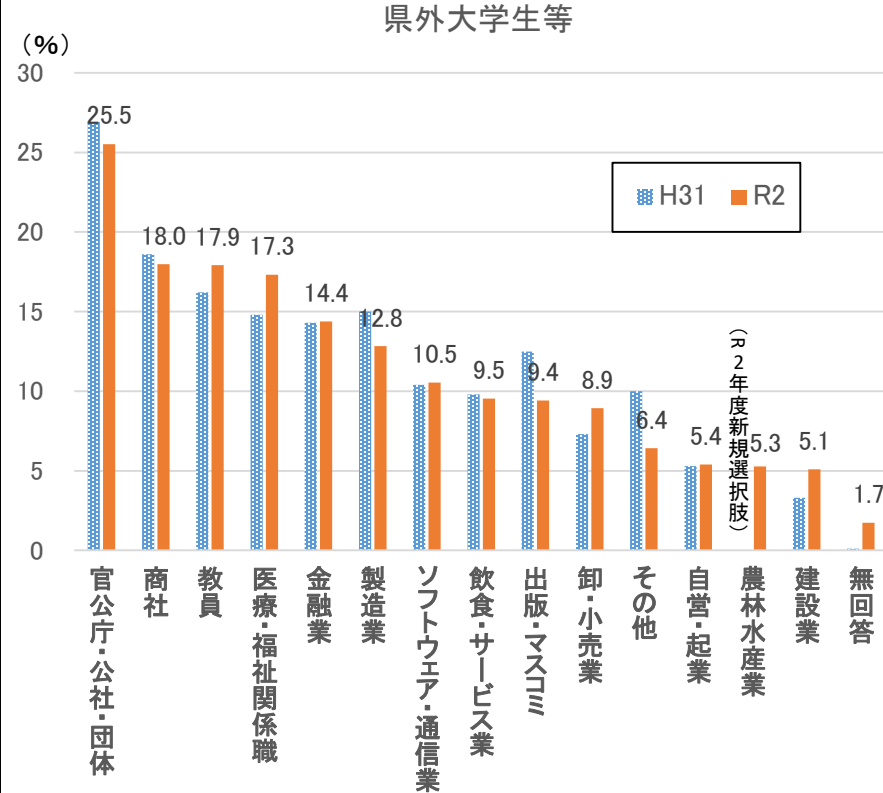
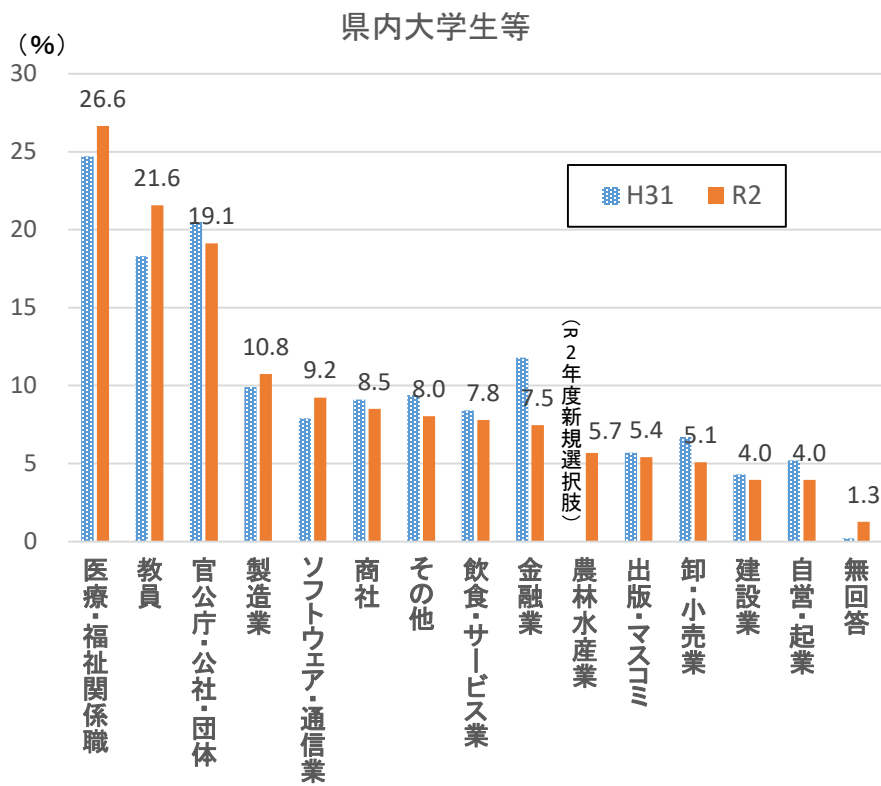
県外大学生等



- R2年度の調査結果では、県内大学生と県外大学生どちらも、「学部や学科が志望に合っていた」が6割以上(県内大学生:63.7%、県外大学生:66.8%)で最も多く、次いで、「入試のレベルが自分の学力に合っていた」が多かった。
- R2年度とH31年度の調査結果を比較すると、県内大学生では、「将来就きたい職業から考えた」が約9%増加(24.8%→33.9%)した一方で、県外大学生では、「知名度の高い大学だった」が11%減少(33.8%→22.8%)した。

県内大学生・県出身県外大学生等アンケート調査結果

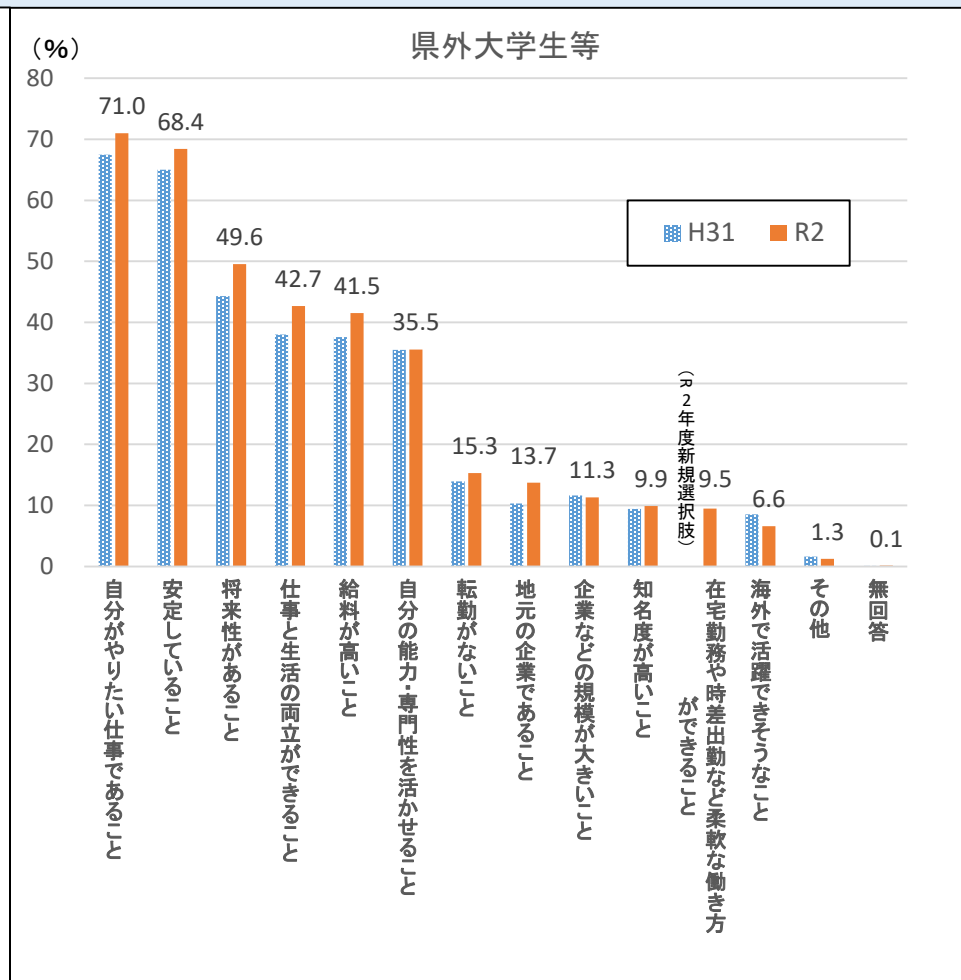
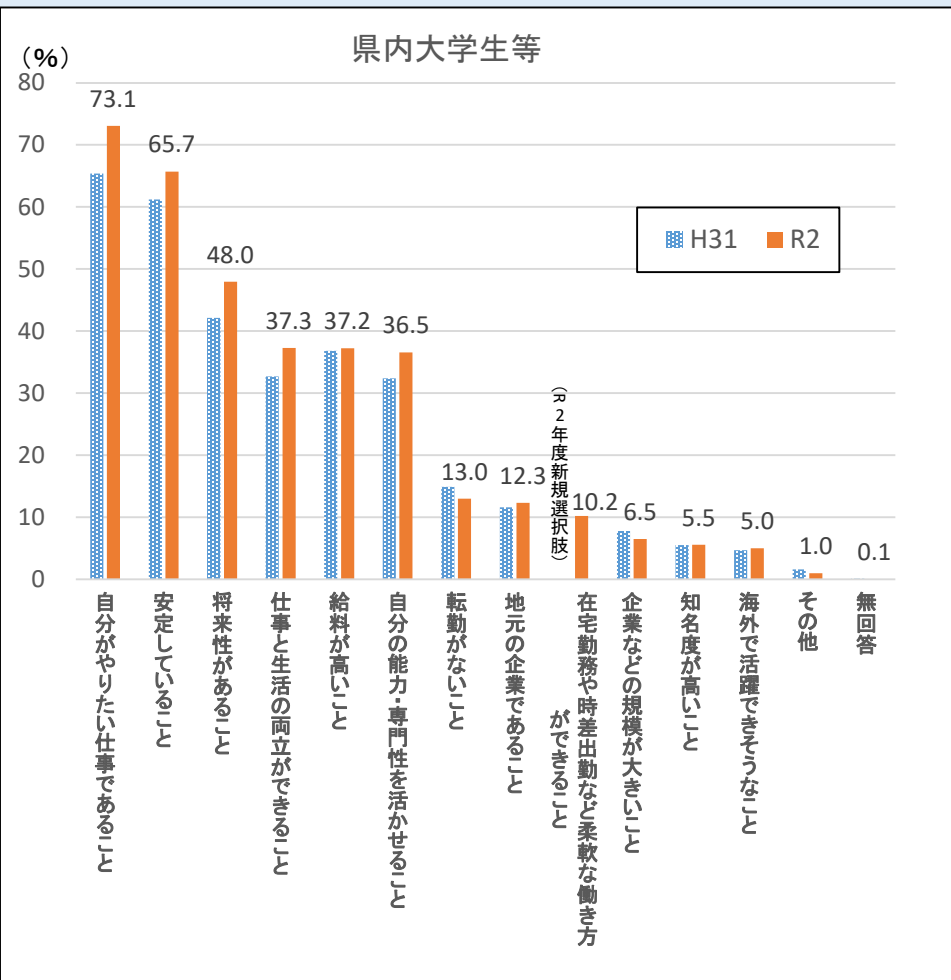
②卒業後に就きたい職業



- R2年度の調査結果では、県内大学生では、「医療・福祉関係職」が最も多く(26.6%)、次いで、「教員」(21.1%)、「官公庁・公社・団体」(19.1%)が多い。また、県外大学生では、「官公庁・公社・団体」(25.5%)が最も多く、次いで、「商社」(18.0%)、「教員」(17.9%)、「医療・福祉関係職」(17.3%)が多かった。
- R2年度とH31年度の調査結果を比較すると、県内大学生では、依然として、「医療・福祉関係職」への就職意向が多い一方で、「金融業」が約4%減少(11.8%→7.5%)した。また、県外大学生では、依然として、「官公庁・公社・団体」への就職意向が多い一方で、「出版・マスコミ」が約3%減少(12.5%→9.4%)した。

県内大学生・県出身県外大学生等アンケート調査結果

③就職先を決めるときに重視すること



- R2年度の調査結果では、県内大学生、県外大学生ともに、「自分がやりたい仕事であること」が7割以上で最も多く(県内大学生:73.1%、県外大学生:71.0%)、次いで、「安定していること」が6割以上で多かった。
- R2年度とH31年度の調査結果を比較すると、県内大学生では、「自分がやりたい仕事であること」が約8%増加(65.4%→73.1%)、「将来性があること」が約6%増加(42.1%→48.0%)した。県外大学生では、「将来性があること」が約5%増加(44.3%→49.6%)、「仕事と生活の両立ができること」も約5%増加(38.0%→42.7%)した。

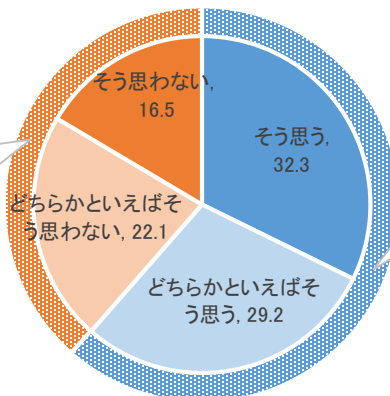
県内大学生・県出身県外大学生等アンケート調査結果

④香川県での卒業後の生活意向

H31

県内大学生等

香川県での生活希望なし, 38.51%

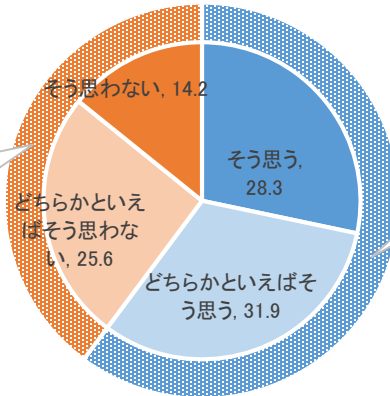


香川県での生活希望あり, 61.5%

H31

県外大学生等

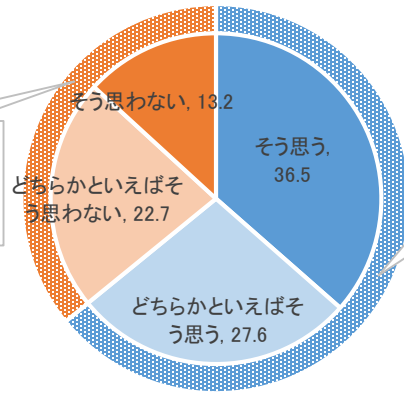
Uターン希望なし, 39.8%



Uターン希望あり, 60.2%

R2

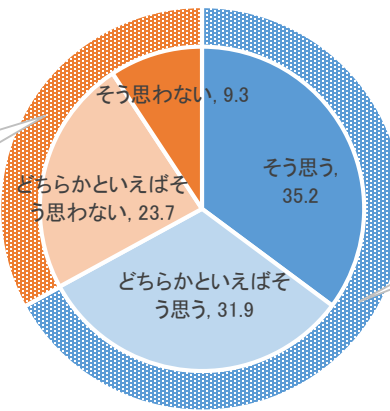
香川県での生活希望なし, 35.9%



香川県での生活希望あり, 64.1%

R2

Uターン希望なし, 33.0%

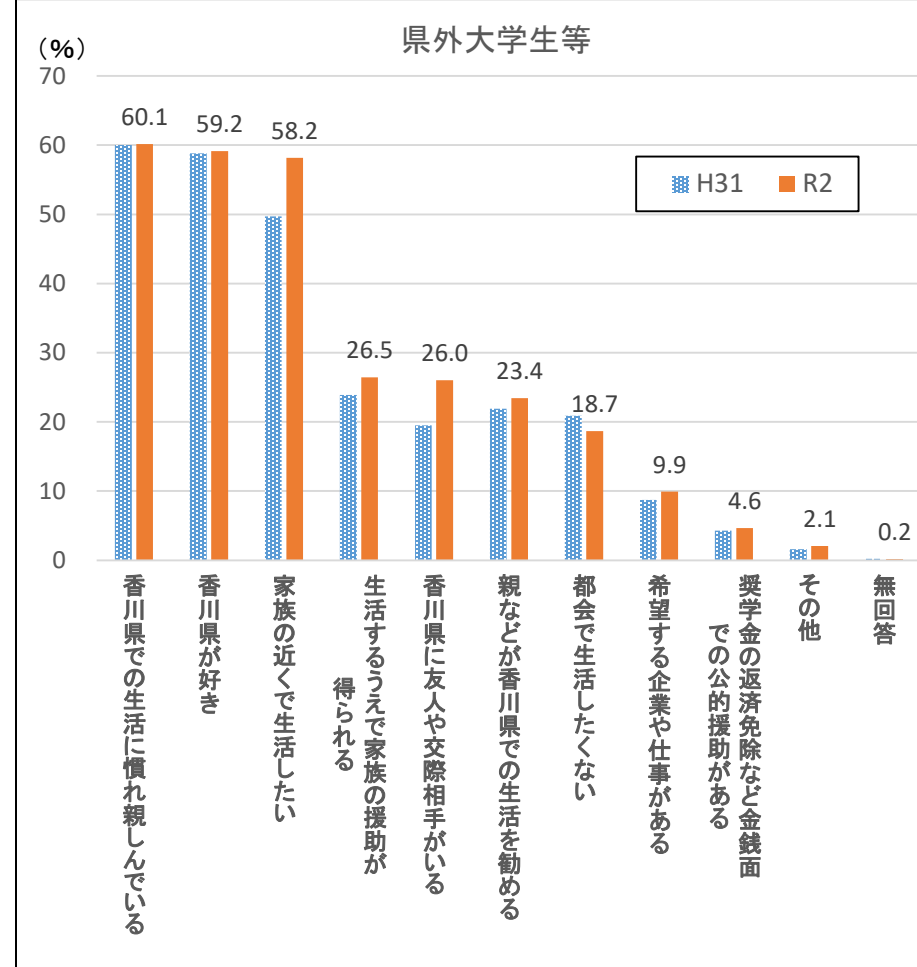
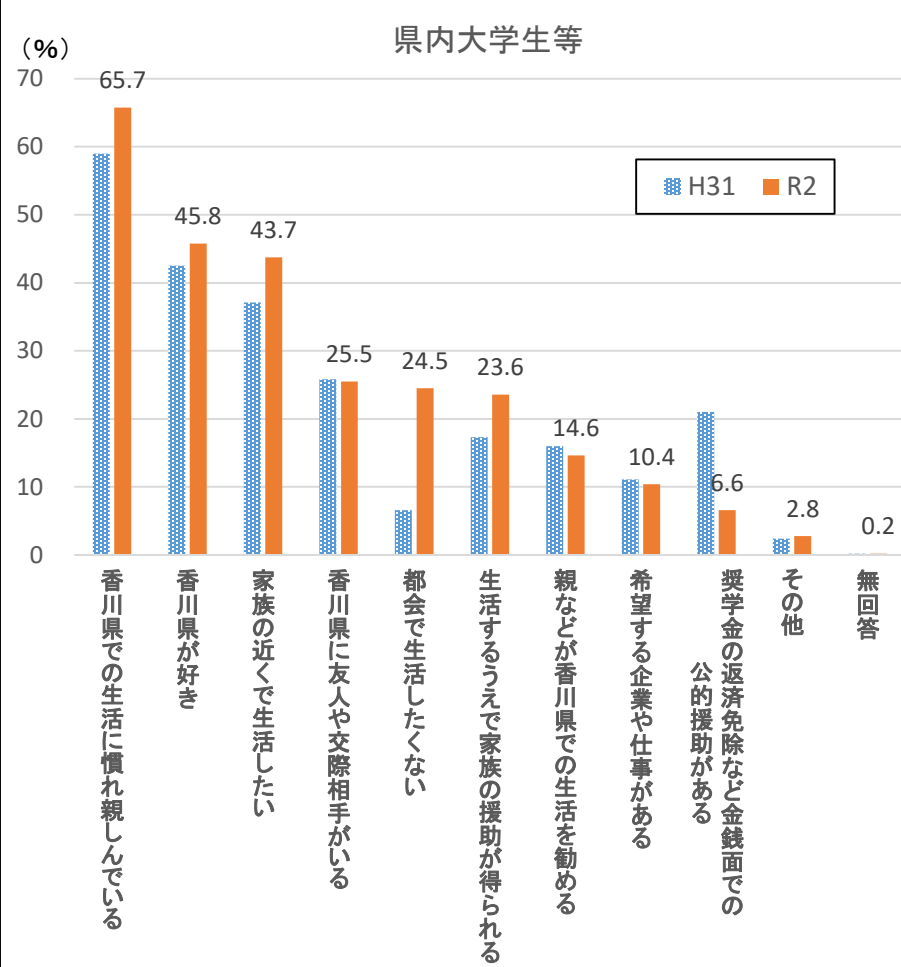


Uターン希望あり, 67.0%

- R2年度の調査結果では、「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を合わせた「香川県での生活希望あり」、「Uターン希望あり」が県内大学生(64.1%)、県外大学生(67.0%)ともに、6割以上であった。
- R2年度とH31年度の調査結果を比較すると、県内大学生では、「香川県での生活希望あり」は約3%増加(61.5%→64.1%)し、県外大学生では、「Uターン希望あり」が約7%増加(60.2%→67.0%)しており、全体として、県内での生活意向が強くなり、特に、県外大学生のUターン希望がより強くなっている。

県内大学生・県出身県外大学生等アンケート調査結果

⑤香川県で暮らしたい理由、香川県に戻りたい理由

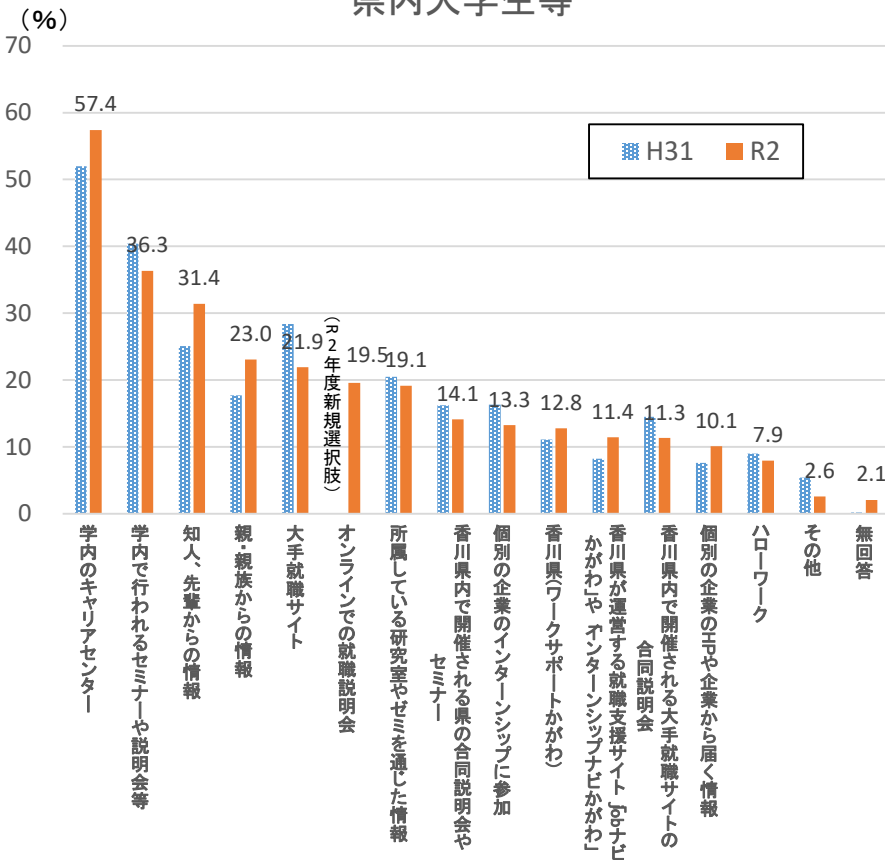


- R2年度の調査結果では、県内大学生では、「香川県での生活に慣れ親しんでいる」が6割以上で最も多く、県外大学生では、「香川県での生活に慣れ親しんでいる」、「香川県が好き」「家族の近くで生活したい」が6割前後で多かった。
- R2年度とH31年度の調査結果を比較すると、県内大学生では、「都会で生活したくない」が約18%増加(6.6%→24.5%)し、県外大学生では、「家族の近くで生活したい」が約9%増加(49.7%→58.2%)しており、**新型コロナの感染リスクの高い都会での生活を避け、家族の近くで生活したいといった意向が強くなっている。**

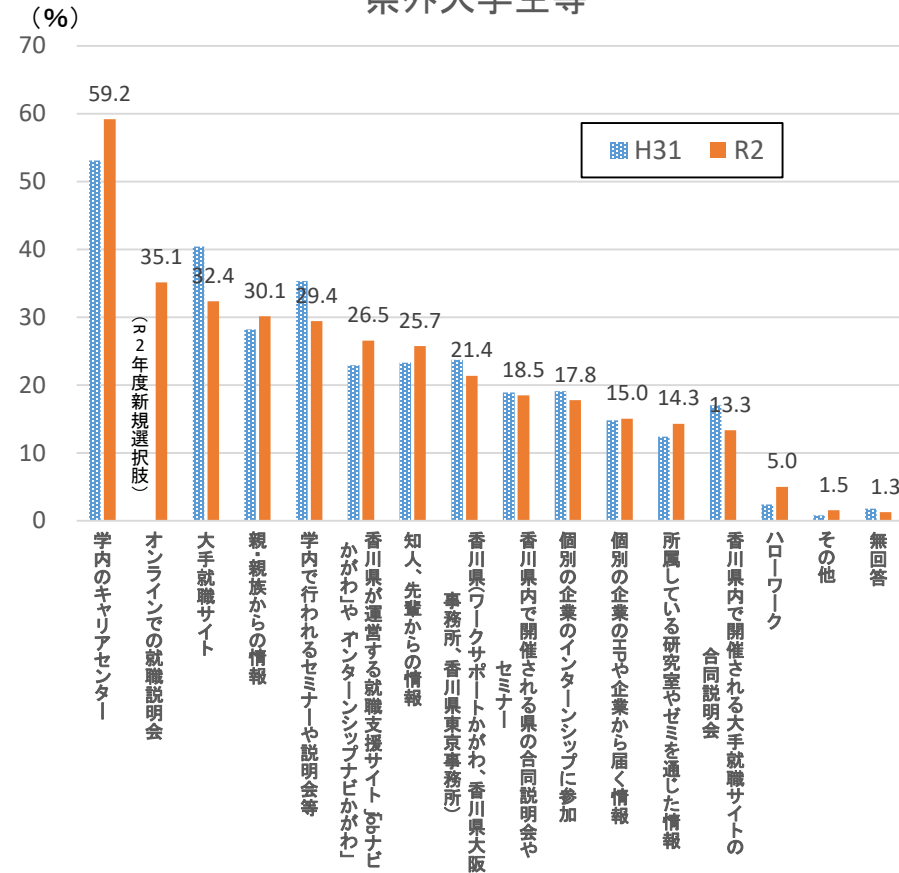
県内大学生・県出身県外大学生等アンケート調査結果

⑥香川県での就職情報を得る方法

県内大学生等



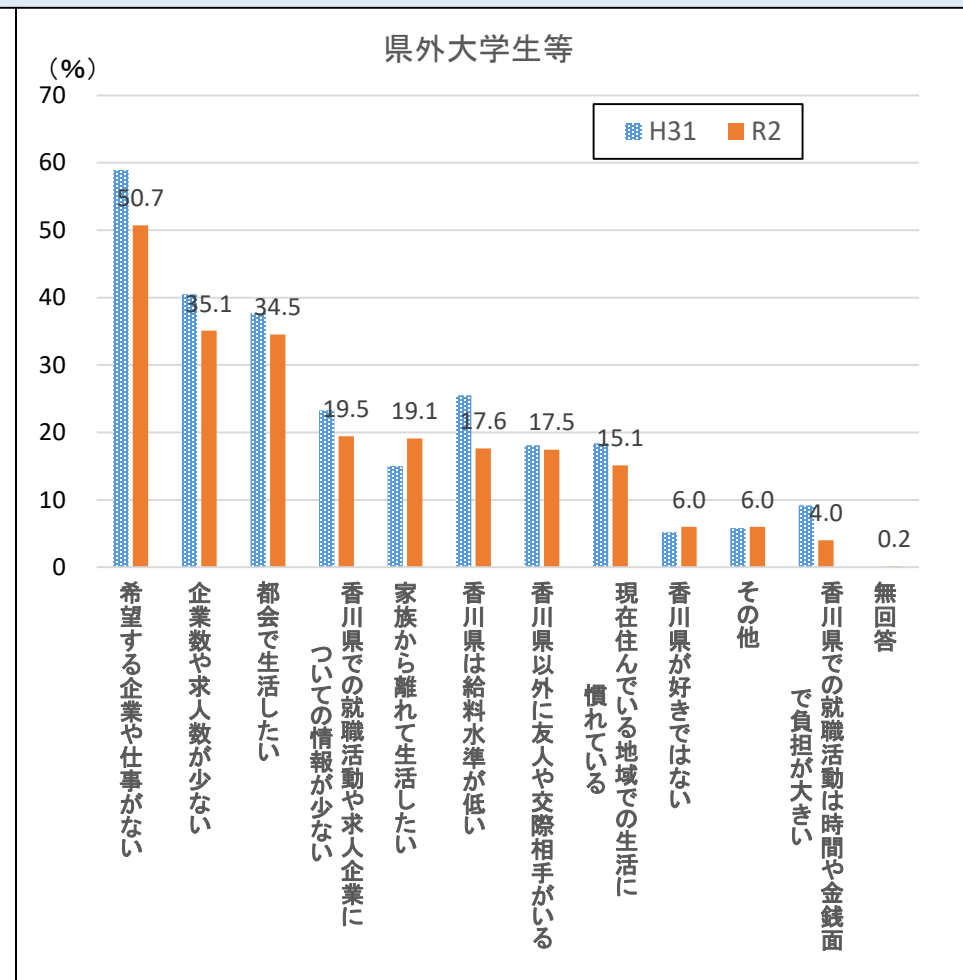
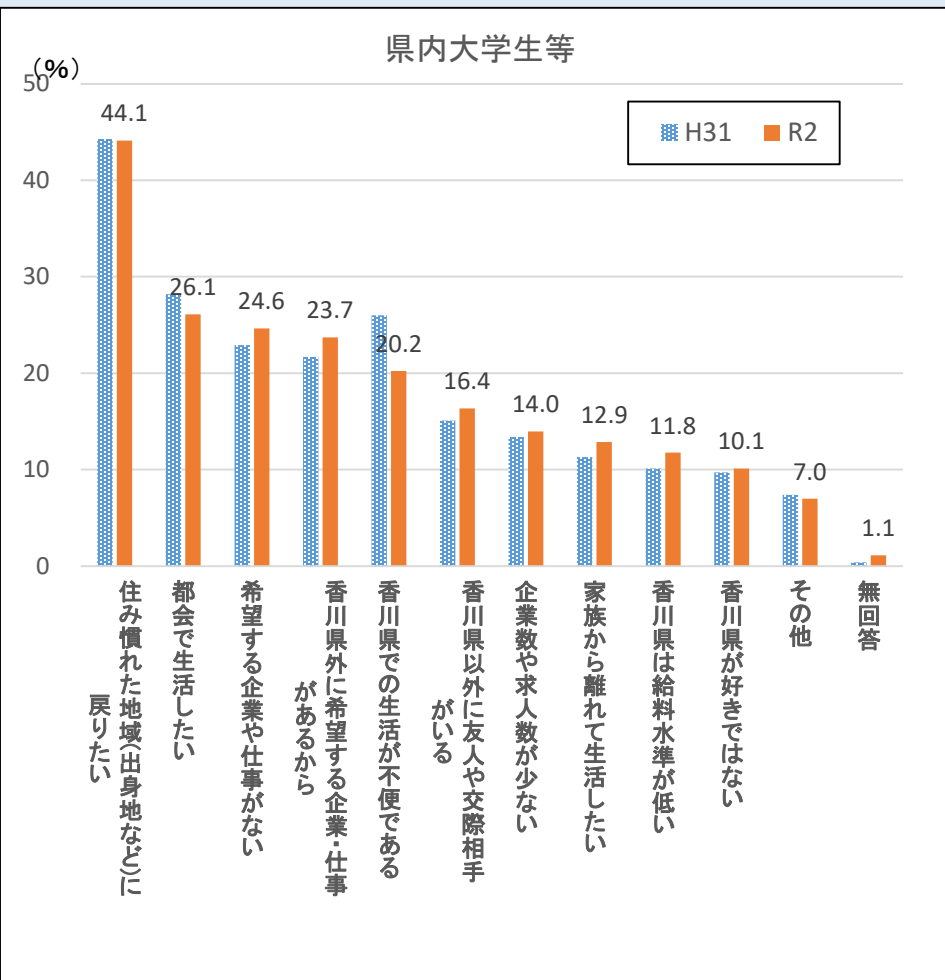
県外大学生等



- R2年度の調査結果では、県内大学生では、「学内のキャリアセンター」(57.4%)が最も多く、次いで、「学内で行われるセミナーや説明会等」(36.3%)が多い。県外大学生では、「学内のキャリアセンター」(59.2%)が最も多く、次いで、「オンラインでの就職説明会」(35.1%)となっており、ICTを活用した就職活動の機会が増えている。
- R2年度とH31年度の調査結果を比較すると、県内大学生、県外大学生ともに、「学内のキャリアセンター」が6%程度増加しているほか、県内大学生では、「知人や先輩からの情報」が約6%増加(25.1%→31.4%)、県外大学生では、R2年度に新規で追加した選択肢である「オンラインでの就職説明会」が35.1%となっている。

県内大学生・県出身県外大学生等アンケート調査結果

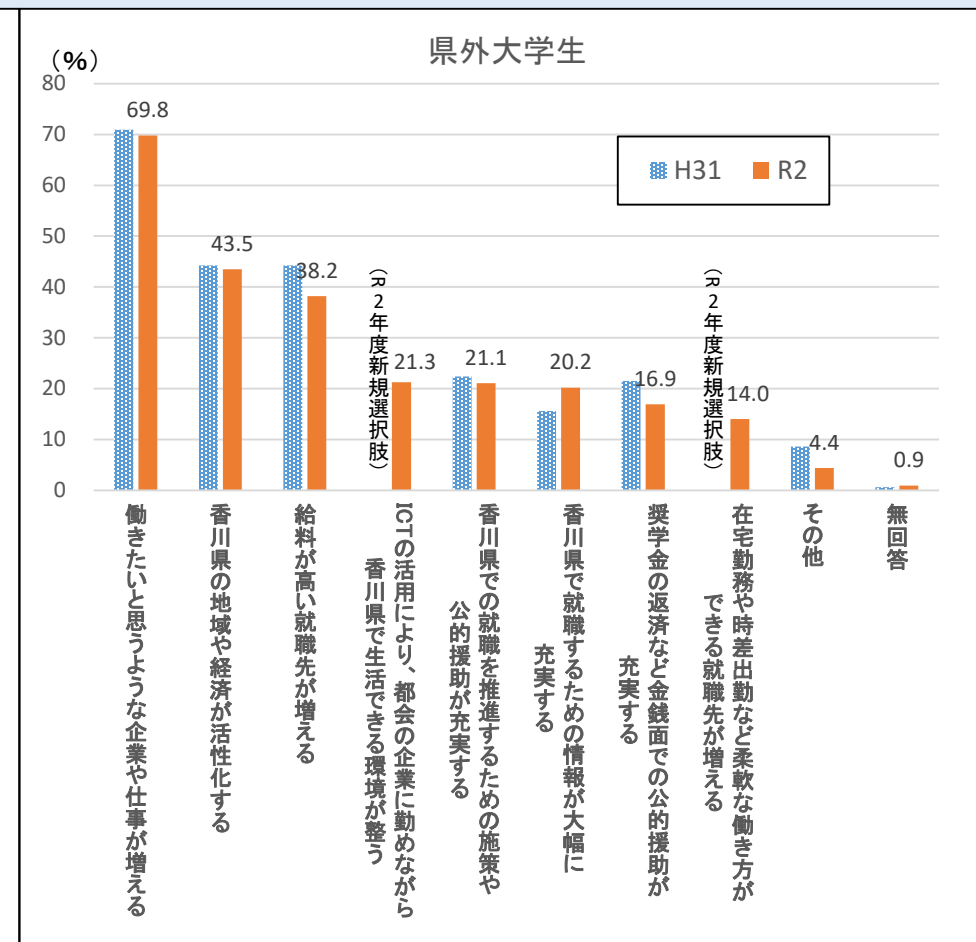
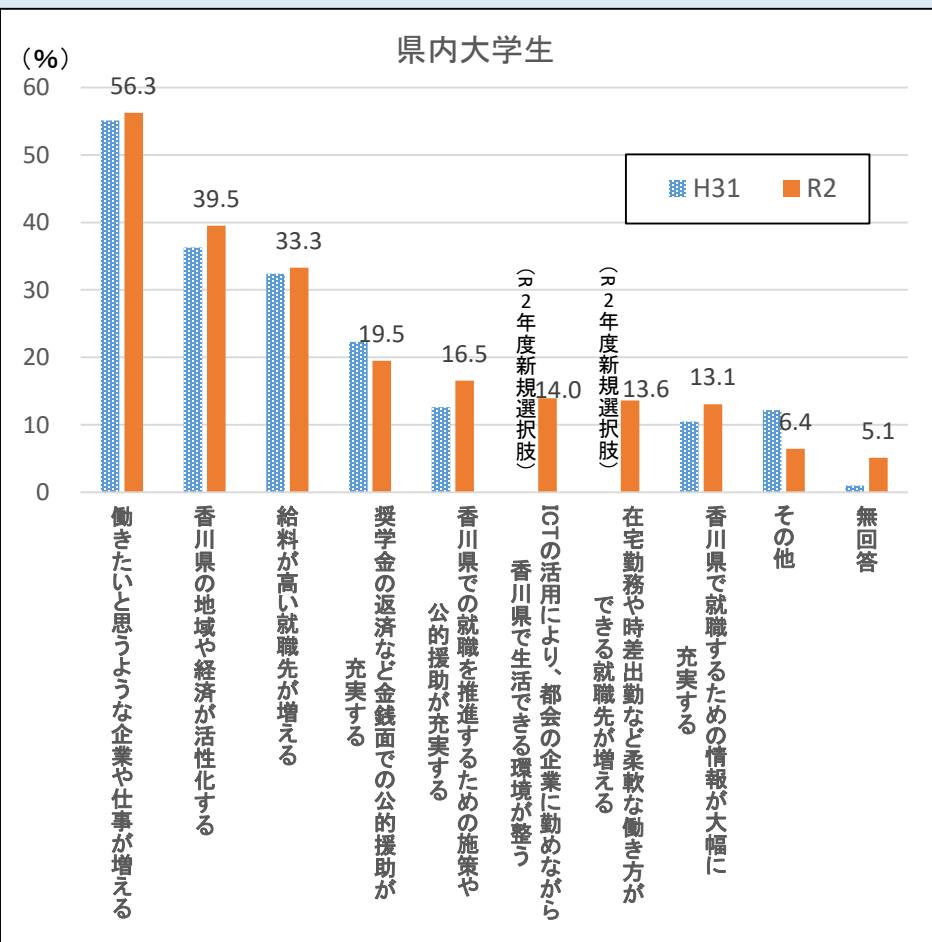
⑦香川県で暮らしたいと思わない理由、香川県に戻りたいと思わない理由



- R2年度の調査結果では、県内大学生では、「住み慣れた地域(出身地など)に戻りたい」(44.3%)が最も多く、県内の大学に進学した学生のUターン希望が多くみられる。県外大学生では、「希望する企業や仕事がない」(50.7%)が最も多い。
- R2年度とH31年度の調査結果を比較すると、県内大学生では、「香川県での生活が不便である」が約6%減少(26.0%→20.2%)した。県外大学生では、「希望する企業や仕事がない」が約8%減少(58.9%→50.7%)し、「香川県は給料水準が低い」も約8%減少(25.5%→17.6%)した。

県内大学生・県出身県外大学生等アンケート調査結果

⑧実現すれば香川県で就職・生活するかもしれないもの



- R2年度の調査結果では、県内大学生、県外大学生ともに、「働きたいと思うような企業や仕事が増える」が最も多く(県内大学生:56.3%、県外大学生:69.8%)、若者の地元定着を図るためには、若者に魅力のある働く場を創出することが必要である。
- R2年度とH31年度の調査結果を比較すると、県内大学生では、「香川県での就職を推進するための施策や公的援助が充実する」が約4%増加(12.6%→16.5%)し、県外大学生では、「香川県で就職するための情報が大幅に充実する」が約5%増加(15.5%→20.2%)した。